各 都 道 府 県 総 務 部 長
(人事担当課、市町村担当課、区政課扱い)
各 指 定 都 市 総 務 局 長
(人事担当課扱い)
各 人 事 委 員 会 事 務 局 長

総務省自治行政局公務員部公 務 員 課 長 (公 印 省 略)

人事院規則 15-14 (職員の勤務時間、休日及び休暇) の一部改正等について (令和7年4月1日施行のフレックスタイム制の見直し関係)

本日、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係人事院規則の整備等に関する人事院規則(人事院規則1-82)が公布されるとともに、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係人事院事務総長通知の一部改正について(通知)」(令和6年事企法-87)等の関連通知が発出され、令和6年4月1日から順次施行されることとなります。

今般の改正は、令和5年8月7日に人事院が行った「公務員人事管理に関する報告」に おける「柔軟な働き方を実装するための制度改革の推進等」のうち、(ア)フレックスタイム 制の見直し及び(イ)勤務間のインターバルの確保に関する対応です。

このうち(ア)フレックスタイム制の見直しに関して、下記のとおり、今般の改正の内容を お示しします。

「公務員人事管理に関する報告」においては、「フレックスタイム制等の活用による柔軟な働き方の推進は、職員一人一人の能力発揮やワーク・ライフ・バランスの実現、健康確保を通じた公務職場の魅力向上につながるほか、公務能率の向上にも資するものである」とされています。フレックスタイム制については、令和5年4月より、制度の一部柔軟化がされたところですが、この柔軟化の効果が十分に発揮され、個々の職員の健康確保や希望・事情に応じた働き方がより一層可能となるよう、今般、制度の更なる柔軟化を行うものです。

フレックスタイム制を未だ導入していない地方公共団体においては、まずは、条例により制度を設けていただくよう検討をお願いいたします。また、既にフレックスタイム制度を導入している地方公共団体を含め、制度の更なる柔軟化についても検討いただいた上で、各地方公共団体の実情に即し、適切にご判断いただくようお願いいたします。

つきましては、今般、更に柔軟化された国家公務員に係る制度と同様の制度を各地方公

共団体において整備する際に改正する必要がある条例(案)の改正(別添1の新旧対照表参照)と、「地方公共団体におけるフレックスタイム制の運用について(通知)」(平成28年4月1日総行公第33号)の改正(別添2の新旧対照表参照)について、お示しします。各地方公共団体における制度の導入・柔軟化に当たっては、国家公務員における関連法及び人事院規則等の内容を踏まえるとともに、労働基準法(昭和22年法律第49号)を遵守し、適切な措置を講じられるようお願いします。

各都道府県においては、貴都道府県内の市区町村等に対しても御連絡いただくようお願いします。なお、本通知については地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対しても情報提供を行っていることを申し添えます。

本通知は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第59条(技術的助言)及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4(技術的な助言)に基づくものです。

記

- 1 国家公務員におけるフレックスタイム制の主な見直し内容
- (1) 勤務時間を割り振らない日を設定できる措置の対象の拡大に伴う措置
 - ・ 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第73号) による一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成6年法律第33号)等の改 正により、各省各庁の長が、一般の職員について、勤務時間の総量を維持した上で、 現行の育児介護等職員と同様に、勤務時間を割り振らない日を設けることが可能とな ることを踏まえ、一般職の職員に係る勤務時間の割振りの基準及び手続を、現行の育 児介護等職員と同一のものとすること。
 - ・ 単位期間に関しては、原則4週間とされているところ、育児介護等職員に限り、1 ~4週間のうち職員が選択する期間とする取扱いは維持すること。

(2) 勤務時間の勤務開始後の割振り変更

・ 各省各庁の長が、業務の状況の変化等の事情がある場合において、職員から申告が あったときは、公務の運営に支障がないと認める範囲において、その日の勤務時間の 割振りを将来に向かって変更することを可能とすること。

(3) 勤務時間の割振り等の基準に係る別段の定めの特例

- ・ 各省各庁の長は、深夜の時間帯の勤務に係る基準を定めるに当たり、勤務時間の一 定の間隔を確保する場合は人事院との協議を要しないものとされているが、これにつ いて、基準をわかりやすくする観点から見直しを行うこと。
- ・ 具体的には、深夜の時間帯に勤務時間を割り振る場合には、業務上必要最小限のものとなるようにし、かつ、勤務時間の割振りの直前及び直後に少なくとも連続11時間の間隔を設けている場合には、人事院の協議を不要とすることとすること。

- (4) 関連制度及び規定の合理化・簡素化
- ① フレックスタイム制の職員の区分の廃止・基準の統一化
 - ・ 一般の職員のうち、研究職俸給表の適用を受ける職員、特定専門スタッフ職員 (専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員のうち、調査、研究又は情報の分析を 主として行う職員)、矯正医官等に分類されている現行の区分を廃止し、基準を統 一化すること。

職員の類型	現行	改正後
一般の職員	【最短勤務時間数】	【最短勤務時間数】
(下記以外の職	2~4時間で各省各庁の長が定める時間	2~4時間で各省各庁の長が定
員)	(これを下回ることができる日(※)を各	める時間
	省各庁の長が週1日まで設定可)	(週1日(#)はこれを下回る
	【コアタイム】	ことができる(勤務時間を割り
	毎日 (※の日を除く)	振らない日を追加して設ける週
	2~4時間で各省各庁の長が定める時間	を除く))
	 【週休日の追加】	【コアタイム】
	【週外日の追加】 不可	毎日(#の日を除く)
研究職員	 【最短勤務時間数】	2~4時間で各省各庁の長が定
(公務能率向上	2時間	める時間
に資すると認め	(これを下回ることができる日(※)を各	【勤務時間を割り振らない日の
る場合)	省各庁の長が週1日まで設定可)	追加】
特定専門スタッ	【コアタイム】	可
フ職員	1日以上(※の日を除く)	ソン・エロな中日マのルマルフルギーフ
(公務能率向上	2~4時間で各省各庁の長が定める時間	※ 研究職員その他これに類する 職員として各省各庁の長が認め
に特に資すると 認める場合)	「国仕口の泊加」	る者 (現行の特定専門スタッフ
中心はりる/初日)	【週休日の追加】 不可	職員を想定)について、公務の
		能率の向上のため、必要と認め
719 112 22 11	2時間	られる範囲内で、コアタイムを
	(これを下回ることができる日(※)を各	月曜日から金曜日までのうち1
	省各庁の長が週1日まで設定可)	日以上とすることができる規定
	 【コアタイム】	を創設
	【コクダイム】 毎日(※の日を除く)	(現行のコアタイムと同様の運
	2時間	用が可能)
		 ※ 現行の配慮規定の趣旨を踏ま
	【週休日の追加】 不可	え、研究職員等、矯正医官及び
	【最短勤務時間数】	育児介護等職員については、で
日九月成寸概具	【取应到笏吋间奴】 2~4時間で各省各庁の長が定める時間	きる限り職員の申告どおり勤務
	(週1日(#)はこれを下回ることができ	時間の割振り等を行うことが望
	る(週休日を追加して設ける週を除く))	ましい旨を別途局長通知等で周 知
	【コアタイム】	···
	毎日(#の日を除く)	※ 育児介護等職員に係る単位期

2~4時間で各省各庁の長が定める時間	間の取扱いは、現行の仕組みを
【週休日の追加】	存置

(注) コアタイムを設定する時間(9時~16時)、フレキシブルタイム(5時~22時)及び育児短時間勤務職員に関する基準(最短勤務時間数:2時間、コアタイム:なし、勤務しない日の追加:不可)は変更なし。

② 休憩時間に関する要件の見直し

・ 休憩時間を分割、延長若しくは短縮し、又は短時間の休憩を追加できる事由について、フレックスタイム制における休憩時間の取扱い(30分以上の休憩時間を任意に設定可能)との均衡等を考慮し、必要な見直しを行うこと。

~H /-	-1 1/4
以上的一个人	改正後
休憩時間を <u>正午から午後1時</u> に置くこと	休憩時間を <u>標準的な休憩時間</u> に置くことに
により業務を処理するための必要な要員	より業務を処理するための必要な要員の確
の確保が困難となる場合	保が困難となる場合
・勤務時間の一部において在宅勤務 <u>(職</u>	・勤務時間の一部において在宅勤務を行う
<u>員の住居における勤務に限る。)</u> を行う場	場合に、職場と在宅勤務場所を移動すると
合に、職場と自宅を移動するとき	き
等	等
・小学校就学の始期に達するまでの子を	・職員が小学校の始期に達するまで又は小
養育するとき	<u>学校等に修学している子の養育</u> 又は要介護
・小学校等に就学している子を送迎する	者の介護をするとき
ために自宅以外に赴くとき	※ フレックスタイム制における育児介護等
・要介護者を介護するとき	職員と同一とする。
等	※ 人事院規則10-11(育児又は介護を行う
	職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超
	過勤務の制限)で定める育児を行う職員の
	早出遅出勤務においても同様に改正
	等
_	_
	※ 事由の変更なし。
	により業務を処理するための必要な要員の確保が困難となる場合 ・勤務時間の一部において在宅勤務 <u>(職員の住居における勤務に限る。)</u> を行う場合に、職場と自宅を移動するとき等 ・小学校就学の始期に達するまでの子を養育するとき ・小学校等に就学している子を送迎するために自宅以外に赴くとき・要介護者を介護するとき

※ 休憩時間を延長又は追加した場合において、始業の時刻は午前5時以後に、終業の時刻は午後 10時以前に設定することを必要とする基準や、職員からの申告に基づき特例を認める取扱いは 維持する。

③ その他関連規定の見直し

・ 現行の人事院規則15-14 (職員の勤務時間、休日及び休暇)や運用通知等のフレックスタイム制及び休憩時間等に係る規定に関し、各府省人事当局や制度利用者ができる限り分かりやすいものとなるよう見直すこと。

2 非常勤職員のフレックスタイム制

- ・ 非常勤職員である期間業務職員については、業務の性質等に応じ、各省各庁の長の 判断により、職員の希望を踏まえ、常勤職員のフレックスタイム制と同様に勤務時間 を定めることを可能とすること。
- ・ 具体的には、各省各庁の長は、期間業務職員について、期間業務職員の申告を考慮 して当該期間業務職員の勤務時間を定めることが公務の運営に支障がないと認める場 合には、期間業務職員の申告を経て、当該期間業務職員の勤務時間を定めることがで きること。

3 施行期日

施行期日は令和7年4月1日とすること。

【参考】公務員人事管理に関する報告(フレックスタイム制の見直し部分 抜粋)

- 3 多様なワークスタイル・ライフスタイル実現と Well-being の土台となる環境整備
- (1) 多様なワークスタイル・ライフスタイルを可能とする取組

前述のとおり、職員がやりがいを持って生き生きと働くことができる環境を作り、公務職場の魅力向上を図るため、職員の希望や事情に応じた時間や場所での勤務を可能とする、より柔軟な働き方の推進を始めとする取組が求められている。本年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2023」においても、国家公務員について、時間や場所にとらわれない働き方の充実等により働き方改革を一層推進することとされている。本院は、以下のとおり、柔軟な働き方を推進するとともに、仕事と生活の両立支援、職員の選択を後押しする給与制度上の措置を進める。

ア 柔軟な働き方を実装するための制度改革の推進等

本院では、昨年1月から本年3月にかけて、学識経験者により構成する「テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の在り方に関する研究会」を開催した。研究会では、今後の国家公務員の目指すべき働き方、より柔軟なフレックスタイム制等による働き方、テレワーク、勤務間インターバルの在り方といった検討事項について議論が行われ、本年3月に、最終報告が取りまとめられた。

この最終報告の提言の内容を基本として、関係各方面と調整をしつつ、次の措置の実現を図る。

(ア) フレックスタイム制の見直し

フレックスタイム制等の活用による柔軟な働き方の推進は、職員一人一人の 能力発揮やワーク・ライフ・バランスの実現、健康確保を通じた公務職場の魅 力向上につながるほか、公務能率の向上にも資するものである。

フレックスタイム制については、研究会の中間報告(令和4年7月)の内容 を踏まえ、本年4月より、コアタイム及び1日の最短勤務時間数等の基本的な 枠組みの柔軟化を行い、各省各庁の長は、週1日を限度に、これらを免除する 日を設定することもできることとしている。

この柔軟化の効果が十分に発揮され、個々の職員の健康確保や希望・事情に応じた働き方がより一層可能となるよう、以下の見直しを図る。

- ① 現行においては、フレックスタイム制が適用される職員のうち、子の養育又は配偶者等の介護をする職員等(以下「育児介護等職員」という。)に限り、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することができることとされている。この措置の対象を育児介護等職員以外の職員(以下「一般の職員」という。)にも拡大する。
- ② 勤務時間の割振りは、適切な執務体制の確保の観点から、遅くとも勤務開始前に行う必要があるが、臨時・緊急の業務の状況の変化等により、職員が当

日の勤務時間の変更を申告した場合で、当該変更を行っても公務の運営に支 障がないと認めるときは、勤務開始後であっても、将来に向かっての勤務時 間の割振りの変更を可能とする。

③ 非常勤職員である期間業務職員についても、業務の性質等に応じ、各省各庁の長の判断により、職員の希望を踏まえ、常勤職員のフレックスタイム制と同様の勤務時間を定めることを可能とする。

これらの見直しは、各府省における勤務時間管理システムの改修等が必要となることを考慮し、令和7年4月から実施することが適切である。

これらの実現に向けて、イの説明のとおり、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(以下「勤務時間法」という。)の改正の勧告を行うとともに、勤務時間法の改正を踏まえ、人事院規則の改正等を行う。

制度の柔軟化を職員の柔軟な働き方につなげるためには、各府省において、職員に対する周知・啓発や、手続の簡素化等を通じた事務負担の軽減、利用しやすい雰囲気の醸成などによる環境整備を行うことが不可欠である。また、職員がフレックスタイム制を利用する場合においても、各職場において行政サービスを提供するための執務体制の確保がなされていることは当然の前提であり、職員が申告したとおりの割振りを行うと公務の運営に支障が生ずると認められる場合には、人事当局は当該申告と異なる割振りをすべきであることも、各職場まで周知される必要がある。さらに、個々の職員を尊重した働き方を各職場で実現するためには、人事当局や管理職員のみではなく、職員自身が、適切な公務運営の確保と各職員の柔軟な働き方を両立できる職場形成に積極的に参加していく必要がある。

本院は、こうしたフレックスタイム制の運用上のポイント等を内閣人事局と 連携して整理し各府省に提供するなどして、各府省における円滑な実施を支援 していく。

(1) ~(エ) (略)

【参考情報】公務員人事管理に関する報告(人事院ホームページ)

https://www.jinji.go.jp/kankoku/r5/r5 top.html

(連絡先)総務省自治行政局公務員部 【下記以外の事項】

> 公務員課 三木、阿部、向井 TEL:03-5253-5544

 \bigcirc 員 0) 勤 務 時 間 休 暇 等 に 関 する 条 例 案 新 旧 対 照 条

文

傍 線 部 分 は 改 正 部 分

(週休日及び	
動務時間の割	改
[振り等]	正
	後

じ、 年 日 だ項 11 三 前 カゝ て 日 5 規 週 曜 再 休 金該任 日 任 定 項 日 及 育 日 用 曜 命 及 曜 び を 短 日 児権 ょ び 日 設 土 時 ま 者 る 短 第 及 け 曜 間 で時 は ŧ 五 び H 勤 の間 0 条 土 に務 五勤 育 を 第 曜 加職 日 務 児 除 日 が 員 間 <_ え 等 短 項 は で て 及 に の時 きる。 月 び お内間 お 週 曜 任い容 勤 をい 休 日 期 て 務 に 11 て 日 付 週 従 職 う か 読 休 b 短 昌 V 4 勤 時 日 等 金 以 替 務 曜 間 を れに 下 え 時 日 勤設 らつ同 7 間 ま 務 のいじ 潍 け を て 用 で 職 る 日 割 員 もには 0) す ŋ لح に の加 五. る 振 つい す 日 لح え 必 同 ら Ĺ る。 間 て 要 条 て 月に 第 に V おは定曜応た 日

2

ること

にに勤に い定 ょ は 務 の任 時 適 間 前 職 職 用権 職 を 員 項 員を者 員 \mathcal{O} 割 \mathcal{O} の受 は \mathcal{O} 規 ŋ 勤 申け 振 申 定 務 告 る職 るこ 告 に 時 を 職 員 を カゝ 間 考 員 経 カコ لح を 慮を 人 わが割 除 事 l らず務 委員 n て 兀 振 週 \mathcal{O} 5 第 以会 間間 運 規 人 な 下 事 営 項 則 を 11 委 に 超 日 \mathcal{O} \mathcal{O} で 員 支 え を 規 項 定 な 会 障 設 定 に \otimes 1 規が け おる に 範 則な い職 ょ 囲 又 OV: る て 員 は お内 週 定 لح 同及 認 で \otimes 当 休 び ľ 週 る め該 日 次 \mathcal{O} 条 員ほ に \mathcal{O} カュ 規 0

事

委員

会規

則

で

定

8

る

期

以

下こ

0

項

に

11

て

3

3

调 日 及 び 勤 務 \mathcal{O} 割

現

行

る曜任い容 勤を = \exists 期 て に 条休 務 VV , う。 か付週 従 職 短休 5 い員 日 金 時 日 等 以 曜 曜 間を れに 下 日 日 勤 設 5 つ同 及 ま 務 のいじ け び時 て で 職 日 土間 る 員 £ \mathcal{O} に は 曜 لح 五にの 加 日 必す 日 2 لح え は 間い L て 要 におは定曜応た 休 じだし 年 日 11 日 Ļ 前 て 日 カゝ 当 週 曜 再ら 勤 休 日 任 金 該 任 務 日 及用曜 育 命時 を び短 日 児権間 土 時 設 ま 短者を け 曜間 で時は割 á 日 勤 の間 n に務 五. 勤 育 振 加職 日 務 児 6 が え 員 間 築 短な で 及 て に の時い 月 お内間 き てバ

2 勤の時超当 育 0 期間 き え 該 児 任 間 な 勤 育 短 七命 間 に務 い児 時 時 権 を つ職範短 間間者 は割い員 井 時 勤四は ŋ て 及 内 間 務 + び で 勤 職 月 五. る 任 勤 務 員 曜 分 ŧ 日 期 務 等 等 \mathcal{O} 日 \mathcal{O} に 付 時 \mathcal{O} に 勤 カン と 0 短間内 0 務 5 き間 す い時 を容 金 る 間割に 7 間 曜 時勤り従間務振い 時 勤 従はを 日 一週 割 ま 四 職 る _ ŋ で 日 十 員 ŧ 振 \mathcal{O} 間ごと 五に に る \mathcal{O} 五 کے 分 0 0 ŧ 日 L き をい の間 超 7 七 \mathcal{O} とに え は定時期 すお る。 な 年 間 間 V て、 前 四 11 に 範 週 再 + 0 囲 間 任 いだ 五. ごと て、 用 Ĺ 内 分 日 で 短

お 単 こ い 位 ろ 場 員い定 合の 7 \mathcal{O} 任 務 に 勤 適 命時 務 権 は 始 用 単 て 業 時 を 者 位 前間 及 受 人 事 職 び け 期 項 を 間 員 割 委 \mathcal{O} 終 る職振 員 規 ŋ 員 \mathcal{O} 業 職 숲 申 定 振 \mathcal{O} 員 を入る い規 告 に る 時 かかわわ う。 則 を か 刻 委 で 経 カ に < 。以下 員会規 定 0 からず、 ごと 11 \otimes 兀 る て こ の 0) 期 週 職 \mathcal{O} 則 期 間 間 人 運 員 で の 条 申 に 間 事 営 を 定 以 超 委 に に \Diamond え 員 支 告 おる 0 下 き 会 障 な を い職 前 のい規 が考 7 員 条 項 範 則 な慮 同及 に 及 开 \mathcal{O} 1 L び 規 び 内 定 と て 次 定 次 で \Diamond 認 当 条 週 る にの す 項 \Diamond 該 るに を る 職 0 規

ことができる。 間 る 期 を ょ 間 ように、 割 لح ŋ いう。 振 第 5 な 項 1 ごと 日 \mathcal{O} 規 を 設 0) 定 け 期 に よる 間 又 は 週 に 0 当 休 き 該 前 日 条に 職 \mathcal{O} 員 ほ のか 規 勤 に 定 でする 務 当 時 該 勤 間職 を員 務 割 \mathcal{O} 時 ŋ 勤 間 振務時とな

削 に は 従 る 従い ただし、 単 位期 勤 当該 務時 間ごとの期 間 職 を割 員 が 間 ŋ 育 につい 振 児 るも 短 時 て、 のとする。 間 勤 当 務 該 職 育 員 児 等 短 で 時 あ る場合 間 勤 務 等 に 0) あ 内 0 容て

4

勤 る 務 時 間 となるように 当 該 職 員 0) 勤 務 時 間 を 割 ŋ 振ることが

き

容 7

には、 従 ただし、 単 11 位 期 勤 務間 当 時 ごとの期 該 間 職 を 員 割り が 別り振る 育 児 について、短時間勤 るも のとする。いて、当該容 勤 務 職 育 員 等 児 短 で 時 あ 間 る 場 勤 合 務 等 に 0) あ 内 0 で

する。 勤務 て当 申 経 カコ 運 凋 わ 営 休 告 任 時 該 単 5 に を 日 0 命 間 ず 支 考 職 位 を 権 となるように 員 期 障 設 慮 て 者 \mathcal{O} 間 が け は 事 て 週 週 な لح 委 休 休 及 次 1 員 第 に び \mathcal{O} لح 日 日 期間 会規 当 認 掲 を 並 当 設 8 該 項 び げ 該 け に 則 る 職 \mathcal{O} に る 場 職 0) 員 規 始 職 0 業及 き第 員 及 定 合 定 員 勤 び 8 に \mathcal{O} に ょ び 勤 当 育 るところ は 務 該 項 る 終 務 時 児 週 時 期 同 間 業 \mathcal{O} 短 間 規 休 間 項 を \mathcal{O} 時 に 及 割 時 を 定 日 間 に 割 ょ び ŋ 刻 に に 勤 0 ŋ り き ょ 第 振 加 に 務 えて 振ることが 前 る ること 職 0 週 職員 条 項 11 員 当 休 て 等 規 が 該 規 日 を に 定 申 定 公 職 職 除 する で 加 告 に 務 員 員 え カュ

和二 に 人事 員 員 す 又 会 に 0 び ょ る ・委員会規則で定めるも 規 委 事 は ŋ + で 求 特 七 項 え託さ 則 情 民 条第 同 あ 別 配 配 第 に \mathcal{O} 偶 年 に 偶 + で 法 0 係 養 規 法 て 者 あ 者 定 第 法 る 子 条 れ 定 家 項 る者を含 等 \emptyset て 縁 に 明 \mathcal{O} \mathcal{O} 六 律 父母そ る者 事 条 兀 当 に 11 第 組 ょ 治 くる児童 審 該 お 配 第 0 百 0 ŋ を含 兀 職 判 偶 六 成 職 + て同 第二 \mathcal{O} む 者 項 + 員 事 立 員 九 そ 件 他 か む 兀 が に が 年 (届出をし 現に監 ľ 5 号 以 0) 号 が 当 法 第三 事 他 裁判 下こ 以 V 該 律 に 規 第 ·委員 これ 職 下 7 第 二十七 項 0 家 0) 第 定 護 所 員 八 会規 介護をする職員であって、 号 5 す す に な ま + 庭 لح + いでに る養 るも に に 条 係 裁 0 九 11 則 判 お 準 条 属 間 号) が \mathcal{O} ず で \equiv 事 お 子 第 L 所 V \mathcal{O} に える者 定 実 第 1 縁 7 に お 第 7 \emptyset 同 上 組 項 児 7 請 け 八 1 る者 とし る場 里 第 童 婚 同 項 求 る 百 親 U. 姻 及 福 同 + を 関 び て で 祉 合 た 項 七 第二 者 係 人 あ 0 法 に に 条 11 と同 う。 父母 る職 0) 事 規 限 規 \mathcal{O} 昭 委 定 る 定

2

略

五週 条休 日 命振

を 割 り で以 合 休 該 振られ 当 定 < 勤 ŋ 下 に 日 とさ . の は、 務すること 振 め は り、 る 勤 第 任 期 項 務 た れ 人 た権日者 勤 間 に 項 日 又 事 内にあ て又は前 は に 務 お 委 を 当 割 時 員 に 11 命 ŋ 間 該 て 숲 お ず を当 勤 規 振 期 る 条 い職 る必 ることを 間 勤 \mathcal{O} 則 て 員 務 内 該 務 規 \mathcal{O} 特 に 勤 定 定 要 に 日を 日 に 第 が あ務 に \Diamond 勤 とい あ Þ る することを 週 ょ る 務 る \otimes 勤 休 ŋ ところ 第 すること て当 · う。 日 務 日 勤 に に 務 日 項 割り 該 \mathcal{O} 変 に 又 時 勤 \mathcal{O} 兀 命 更 間 ょ を は ずる必 うち人 振 時 務 し が ŋ 命 前 て当該 割り振 ポずる必 ることができる。 間 時 条 第三条 間 0 \mathcal{O} 事 勤 のうち 要 規 が 勤 委 務 5 要 定 れ 時 あ 員 第 が 務 に 行会規 兀 た二日項 間 る あ ょ を当 日 時 ŋ る 岩場 間に割則へ 週 第

八船 条 員 0) 勤 務 時 間 等 0 特 例

第 略

> 委 員 会規 号 に 則 掲 で げ 定 る め 職 る 員 ŧ 0 \mathcal{O} 状 況 類 す る 状 況 に あ る 職 員 とし

7

事

调 日 振

ことが の間必 五 当 人り る \mathcal{O} 勤 \mathcal{O} 要 該 事 振 必 規 条休 条 務 う が 勤 委 5 要 定 5 員 第 時 あ 務 れ が に できる。 任 間 会規 た あ 兀 る 日 ょ 命 を当 時 日 に 日 項 る り 権 間 に 割 則 場 週 か 者 以 該 を 割 り で 5 合 休 は 当 ŋ 振ら 定 下 日 勤 第 に とさ は、 務 該 め 振 兀 $\sum_{}$ 職 り、 る す 勤 れ \mathcal{O} 項 員 ることを命ずる必要が 務 た 期 条 ま れ に た日 勤 間 に 日 又 で 事 第 文は員 んは当 内に に 務 お 時 割 に 条 11 該 て 会規 間 あ り 前 お 第 振 を当 「勤 る 期 条 11 ることを 間 勤 0 則 て 項 該勤 内 務 務 規 特 \mathcal{O} 若 に 日 日 _ と 定 定 に L あ 務 を に \Diamond 勤 < 週 あ Þ る することを ょ るところ 務 は る日 V ŋ \otimes 勤 休 す 第 . う。 るこ 日 て 務 勤 兀 当 K 務 日 項 変 に 割 該 \mathcal{O} 時 又 ŋ 兀 勤 命 更 \mathcal{O} 間 ょ を は うち 時 務 ず L が ŋ 振 命 前 る 時 て ず る 間 割

新

2

規

は

第

条

項

n

n

5

な

1

日 定

لح

さ

れ 職

お

11

て 第

特

務 規

ること

命 務

る 間

あ 振

る

場

0

準 た 員

 \mathcal{O}

場

て

前 を 勤

中 ず 時

る 日 が

ŧ

とする。

あ 合

る に

0

は

勤 用 日

務 す

時 る

間

を

割

ŋ

振 合 勤 \mathcal{O}

5

な お す 定

V しい

日

に

と読

4

替 週 必 を

え 休 要 割

0 勤 務 時 間 等 0 特

第 八船 短務は週 職 職 同 間 員 条 員 時 人 す 事 間 員 条 当 0) たり三 第 · 委員 ること 勤 勤 に 任 あ 務 務 命 職 0 項 会 時 権 が 員 て \mathcal{O} +間 \mathcal{O} 者 八 で に は 規 承 に は き あ 定 時 認 同 0 第二条の る。 条 間 を得 って に基 第三 兀 づき定める は +て 同項 人事委員 五. 条第四 0 分 五. 規 規定 十二週 育 定 に 児 会規 項 に 時 カコ 基づ 間、 間 0) 短 カン 時 規 を 則 わ 超 き 定 定 間 \mathcal{O} 6 定 えな に 年 勤 定 基 \otimes 前務 8 づ る 再 職 る V 船 ところ き時 任 員 期 舶 間 定 間 用 等 に め 短 に に 乗 る 時 あ に ŋ 任 0 期 間 0 き ょ 時 組 7 ŋ 間付 勤

年 命 任 権 用 短 は 時 間 船 勤 舶 務 に 職 乗 員 ŋ 及び任場 期 員 付 育 短 時 児 間 短 勤 時 務 間 職 勤 員 務 を除 職 員 < 次定

3 な T ょ ŋ 11 任 範同 勤 命 拼 項 務 権 内 に時者 に 規 間は お 定 を 11 す 割 船 á て ŋ 舶 延 勤 振に 長 務 ら乗 す時れ り ること 間た組 を職む 員 職 が週 に 員 で 間 2 0 ·きる。 当 j V ったり . て ち 人 時 事 条 間委 第 十員 会 項 五. と協 分 \mathcal{O} を 規 超 議定 えしに

5 略

よ規時四時九 則 間 条 間 る 間勤 又 で に 定 と務 人は つ船 す時 8 命 第い舶 る間 る を 五 7 に 救 の作 条 は 乗 ほ 業 助 \mathcal{O} n かに す 規 当 組 従 る 定 該 む 当 事 た に 職職 該 す 8 ょ 員 員 作業場 緊 り で 急 勤 人 に 合 を 務 第 事 に 要 時 三 委 従 は す 間 条 事 員 る作 す が 第 会 第二 割 る 規 ,寺間は、 一条又は並 られた町 り項 則 振 若 で し 定 < 8 は る 第 ŧ \mathcal{O} 事 職 間 三 \mathcal{O} 規 委 以 項 員 \mathcal{O} の定員外 勤 勤に会の第務 第

務

時

以 間 き 例 例 十 時 第 で 五. 定 下 外 職 条 間 勤 員 لح 昭 \mathcal{O} 外 る 時 務 に い和 勤 . う。 期 規 間 対 \bigcirc 手 務 定 間 外 当 \bigcirc 代 L 任 $\overline{}$ て、 勤 \mathcal{O} に 内 年 命 休 ょ に 務 __ 第 条 権 時 ŋ 代 部 例 あ \bigcirc 者 間 事 勤 る ○ 第 は 休 \mathcal{O} 支 務 第 時 委 条 〇 三 間 給 員 00 時 \mathcal{O} 号。 間 条 会 規 に \bigcirc 代規 が 第 と 定 県 割 11 わ 則 に 第 \mathcal{O} う。 ŋ 項 る \mathcal{O} ょ +振 若 措 定 ŋ 七般 置 80 時 条 6 L 職 るところ 第 < \mathcal{O} 間 れ と \mathcal{O} 外 た は L 対 三 職 日 第 て 象となるべ 勤 項 員 務 に \mathcal{O} (第十二条 項 人 に お給 手 ょ 事 · 当を· い与 7 委 ŋ 第 に き 員 支 兀 \neg 関 会 時 第 条 当 給 給 す 又規間該 る す与 項は則へ時 べ条条 第

> 定お定項 す て 適 用 延 長 7 な す る 間 じ を に が週 で 間 0 きる。 当 V た ŋ __ の時 事 間 場 委 合 十員 五. に 会 と協 は、 分を 第 超議 三 え 条 な て、 第 範 前 項 开 項 の内 に 規に 規

五会項 لح 分 の任は 協 を 規 命 定 権 超 議 え L に 者 て、 な よは ŋ 1 範 同 勤 船 項 囲 務 舶 内 に 時 に に 規 間 乗 定 を ŋ 1 す 割 組 んる勤 て ŋ 75 延 振 職 5 長することが 務 員 時 れ \mathcal{O} うち 間 た 職 を 員 第 週 に 三 で 間 条 0 き 当 11 第 たり て、 項 人 又 時 事 は 間 委 第 十員 兀

3

- 第 た ŋ 四 任 条 命 日 権 第 以 者 上 項 は \mathcal{O} 0 割 規 前 合 定 三 に で 項 週 かの 規体か規お 日わ定 らず を つず、 か設 かけ ŋ わなり 勤 務 れ項時 ば \mathcal{O} 間 船が開 を 定 なに 8 つき る 場 合 週 に は、 間 当
- がの で 休 任 き憩 命 る 時 権 間 者 に は 0 い第 六六条 て、 人 \mathcal{O} 事 定 委 員 に 会 0) 承 認 ず、 を 得 て 別 に 乗 に 定 ŋ \otimes 組 る to 職 員

5

4

務よ規時四時九 る 則 間 条 間 時 間勤 で に 又に 定 と務 人 は 船 0 す時 8 命 第 い舶 る。間の る を 五. て に 作 救 条 \mathcal{O} は 乗 業 助 ŋ \mathcal{O} ほ 規当 に す か 組 うる 定該む 従 た 当 事 に 職職 該 す \otimes ょ 員 員 る場合 緊 ŋ 作 が で 急を 人 業 勤 第三条 務 に に 要 従 時 つする は、 間 事 す 第 が 会 第二条 作 割 規 り 項 業 則 そ 振か で は又の 5 5 定 は 他れ第 8 当 前 \mathcal{O} た 兀 る 該 条 人時 項 ŧ 職 \mathcal{O} 事 間 ま \mathcal{O} 規 委 以 で 員 \mathcal{O} 員 定 外 勤 \mathcal{O} 会 に 勤 \mathcal{O}

外 勤 務 代 休 時 間

第 で 以 間 き 例 例 十 時 五. 定 下 外 職 条 間 と 昭 \otimes 勤 員 0 る 時 に \mathcal{O} 務 い和 う。 規 期 間 手 対 \bigcirc 当 定 間 外 L \bigcirc 任 て、 勤 内 \mathcal{O} 年 に 命 第 ょ に 務 条 権 ŋ 部 人 \bigcirc 例 あ 代 者 事 勤 \mathcal{O} \bigcirc る 休 第 は 支 委 条 務 時 第 \bigcirc 員会 給 0 0 時 間 \mathcal{O} 号。 間 条 に 規 \bigcirc 第 لح 代 規 定 が 県 わ則 割 V に 第 \mathcal{O} · る措 十一七般 ŋ 項 う \mathcal{O} ょ 定 振 ŋ カュ 置 \Diamond 時 条 5 5 職 るところ れ 第 لح \mathcal{O} 間 第 \mathcal{O} た日 兀 外 L 対 職 項 て、 象 勤 項 員 と ま 務 にの (第 な に で 手 お給 人 + 事 る ょ 当 11 与 ベ 第 委 り て 12 員 き 支 兀 関 条 会 時 当 給 す 規 間該 す 又 与 る 項は則 時 ベ条

る に 部休 お 日 を 及び代 指 て 定することができる。 勤 休 日 日 を除 等」と V た日 · う。 割 0 ŋ 振 う É 6 第十二 れ た 勤 務 条 第 時 間 項 \mathcal{O} 全 に 部 規 又 定 はす

2

児又は介護を う行う職 員 0 早 出 遅 出 勤 務

さ 勤 を 係 る 項 者 縁 b 係 庭 員 +) が る早出 ため 第三条第三項 並 せるもの 務 行うため 人事委員 属 裁 組 び 判 里 項 間 E に 親 児 間 て 第 て 所 九 人事 号) 請 次 に \mathcal{O} 遅 人 で 童 会規 とする。 条第 割 \mathcal{O} 求 出 事 あ 号 福 る 請 お 任 振 ものとしてあら 委 勤 L 委 る 場 け 命 \mathcal{O} 祉 求 第 員会規 りに た場合に 則の定め 務 0) 員 法 職 規 る 権 合 規 項 会 た 同 。 始 員 定 に 百 者 から 定 ょ 規 昭 限 者 は、 に に 項 十 業 る。 る 則 に 則 委 ょ 和 七 及び終め より は、 るところ 第三 当 勤 \mathcal{O} で 託 ŋ 規 条 次 定 務 定 さ 同 +該 定 \mathcal{O} 公務 勤 をかじ \otimes 項 掲 \otimes 法 で 請 す れ 業 11 る 務 ま る て 第 年 あ 求 る 第 げ う。 に \otimes \mathcal{O} に \mathcal{O} ところにより、 時 で 者 法 特 る 六 2 1 て 子 定 時 ょ 運 間 に 係 別 項 律 を る 条 んめら *b*, を割 第三 刻 営に支障 児 第 る な 含 養 \mathcal{O} \mathcal{O} (民 を、 む。 家事 童 兀 当 規 V 百 子 当該職員に 六 項 れ り て そ 第 該 縁 定 法 に た 振 同 以 職 審 組 に \mathcal{O} + 特定の られ υ°) お 職員に当 が 号 員 判 ょ 明 下 他 兀 \mathcal{O} かある場 当該子 この 治 号 が 成 ŋ これ 事 た職 て 規 現 件 職 立 0) に + 時 児 同 項 定 第 が 員 刻とす 又 該 合 を 員 じ あ 及 す 監 裁 が 九 を除 十七 は 養 る び 請 を 準 る 護 判 当 年 職 第二 ず 除 育 養 子 法 介 求 す 所 て 該 る護 < 員 る 条 る 職 律 す

就 学の 始 期 に 達 す ま で \mathcal{O} 子

て る 務 子 教 育 学 校 \mathcal{O} 前る 期 課 程 又 は 特 別 支 援 校 \mathcal{O} 小 学

2 支 障 が ある者を介護 \mathcal{O} 規 定 は、 第 する +七 職 条 員 第 に つ項 に 11 て 規 準 定 甪 する日常生活 す る。 この場 を営 合に む おの いに

> るに を指 日 及 て 定することが び 代 勤 休 務 日 日 を除 _ ك できる。 11 た日 11 . う。 に 割 0) ŋ ううち 振 5 第 れ た勤 十二条 務 時 第 間 の項 全 に 部 規 又 定 はす

2 間 正 規の勤務 外勤務代休時 前 項 の規定により 時間 に 間 おいても勤務することを要しない。 には、 嵵 間外勤 特に勤な 務代休時 務することを命 間 を指定され だぜら た職 れ る場合 員 は を除 当

育 児 又 は 介護 を 行う職 員 0) 早 出 遅 出 勤

す振 t 勤規 L 委 項 + ŋ のとしてあ 務 則 た場合に 員 \mathcal{O} 会規 規 0) 0) (始業及 焼定によっ 三 任 よる 定めるところに 則 は、 勤 \mathcal{O} 務 5 び 定 り 命 公務 終 勤 権 を か \Diamond 務時 じめ 業 るところにより、 者 う。 の運 \mathcal{O} は、 時 定 ょ 間 り、 営に 第三 \Diamond 刻 を 次 を、 割り 5 E 支障が . 掲げ 当該 項 ħ た特 振 職 られ職 員 職 お その子 員 定 が あ の時 へに当該 る場合 た職 員 て同 育児又は (第三条 刻とす じ。 を養を を除 を除 請 介 求 育 < 第三 をさせ る 護 に き するため 勤 を 係 人事 務 行 る 項 が、 る う 又 ŧ 間 た 出 委 に は \Diamond 遅 員 請 \mathcal{O} 0 求 割の 出 슾 兀

就 \mathcal{O} 期に するまでの 子 \mathcal{O} あ る 職

に 就学、 小 小 学校校 校、 7 い義 る子 務 教始 \mathcal{O} 育 あ 学 校達 る 職 \mathcal{O} 員 前 で 期 あ 課 程 又 は 特 事 別 委 支 員 援 会規 学 校 則 で 小 学 定 め部

る

2 支障 前 がある者を 項 0 規 定 は 介 護 第 す +る 七 職 条 員 第 に 項 いに 規 て 準 定 する日 用 す る。 常 生 の 活 場合 を 営 に む おの いに

条第 介 条 事 介 あ る 第 委 場 護 護 る 祉 求 け \mathcal{O} 者」 者を介護」と読み替えるものとする。 員 職 合 る 規 法 会規 項項 た 同 員 定 百 اع へに規 昭 者 に に 限 項 中 + る。 V 則 委 ょ 和 に 七 (当 . う。 第三項 次に 託 定する日 で ŋ 規 条 さ 該 定 同 + 定 0)) と、 8 請 す 掲 れ 法 で 日常生活な る者 げ 第 年 る 第 て あ 求 る 六 法 に 特 1 0 て、 子 を 律 係 る 条 別 項 含 児 る 第 養 \mathcal{O} \mathcal{O} 当該 を営 民 む。 当 家 規 11 童 兀 百 子 事 て そ 第 六 該 縁 定 法 子 む同 以 + 職 に 審 組 \mathcal{O} を養育」とあるの のに支障 じ。 下この 号 兀 員 ょ 明 他 判 \mathcal{O} 治二十 が 号 事 成 ŋ に支障がある。) 」とある に れ 規 現 件 <u>\</u> 職 項 に 5 定 第 が に 員 及び す 監 裁 が 九 12 0 準 る 護 判 当 年 るるの るのは ず 養 す 法 該 七 所 7 職 る者 るも 律 子 条 に 家 は 第 係 員 第 以 庭 がびに 第 \mathcal{O} 属 八 下 里 項 判 0 + + て 第三 該 「 要 要 親で 児 て 所 間 九 七 次 童 号 1

> る日 て、

常 前

を営

む

 \mathcal{O}

がある者

(以下

要

介 条

者」

、 う。

「 と に

規

定す

の子を

項

中

次

に

掲

げ

る

」とあるの

は

第十

七

0

あ

る 生活

と、

そ

養

育」

とあ

るの

は

当

該 護 第

要

介護

者を介 V)

3

介 護 休

る者 とする一の わたり日 お \mathcal{O} 同 実 七 により、 月を超え 介 け 条 る休 内に 護をするため、 で負 婚 介 姻 常 傷、 お 職 護 関 生活 ない 員 11 継 父 係 母、 の申出 す て 勤 続する状 疾病 暇 範 を営 は、 同 務し 囲 又 子 様 内 に 任む は 職 \mathcal{O} · 基 づ 老齢 で 態ごとに、 命 のに支障 ないこと 配 事 員 権者 指 偶 が 情 き、 者 要 定 に に が、、 ょ す \mathcal{O} 介 あ 要 が る が ŋ 父 護 る 三 人事委員 あるも 者 相 期 介 人 母 八事委員 当で 護者 そ 口 間 を を \mathcal{O} 含 配 以 あ 超 \mathcal{O} \mathcal{O} 他 む 偶 ると認い えず、 会規則 をいう。 下 各々が当該 会規則で定 人事委員会規 者 以 指 下こ 届 か \emptyset 0) 定 出 つ、 定 以 ら 期 \mathcal{O} を 別間」と 介護 \Diamond 下 \otimes 項 L るとこ 同 る 通 則 る な を必必 じ。 算 期 で 場 お V 間 定 第

に \aleph

2 に 3

> 他 護 0) 前 لح 早 読み替えるも 項に 出 遅 出規 勤 定 するも 務 に のとする 関 L \mathcal{O} 必 \mathcal{O} 要ほ か、 な 事 項早 は出 遅 出 人 事 勤 委 務 員 に 関 会 する 規 則 で 手 定続 そ 8 る \mathcal{O}

介

3

し内状に任むは +で指 態 基 命 \mathcal{O} 老 七 な ごとに、 づ 権者が、 に支障が いことが 齢 条 定する 配により き、 介護 要 三回 介護 人事委員会規則 相 期 あ 人 休 当で るも 事 間 暇 「を 超 者 委員会規 は、 议 あると のを の各々が え 下 職 いう。 ず、 員 則 認 指 が かつ、 · 当 該· で定 定 \otimes T該个隻・・・の定めるところによりののであるところにより 0 要 介護 6 ?期間」という。 介護 め れ る場合 通 る 者 期間に を必要とする一の継ところにより、職員 算して六月 (配 配 偶 に わ お 者 け た 内にお を超え 護 ŋ る で 吸をする 日 負 常 暇 な す て 11 続 \mathcal{O} た 活 め、 する 勤 範 申 を 出 开

とす 護 休 休 暇 に \mathcal{O} 期 0 間 は、 て は、 指 給 定 与条例 期 間 内 第〇 お Ö 条 7 0 必 規 要 لح 定 に 認 か \otimes か 6 わ れ る 期 間

2

3

介

- 6 -

勤務時間一時間当たりの給与額を減額する。──―その期間の勤務しない一時間につき、同条例第○○条に規定する┃

第一条 この条例は、今(施行期日) 附 則 令和七年四月一日から施行する。

改正後

1 対象職員

原則として全ての職員が対象となること。

ただし、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(案)(以下「条例(案)」という。)第4条に規定する公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員に加え、人事委員会規則で定める職員については適用しないこと。〈条例(案)第3条第3項〉

- 2 勤務時間の割振り等の方法及び基準
 - (1) 任命権者は、対象職員があらかじめ行う申告を経て、週休日のほかに 当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間 を割り振ること。〈条例(案)第3条第3項〉
 - (2) 勤務時間の割振り等(勤務時間を割り振らない日の設定又は勤務時間の割振りをいう。以下同じ。)を行う場合には、当該職員の申告を考慮しつつ、次に掲げる基準に適合するように行うこと。〈人事院規則15-14(以下「人規」という。)第3条第1項前段〉
 - (7) 単位期間をその初日から1週間ごとに区分した各期間(以下「区分期間」という。)ごとにつき1日を限度として、勤務時間を割り振らない日を設けることができること。〈人規第3条第1項第1号〉

(削除) ※同様の内容を(5)に記載

1 対象職員

原則として全ての職員が対象となること。

ただし、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(案)(以下「条例(案)」という。)第4条に規定する公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員に加え、人事委員会規則で定める職員については適用しないこと。〈条例(案)第3条第3項〉

改正前

- 2 勤務時間の割振りの方法及び基準
 - [1]一般的な職員([2]又は[3]の職員を除く職員)の取扱い
 - (1) 任命権者は、対象職員があらかじめ行う<u>始業及び終業の時刻についての</u>申告を経て当該職員の勤務時間を割り振ること。〈条例(案)第3条第3項〉
 - ① 当該職員の申告を考慮<u>して勤務時間を割り振ること</u>。〈人事院規則15-14(以下「人規」という。)第4条第2項第1号〉

(新設)

② 当該申告どおりの勤務時間の割振りによると公務の運営に支障が生ずると認める場合には、別に人事委員会の定めるところにより勤務時間を割り振ることができること。〈人規第4条第2項第1号〉 (ア) 申告された勤務時間を延長して勤務時間を割り振る日については、延長後の勤務時間が7時間45分を超えないようにし、申告された勤務時間を短縮して勤務時間を割り振る日については、短縮後の勤務時間が7時間45分を下回らないようにすること。

(削除) ※同様の内容を(3)に記載

- (イ) 一日につき 2 時間以上 4 時間以下の範囲内で任命権者があらかじめ定める時間以上の勤務時間を割り振ること。また、区分期間(勤務時間を割り振らない日を含む区分期間を除く。) ごとにつき 1 日を限度として職員が指定する日(以下「特例対象日」という。) については、任命権者があらかじめ定める時間未満の勤務時間を割り振ることができること。〈人規第3条第1項第2号〉
- (ウ) 休日等(条例(案)第11条に規定する祝日法による休日及び年末 年始の休日その他人事委員会の定める日をいう。)<u>については</u>、7時間45分の勤務時間を割り振ること。〈人規第3条第1項第3号〉
- (エ) 月曜日から金曜日までの午前9時から午後4時までの<u>間</u>において、休憩時間を<u>除いて連続するように、一日につき2時間以上4時間以下の範囲内で</u>任命権者があらかじめ定める時間帯(以下「コアタイム」という。)に、職員に共通して勤務時間を割り振ること。ただし、特例対象日については、この限りでないこと。〈人規第3条第1項第4号〉
- (オ) 始業の時刻は午前5時以降に、終業の時刻は午後10時以前に設定

- 〈平成6年7月27日職職-328。(以下「通知」という。)第3-13(1)⟩
- (イ) 始業の時刻は、申告された始業の時刻又は標準勤務時間(地方公共団体が職員が勤務する公署の職員の勤務時間帯等を考慮して、7時間45分となるように定める標準的な1日の勤務時間をいう。以下同じ。)の始まる時刻のいずれか早い時刻以後に設定し、かつ、終業の時刻は、申告された終業の時刻又は標準勤務時間の終わる時刻のいずれか遅い時刻以前に設定すること。〈通知第3-13(2)〉
- (2) 4週間ごとの期間について、1週間当たりの勤務時間が38時間4 5分となるように割り振ること。〈条例(案)第3条第3項、人規第 4条の2〉
- (3) <u>勤務時間は、1</u>日につき 2 時間以上 4 時間以下の範囲内で任命権者があらかじめ定める時間以上 とすること。また、<u>単位期間をその初日から1週間ごとに区分した各期間(以下「区分期間」という。)</u>ごとにつき1日を限度として任命権者があらかじめ定める時間未満とすることができること。〈人規第3条第1項<u>第1号</u>〉
- (4) 休日等(条例(案)第11条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日その他人事委員会の定める日をいう。以下同じ。)の勤務時間は、7時間45分とすること。(人規第3条第1項第1号イ、通知第3-1)
- (5) 月曜日から金曜日までの午前9時から午後4時までの<u>時間帯</u>において、休憩時間を<u>除き</u>、任命権者があらかじめ定める<u>連続する時間は、</u> <u>共通する勤務時間とすること</u>。〈人規第3条第1項<u>第2号</u>〉
- (6) 始業の時刻は午前5時以降に、終業の時刻は午後10時以前に設定

- すること。〈人規第3条第1項第5号〉
- (3) 単位期間について、1週間当たりの勤務時間が38時間45分となるように割り振ること。〈条例(案)第3条第3項〉
- (4) 申告及び<u>勤務時間の割振り等</u>は、15 分を単位として行うこと。〈<u>平成</u>6 年 7 月 27 日職職―328(以下「通知」という。)第3-1〉
- (5) <u>勤務時間の割振り等</u>は、単位期間<u>の開始前(勤務時間を割り振らない日とされた日を勤務日としようとし、又は勤務日とされた日を勤務時間を割り振らない日としようとする場合はその日前、勤務時間の割振りを変更する場合は当該変更を行おうとする日の変更前及び変更後の始業時刻より前)</u>に行うものとすること。ただし、勤務日の始業時刻以後に業務の状況の変化等の事情が生じた場合において、任命権者が公務の運営に支障がないと認めるときは、本人による申告を経て、当該勤務日について将来に向かって勤務時間の割振りを変更することができること。〈通知<u>第3-2</u>〉
- (6) 職員の申告どおりの勤務時間の割振り等を行うことにより公務の運営に支障が生ずると認めるときは、別に人事委員会の定めるところにより、当該申告と異なる勤務時間の割振り等を行うことができること。〈人規第3条第1項後段〉
 - (7) 申告された勤務時間を割り振らない日を勤務日とする場合又は申告された勤務時間を延長する場合には、延長後の勤務時間が7時間45分を超えないようにし、申告された勤務時間を短縮する場合には、短縮後の勤務時間が7時間45分を下回らないようにすること。〈通知第3-3(1)〉
 - (イ) 始業の時刻は、申告された始業の時刻又は標準勤務時間(地方公共 団体が職員が勤務する公署の職員の勤務時間帯等を考慮して、7時間 45分となるように定める標準的な1日の勤務時間をいう。以下同じ。) の始まる時刻のいずれか早い時刻以後に設定し、かつ、終業の時刻は、 申告された終業の時刻又は標準勤務時間の終わる時刻のいずれか遅 い時刻以前に設定すること。〈通知第3-3(2)〉

すること。〈人規第3条第1項<u>第3号</u>〉 (新設) ※同様の内容は(2)に記載

- (7) 申告及び<u>割振り(割振りの変更を含む。)</u>は、15分を単位として 行うこと。〈通知第3-10〉
- (8) <u>割振り</u>は、単位期間<u>が始まる日の前日まで</u>に行うものとすること。 〈通知第3-12〉

(新設) ※同様の内容は(1)②に記載

- (7) 定年前再任用短時間勤務職員等に7時間45分に満たない勤務時間を割り振ろうとする日については、当該<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>の業務内容、勤務する公署の他の職員の勤務時間帯等を考慮して公務の運営に必要と認められる範囲内に限り、上記(2)(イ)及び(エ)の基準によらないことができること。〈人規第3条<u>第2項</u>、通知第3-5〉
- (8) 職員の健康及び福祉の確保に必要な勤務の終了からその次の勤務の開始までの時間の確保のため、始業の時刻をコアタイムの始まる時刻より後に設定し、又は終業の時刻をコアタイムの終わる時刻より前に設定する必要がある場合には、必要と認められる範囲内に限り、上記(2)(エ)の基準によらないことができること。〈人規第3条<u>第3項</u>、通知第3-6(1)〉
- (9) 試験所、研究所に勤務する研究職給料表適用職員等については、公務の能率の向上に資し、かつ、職員の権衡及び福祉に重大な影響を及ぼすおそれがないと認める場合には、上記(2)(エ)のコアタイムについて、月曜日から金曜日までのうち1日以上の日とすることができること。〈人規第3条第4項、通知第3-9(2)〉
- (10) 任命権者は、上記(イ)、(エ)及び(オ)の基準によらないことが、公務能率の向上に資し、かつ、職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼす恐れがないと認める場合には、人事委員会と協議して、当該基準について別段の定めをすることができること。〈人規第3条第4項〉

(削除) ※2に統合

- (9) 定年前再任用短時間勤務職員等に7時間45分に満たない勤務時間を割り振ろうとする日については、当該短時間勤務職員の業務内容、勤務する公署の他の職員の勤務時間帯等を考慮して公務の運営に必要と認められる範囲内に限り、(3)及び(5)に定める基準によらないことができること。〈人規第3条第3項、通知第3-5〉
- (10) 超過勤務による職員の疲労の蓄積を防ぐため、始業の時刻をコアタイムの始まる時刻より後に設定し、又は終業の時刻をコアタイムの終わる時刻より前に設定する必要がある場合には、始業又は終業の時刻の設定に必要と認められる範囲内に限り、(5)に定める基準によらないことができること。〈人規第3条第4項、通知第3-6 (1)〉

(新設) ※同様の内容は〔2〕(1)②に記載

(11) 任命権者は、(3)、(5)及び(6)に定める基準によらないことが、公務能率の向上に資し、かつ、職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼす恐れがないと認める場合には、人事委員会と協議して、当該基準について別段の定めをすることができること。

[2] 研究職員等の取扱い

- (1) 試験所、研究所に勤務する研究職給料表適用職員等について、職員 の申告を考慮して勤務時間を割り振ることが公務の能率の向上に資 すると認める場合には、〔1〕の(3)又は(5)については、次に掲げる 基準により勤務時間を割り振ることができること。〈人規第3条第2 項第1号〉
 - ① 勤務時間は、1日につき2時間以上とすること。ただし、休日等については、7時間45分とすること。また、区分期間ごとにつき

※同様の内容を(9)に記載

(削除) ※2に統合

※子の養育又は配偶者等の介護をする職員の範囲について、同様の内容 を3(2)(3)に記載

- 1日を限度として任命権者があらかじめ定める日については、2時間未満とすることができること。〈人規第3条第2項第1号イ〉
- ② 月曜日から金曜日までの5日間のうち1日以上の日の午前9時から午後4時までの時間帯において、休憩時間を除き、任命権者があらかじめ定める連続する時間は、共通する勤務時間とすること。 〈人規第3条第2項第1号ロ〉
- (2) 〔2〕の(1)の場合には、当該職員の申告どおりに勤務時間を割り振ること。ただし、当該申告どおりの勤務時間の割振りによると公務の運営に支障が生ずると認める場合には、別に人事委員会の定めるところにより勤務時間を割り振ることができること。

この場合、できる限り、職員の希望を考慮すること。〈人規第4条第2項第2号、通知第3-14〉

- ① 申告された勤務時間を延長して勤務時間を割り振る日について は、延長後の勤務時間が7時間45分を超えないようにし、申告さ れた勤務時間を短縮して勤務時間を割り振る日については、短縮後 の勤務時間が7時間45分を下回らないようにすること。〈通知第 3-14〉
- ② 始業の時刻を申告された始業の時刻と標準勤務時間の始まる時刻との間に設定し、かつ、終業の時刻を申告された終業の時刻と標準勤務時間の終わる時刻との間に設定すること。〈通知第3-14〉

〔3〕子の養育又は配偶者等の介護をする職員の取扱い

(1) 子の養育又は配偶者等の介護をする職員にあっては、[1]の(2)、(3)、(5)又は(8)については、次に掲げる基準により勤務時間を割り振り、区分期間ごとにつき1日を限度に週休日を加えて設けることができること。〈条例(案)第3条第4項、人規第4条の3第1項第1号〉この場合、「子」とは、小学校就学の始期に達するまでの子又は学校教育法(昭和22年法律第26号)第18条に規定する学齢児童をいい、「養育する」とは、職員と法律上の親子関係がある子(養子を

※単位期間について、同様の内容を3(1)に記載 ※同様の内容を3(4)に記載

※同様の内容を3(5)に記載

- 含む。)を養育することをいう。また、「配偶者等の介護」とは、次 に掲げる者であって職員と同居しているものの介護をいう。〈人規第 4条の5、通知第3-23及び第3-24〉
- 一 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を 含む。以下同じ。)、父母、子、配偶者の父母
- 二 祖父母、孫、兄弟姉妹
- 三 職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にある と認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係に あると認められる者で人事委員会が定めるもの
 - ① 1週間、2週間、3週間又は4週間のうちから職員が選択する 期間について、1週間当たりの勤務時間が38時間45分となる ように割り振ること。〈条例(案)第3条第3項、人規第4条の2〉
 - ② 勤務時間は、1日につき2時間以上4時間以下の範囲内で任命権者があらかじめ定める時間以上とすること。ただし、休日等については、7時間45分とすること。また、区分期間(週休日を加えて設けた区分期間を除く)ごとに1日を限度として職員があらかじめ指定する日(以下「特例対象日」という。)については、任命権者があらかじめ定める時間未満とすることができること。〈人規第4条の3第1項第2号〉
 - ③ 月曜日から金曜日までの午前9時から午後4時までの時間帯において、休憩時間を除き、任命権者があらかじめ定める連続する時間は、共通する勤務時間とすること。ただし、特例対象日については、この限りでないこと。〈人規第4条の3第1項第3号〉
 - ④ 割振りは、単位期間が始まる日の前日までに行うものとすること。 〈通知第3-12〉
 - ⑤ 申告の事由を確認する必要があると認めるときは、当該申告を した職員に対して、証明書類の提出を求めることができること。 〈人規第4条の4第2項〉
 - ⑥ 子の養育又は配偶者等の介護をする職員に該当しないことと

3 用語の定義等

- (1) 「単位期間」は、次の区分に応じた期間とすること。〈人規第4条の 3第1項〉
 - 一 育児介護等職員以外の職員:4週間
 - 二 育児介護等職員:1週間、2週間、3週間又は4週間のうちから職員が選択する期間
- (2) 「育児介護等職員」とは、次のいずれかに該当する職員をいうこと。 (人規第4条の3第1項第2号)

なった場合には、遅滞なく、任命権者にその旨を届け出なければ ならないこと。〈人規第4条の6第1項〉

(2) [3] の(1) の場合には、申告を考慮して週休日を設け、及び勤務時間を割り振るものとし、当該週休日及び勤務時間の割振りが、できる限り、申告どおりとなるように努めること。ただし、当該申告どおりに週休日を設け、及び勤務時間を割り振ると公務の運営に支障が生ずると認める場合には、別に人事委員会の定めるところにより、週休日を設け、及び勤務時間を割り振ることができること。

この場合、できる限り、職員の希望を考慮すること。〈人規第4条の4第3項、通知第3-20〉

- ① 週休日を勤務日とする日又は申告された勤務時間を延長して 勤務時間を割り振る日については、当該勤務日とする日に割り振 る勤務時間又は延長後の勤務時間が7時間45分を超えないよ うにし、申告された勤務時間を短縮して勤務時間を割り振る日に ついては、短縮後の勤務時間が7時間45分を下回らないように すること。〈通知第3-20(1)〉
- ② 始業の時刻は、申告された始業の時刻又は標準勤務時間の始まる時刻のいずれか早い時刻以後に設定し、かつ、終業の時刻は、申告された終業の時刻又は標準勤務時間の終わる時刻のいずれか遅い時刻以前に設定すること。〈通知第3-20(2)〉

(新設)

※同様の内容は2〔1〕(2)及び〔3〕(1)①に記載

※同様の内容は2〔3〕(1)に記載

- 一 小学校就学の始期に達するまでの子又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部に就学している子を養育する職員
- 二 要介護者を介護する職員
- 三 前各号のほか、これらの職員の状況に類する状況にある職員として 人事委員会が定める職員
- (3) 「要介護者」とは、次に掲げる者(第三号に掲げる者にあっては職員と同居しているものに限る。)で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいうこと。〈一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成6年法律第33号)第20条第1項、人規第23条第1項・第2項、通知第15-4〉
 - 一 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、父母、子、配偶者の父母
 - 二 祖父母、孫、兄弟姉妹
 - 三 父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者、配偶者の子
- (4) 育児介護等職員として申告した職員について、申告の事由を確認する 必要があると認めるときは、当該申告をした職員に対して、証明書類の 提出を求めることができること。〈人規第4条の2第2項〉
- (5) <u>育児介護等職員に該当しないこととなった場合には、遅滞なく、その</u> 旨を任命権者に届け出なければならないこと。〈人規第4条の2第3項〉
- 4 勤務時間の割振り等の変更
 - (1) 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、勤務時間の割振り等を変更することができること。〈人規第3条の2〉
 - 一 職員からの勤務時間の割振り等の申告及び休憩時間の申告どおり に変更するとき
 - 二 <u>勤務時間の割振り等を行った後に生じた事由により、変更を行わなければ公務の運営に支障が生ずると認める場合において、別に人事委員会の定めるところにより変更するとき</u>

※同様の内容は2〔3〕(1)⑤に記載

※同様の内容は2〔3〕(1)⑥に記載

- 3 勤務時間の割振り後の変更
 - (1) 任命権者は、職員から割り振られた勤務時間の始業又は終業の時刻に ついて変更の申告があった場合において、当該申告どおりに変更する場 合には、割り振られた勤務時間の始業又は終業の時刻を変更することが できること。〈人規第4条第3項第1号〉

(2) (1) 第二号の場合における勤務時間の割振り等の変更は、2(6)(7)及び(4)の基準に適合するように行うこと。この場合、勤務時間の割振り等の変更を行う場合は、できる限り、職員の希望を考慮すること。〈通知第3-10〉

<u>5</u> 休憩時間

- (1) 休憩時間は、<u>労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。</u>) 第34条第2項の規定により、原則として、フレックスタイム制を適用しない職員と同一の時間に置くこと。ただし、条例に特別の定めがある場合は、この限りでないこと。〈条例(案)第6条第3項〉
- (2) 8時間を超える勤務時間を割り振る場合には、労基法第34条第1項の規定により、少なくとも1時間の休憩時間を勤務時間の途中に与えなければならないこと。
- 6 勤務時間の割振り等の職員への通知等
 - (1) フレックスタイム制を実施する場合には、労基法第32条の2第1項

- (2) 任命権者は、勤務時間の割振りの後に生じた事由により、割り振られた勤務時間の始業又は終業の時刻によると公務の運営に支障が生ずると認める場合には、別に人事委員会の定めるところにより、割り振られた勤務時間の始業又は終業の時刻を変更することができること。〈人規第4条第3項第3号〉
 - ① 「公務の運営に支障が生ずると認める場合」については、当該勤務時間の始業又は終業の時刻を変更しなければ公務の運営に著しい支障が生ずると認める場合に限るものとし、労働基準法(昭和22年法律第49号)(以下「労基法」という。)第32条の2第1項の規定により、あらかじめ部内規定で定めておく必要があること。〈通知第3-15〉
 - ② 始業の時刻は、申告された始業の時刻又は標準勤務時間の始まる時刻のいずれか早い時刻以後に設定し、かつ、終業の時刻は、申告された終業の時刻又は標準勤務 時間の終わる時刻のいずれか遅い時刻以前に設定すること。

<u>この場合、できる限り、職員の希望を考慮すること。〈通知第3-</u> 15〉

<u>4</u> 休憩時間

- (1) 休憩時間は、<u>労基法</u>第34条第2項の規定により、原則として、フレックスタイム制を適用しない職員と同一の時間に置くこと。ただし、条例に特別の定めがある場合は、この限りでないこと。〈条例(案)第6条第3項〉
- (2) 8時間を超える勤務時間を割り振る場合には、労基法第34条第1項の規定により、少なくとも1時間の休憩時間を勤務時間の途中に与えなければならないこと。
- 5 勤務時間の割振り等の職員への通知等
- (1) フレックスタイム制を実施する場合には、労基法第32条の2第1項

- の規定により、コアタイム、始業及び終業の時刻を設定することができる時間帯、標準勤務時間の始まる時刻及び終わる時刻、休憩時間その他必要な事項について部内規定を整備するとともに、これらをあらかじめ職員に周知すること。
- (2) 任命権者は、フレックスタイム制により<u>勤務時間を割り振らない日を設け、若しくは</u>勤務時間を割り振り、<u>又は勤務時間の割振り等</u>を変更した場合には、職員に対して速やかに<u>、勤務時間を割り振らない日</u>並びに各勤務日の正規の勤務時間及び休憩時間を通知すること。〈人規第9条第2項、通知<u>第3-16</u>〉

7 会計年度任用職員のフレックスタイム制

- (1) 任命権者は、会計年度任用職員(パートタイム会計年度任用職員のほか、職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要のある会計年度任用職員を除く。)について、会計年度任用職員の申告を考慮して当該会計年度任用職員の勤務時間を定めることが公務の運営に支障がないと認める場合には、会計年度任用職員の申告を経て、単位期間につき常勤職員の勤務時間を超えないように当該会計年度任用職員の勤務時間を定めることができること。〈人事院規則 15-15 第2条第2項、平成6年7月27日職職—329第2条関係の4〉
- (2) <u>勤務時間を定める場合の基準及び手続並びに単位期間については、常</u> <u>勤職員における勤務時間を割り振らない日の設定又は勤務時間の割振りの基準及び手続並びに単位期間の例に準じて取り扱うものとすること。〈平成6年7月27日職職―329第2条関係の4及び5〉</u>

8 その他の留意事項

- (1) フレックスタイム制は、地方公務員法第58条第4項の規定により読み替えて適用する労基法第32条の2第1項に基づくものであること。
- (2) 地方公共団体の企業職員及び単純労務職員には、労基法第32条の3の規定が適用されることに留意すること。

- の規定により、コアタイム、始業及び終業の時刻を設定することができる時間帯、標準勤務時間の始まる時刻及び終わる時刻、休憩時間その他必要な事項について部内規定を整備するとともに、これらをあらかじめ職員に周知すること。
- (2) 任命権者は、フレックスタイム制により<u>週休日を設け、又は</u>勤務時間を割り振り、<u>若しくは勤務時間の割振り</u>を変更した場合には、職員に対して速やかに<u>週休日</u>並びに各勤務日の正規の勤務時間及び休憩時間を通知すること。〈人規第9条第2項、通知第3-27〉

(新設)

6 その他の留意事項

- (1) フレックスタイム制は、地方公務員法第58条第4項の規定により読み替えて適用する労基法第32条の2第1項に基づくものであること。
- (2) 地方公共団体の企業職員及び単純労務職員には、労基法第32条の3の規定が適用されることに留意すること。

総 行 公 第 3 3 号 平成 2 8 年 4 月 1 日

(一部改正:令和5年1月20日)(一部改正:令和6年3月29日)

各都道府県総務部長 (人事担当課、市区町村担当課扱い) 各都道府県人事委員会事務局長 各指定都市総務局長 (人事担当課扱い)

各指定都市人事委員会事務局長

〉殿

総務省自治行政局公務員部公務員課長 (公印省略)

地方公共団体におけるフレックスタイム制の運用について

各地方公共団体におけるフレックスタイム制(以下「フレックスタイム制」という。) を拡充する際に改正する必要がある条例事項については、「フレックスタイム制を拡充することに伴う条例参考例等の送付について(通知)」(平成28年2月25日付け総公行第21号総務省自治行政局公務員部長通知)によりお知らせしたところですが、併せて、フレックスタイム制の運用に当たっては、下記事項にも留意していただくようお願いします。

また、貴都道府県内の市区町村等に対してもこの旨周知いただくようお願いします。

なお、地域の元気創造プラットホームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

本通知は、地方公務員法第59条(技術的助言)及び地方自治法第245条の4(技術的な助言)に基づくものです。

記

1 対象職員

原則として全ての職員が対象となること。

ただし、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(案)(以下「条例(案)」という。) 第4条に規定する公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職 員に加え、人事委員会規則で定める職員については適用しないこと。〈条例(案)第3条第 3項〉

- 2 勤務時間の割振り等の方法及び基準
 - (1) 任命権者は、対象職員があらかじめ行う申告を経て、週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ること。〈条例(案)第3条第3項〉
 - (2) 勤務時間の割振り等(勤務時間を割り振らない日の設定又は勤務時間の割振りをいう。以下同じ。)を行う場合には、当該職員の申告を考慮しつつ、次に掲げる基準に適合するように行うこと。〈人事院規則15-14(以下「人規」という。)第3条第1項前段〉
 - (ア) 単位期間をその初日から1週間ごとに区分した各期間(以下「区分期間」という。) ごとにつき1日を限度として、勤務時間を割り振らない日を設けることができること。 〈人規第3条第1項第1号〉
 - (イ) 一日につき 2 時間以上 4 時間以下の範囲内で任命権者があらかじめ定める時間以上の勤務時間を割り振ること。また、区分期間(勤務時間を割り振らない日を含む区分期間を除く。)ごとにつき 1 日を限度として職員が指定する日(以下「特例対象日」という。)については、任命権者があらかじめ定める時間未満の勤務時間を割り振ることができること。〈人規第 3 条第 1 項第 2 号〉
 - (ウ) 休日等(条例(案)第11条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日その他人事委員会の定める日をいう。)については、7時間45分の勤務時間を割り振ること。〈人規第3条第1項第3号〉
 - (エ) 月曜日から金曜日までの午前9時から午後4時までの間において、休憩時間を除いて連続するように、一日につき2時間以上4時間以下の範囲内で任命権者があらかじめ定める時間帯(以下「コアタイム」という。)に、職員に共通して勤務時間を割り振ること。ただし、特例対象日については、この限りでないこと。〈人規第3条第1項第4号〉
 - (オ) 始業の時刻は午前5時以降に、終業の時刻は午後10時以前に設定すること。〈人 規第3条第1項第5号〉
 - (3) 単位期間について、1週間当たりの勤務時間が38時間45分となるように割り振ること。〈条例(案)第3条第3項〉
 - (4) 申告及び勤務時間の割振り等は、15分を単位として行うこと。〈平成6年7月27日 職職—328(以下「通知」という。)第3-1〉
 - (5) 勤務時間の割振り等は、単位期間の開始前(勤務時間を割り振らない日とされた日を 勤務日としようとし、又は勤務日とされた日を勤務時間を割り振らない日としようとす る場合はその日前、勤務時間の割振りを変更する場合は当該変更を行おうとする日の変 更前及び変更後の始業時刻より前)に行うものとすること。ただし、勤務日の始業時刻 以後に業務の状況の変化等の事情が生じた場合において、任命権者が公務の運営に支障 がないと認めるときは、本人による申告を経て、当該勤務日について将来に向かって勤

務時間の割振りを変更することができること。〈通知第3-2〉

- (6) 職員の申告どおりの勤務時間の割振り等を行うことにより公務の運営に支障が生ずると認めるときは、別に人事委員会の定めるところにより、当該申告と異なる勤務時間の割振り等を行うことができること。〈人規第3条第1項後段〉
 - (ア) 申告された勤務時間を割り振らない日を勤務日とする場合又は申告された勤務時間を延長する場合には、延長後の勤務時間が7時間45分を超えないようにし、申告された勤務時間を短縮する場合には、短縮後の勤務時間が7時間45分を下回らないようにすること。〈通知第3-3(1)〉
 - (イ) 始業の時刻は、申告された始業の時刻又は標準勤務時間(地方公共団体が職員が勤務する公署の職員の勤務時間帯等を考慮して、7時間45分となるように定める標準的な1日の勤務時間をいう。以下同じ。)の始まる時刻のいずれか早い時刻以後に設定し、かつ、終業の時刻は、申告された終業の時刻又は標準勤務時間の終わる時刻のいずれか遅い時刻以前に設定すること。〈通知第3-3(2)〉
- (7) 定年前再任用短時間勤務職員等に7時間45分に満たない勤務時間を割り振ろうとする日については、当該定年前再任用短時間勤務職員等の業務内容、勤務する公署の他の職員の勤務時間帯等を考慮して公務の運営に必要と認められる範囲内に限り、上記(2)(イ)及び(エ)の基準によらないことができること。〈人規第3条第2項、通知第3-5〉
- (8) 職員の健康及び福祉の確保に必要な勤務の終了からその次の勤務の開始までの時間の確保のため、始業の時刻をコアタイムの始まる時刻より後に設定し、又は終業の時刻をコアタイムの終わる時刻より前に設定する必要がある場合には、必要と認められる範囲内に限り、上記(2)(x)の基準によらないことができること。〈人規第3条第3項、通知第3-6(1)〉
- (9) 試験所、研究所に勤務する研究職給料表適用職員等については、公務の能率の向上に 資し、かつ、職員の権衡及び福祉に重大な影響を及ぼすおそれがないと認める場合には、 上記(2)(エ)のコアタイムについて、月曜日から金曜日までのうち1日以上の日とするこ とができること。〈人規第3条第4項、通知第3-9(2)〉
- (10) 任命権者は、上記(4)、(エ)及び(オ)の基準によらないことが、公務能率の向上に資し、かつ、職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼす恐れがないと認める場合には、人事委員会と協議して、当該基準について別段の定めをすることができること。〈人規第3条第4項〉

3 用語の定義等

- (1) 「単位期間」は、次の区分に応じた期間とすること。〈人規第4条の3第1項〉
 - 一 育児介護等職員以外の職員:4週間
 - 二 育児介護等職員:1週間、2週間、3週間又は4週間のうちから職員が選択する期間

- (2) 「育児介護等職員」とは、次のいずれかに該当する職員をいうこと。〈人規第4条の 3第1項第2号〉
 - 一 小学校就学の始期に達するまでの子又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは 特別支援学校の小学部に就学している子を養育する職員
 - 二 要介護者を介護する職員
 - 三 前各号のほか、これらの職員の状況に類する状況にある職員として人事委員会が定める職員
- (3) 「要介護者」とは、次に掲げる者(第三号に掲げる者にあっては職員と同居しているものに限る。)で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいうこと。〈一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成6年法律第33号)第20条第1項、人規第23条第1項・第2項、通知第15-4〉
 - 一 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、 父母、子、配偶者の父母
 - 二 祖父母、孫、兄弟姉妹
 - 三 父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者、配偶者の子
- (4) 育児介護等職員として申告した職員について、申告の事由を確認する必要があると 認めるときは、当該申告をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができるこ と。〈人規第4条の2第2項〉
- (5) 育児介護等職員に該当しないこととなった場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならないこと。〈人規第4条の2第3項〉

4 勤務時間の割振り等の変更

- (1) 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、勤務時間の割振り等を変更することができること。〈人規第3条の2〉
 - 一 職員からの勤務時間の割振り等の申告及び休憩時間の申告どおりに変更するとき
 - 二 勤務時間の割振り等を行った後に生じた事由により、変更を行わなければ公務の運営に支障が生ずると認める場合において、別に人事委員会の定めるところにより変更するとき
- (2) (1) 第二号の場合における勤務時間の割振り等の変更は、2 (6) (7) 及び(4) の基準に適合するように行うこと。この場合、勤務時間の割振り等の変更を行う場合は、できる限り、職員の希望を考慮すること。〈通知第3-10〉

5 休憩時間

(1) 休憩時間は、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)第34条第2項の規定により、原則として、フレックスタイム制を適用しない職員と同一の時間に置くこと。ただし、条例に特別の定めがある場合は、この限りでないこと。〈条例

(案)第6条第3項》

(2) 8時間を超える勤務時間を割り振る場合には、労基法第34条第1項の規定により、少なくとも1時間の休憩時間を勤務時間の途中に与えなければならないこと。

6 勤務時間の割振り等の職員への通知等

- (1) フレックスタイム制を実施する場合には、労基法第32条の2第1項の規定により、 コアタイム、始業及び終業の時刻を設定することができる時間帯、標準勤務時間の始ま る時刻及び終わる時刻、休憩時間その他必要な事項について部内規定を整備するととも に、これらをあらかじめ職員に周知すること。
- (2) 任命権者は、フレックスタイム制により勤務時間を割り振らない日を設け、若しくは 勤務時間を割り振り、又は勤務時間の割振り等を変更した場合には、職員に対して速や かに、勤務時間を割り振らない日並びに各勤務日の正規の勤務時間及び休憩時間を通知 すること。〈人規第9条第2項、通知第3-16〉

7 会計年度任用職員のフレックスタイム制

- (1) 任命権者は、会計年度任用職員(パートタイム会計年度任用職員のほか、職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要のある会計年度任用職員を除く。) について、会計年度任用職員の申告を考慮して当該会計年度任用職員の勤務時間を定めることが公務の運営に支障がないと認める場合には、会計年度任用職員の申告を経て、単位期間につき常勤職員の勤務時間を超えないように当該会計年度任用職員の勤務時間を定めることができること。〈人事院規則 15-15 第2条第2項、平成6年7月27日職職一329第2条関係の4〉
- (2) 勤務時間を定める場合の基準及び手続並びに単位期間については、常勤職員における勤務時間を割り振らない日の設定又は勤務時間の割振りの基準及び手続並びに単位期間の例に準じて取り扱うものとすること。〈平成6年7月27日職職—329第2条関係の4及び5〉

8 その他の留意事項

- (1) フレックスタイム制は、地方公務員法第58条第4項の規定により読み替えて適用する労基法第32条の2第1項に基づくものであること。
- (2) 地方公共団体の企業職員及び単純労務職員には、労基法第32条の3の規定が適用されることに留意すること。

連絡先 総務省自治行政局公務員部公務員課 公務員第四係

電 話 03-5253-5544 (直通)

人事 院は、 般職 の職 員の給与に関する法律等の一部を改正する法律 (令和五 年法律第七十三号)の一 部

 \mathcal{O} 施行に伴 V. 及び国立 家公務員 法 (昭 和二十二年法律第百二十号) 等に基づき、 般職 \mathcal{O} 職 員の給与に 関 す

る法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係人事院規則の整備等に関し次の人事院規則を制定す

令和六年三月二十九日

る。

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則一—八二

般職 \mathcal{O} 職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係人事院規則の整備

等に関する人事院規則

(定義)

第 一条 この 規則にお いて、 「次の表により改正する」とは、 次条から第十二条までの表の各欄に掲げ . る 規

定を、 当該 規定を囲 んだ破線又は当該規定に付 した傍線により改正することをいう。

2 次条から第十二条までの表中の破線及び傍線の意義は、 次に掲げるとおりとする。

改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部

分のように改めること。

改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下「傍線部分」という。)でこれに対応する改正後欄

に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改めること。

 \equiv 改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、

これを加えること。

兀 改 (正前欄) に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がない ものは、

これを削ること。

(人事院規則一―三四の一部改正)

第二条 人事院規則一―三四(人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置) の一部を次の

表により改正する。

 規 則 五	- 1 1 1 1 1 1								法	勤務時間			人事管理	八勤務	一 ~ 七	三条、第	別表 人事	
第四条の三第二	(略)	(略)		<u> </u>		の文書	設定又は割振り	第六条第三項の	申告の文書	第六条第三項の			人事管理文書の区分	勤務時間、休日及び休暇	(略)	第四条関係)	人事管理文書の保存期	
育児介護等職員に	(略)	(略)						申告・割振り簿		申告・割振り簿			人事管理文書の例	甲			保存期間及び保存期間が満了	改正後
三年	(略)								<u> </u>	三年	-		保存期間					
廃棄	1 1 1 1 1 1	l								廃棄	措置	満了時の	保存期間				たときの措置	
	<u>.</u> , t													•			(第	
- <u></u> 規	- <u>, </u>								法	勤			人	八	_	三	別表	
規則一二										勤務時間			事管理		~ 七	三条、笠		
五第四条第三項又	(略)	(略)	の文書	設定及び割振り	第六条第四項の	割振りの文書	第六条第三項の	の文書	は第四項の申告	1 第六条第三項又			人事管理文書の区分	勤務時間、休日及び休暇	(略)	第四条関係)	人事管理文書の保存期間及	
フレックスタイム	(略)	(略)		制の割振り簿	フレックスタイム	制の割振り簿	フレックスタイム		制の申告簿	フレックスタイム			人事管理文書の例	一 暇			間及び保存期間が満	改正前
三年	(略)	ī	<u></u>			:		<u> </u>		三年	-		保存期間				1	
廃棄		I								廃棄	措置	満了時の	保存期間	•			したときの措置	
	<u>-</u> -										<u> </u>	-	, 4	j			(第	

<u></u>									<u> </u>	<u> </u>				暇)	 及 び 休	 間、 休 日	 勤 務 時	(職員の	
申告の文書	第七条第四項の								条の報告の文書	項又は第三十三	第四条の三第三				717	Г	書類	条第二項の証明	項又は第二十九
	申告・割振り簿	報告の文書	いての人事院への	務の実施状況につ	び休暇に関する事	勤務時間、休日及	の文書	各庁の長への報告	なった場合の各省	該当しないことと	育児介護等職員に	明書類	確認するための証	介護時間の事由を	暇、介護休暇又は	病気休暇、特別休	書類	認するための証明	該当する事由を確

														暇)	及び休	間、休日	勤務時	(職員の	 四
			明示の文書	第九条第一項の	休憩時間申告簿	第七条第四項の	項の状況変更届	第四条の六第一	書類	含む。)の証明	準用する場合を	第三項において	項(第四条の六	第四条の四第二			書	四項の変更の文	は第四条の四第
等の明示の文書	勤務時間の割振り	職員の週休日及び	制適用職員以外の	フレックスタイム		休憩時間申告簿		状況変更届			明書類	確認するための証	制の申告の事由を	フレックスタイム	更に係る割振り簿	制の割振り等の変	フレックスタイム	更に係る申告簿	制の割振り等の変

書	
た場合の届出の文	項の届出の文書
女子職員が出産し	第二十七条第三
用)	
休暇簿(特別休暇	
用)	
休暇簿(病気休暇	
用)	項の休暇簿
休暇簿(年次休暇	第二十七条第一
の文書	
望しない旨の申出	
代休日の指定を希	の文書
の申出の文書	条第二項の申出
定を希望しない旨	五項又は第十七
超勤代休時間の指	第十六条の三第
等の明示の文書	
勤務時間の割振り	
職員の週休日及び	
制適用職員以外の	明示の文書
フレックスタイム	第九条第一項の

の写し 項の 項の休暇簿 条第二項の 第十六条の三第 超勤代休時間の指 第二十九条第一 項の届出の文書 第二十七条第三 第二十七条第 五項又は第十七 定を希望しない旨 通知の文書 申 出 暇、 休暇簿 年次休暇、 女子職員が出産 休暇簿 用 休暇簿 用 の文書 た場合の届出の文 用 の申出の文書 係る通知の文書の 間の承認の決定に 護休暇又は介護時 書 望しない旨の申出 代休日の指定を希 特別休暇、 (特別休暇 (病気休暇 (年次休暇 病気休 介

法第二十	用)	項の介護休暇の
勤務時間	休暇簿(介護休暇	第二十八条第一
年		
日以後三	回答の文書	
係る特定	当該協議に対する	
なる日に	の協議の文書	
よらなく	段の定めについて	書
る定めに	制の基準に係る別	協議に関する文
協議に係	フレックスタイム	第三条第四項の
	の文書	
	いての報告の要求	
	務の実施状況につ	
	び休暇に関する事	求の文書
	勤務時間、休日及	第三十三条の要
	写し	
	係る通知の文書の	
	間の承認の決定に	
	護休暇又は介護時	の写し
	暇、特別休暇、介	項の通知の文書
	年次休暇、病気休	第二十九条第一

·-<u>-----</u>

										ı				1					
場合を含	おいて	条の三	は 第 五	第三条				求の文書	第三十			告の文書	第三十				項の証	第二十	
含む。	準用す	第二項	項(第	第二項				書	三条の			書	三条の				明書類	九条第	
<u> </u>	る	に	兀	又					要				報						
制の基準に係る別	フレックスタイム	議の文書	職員についての協	特定専門スタッフ	の文書	いての報告の要求	務の実施状況につ	び休暇に関する事	勤務時間、休日及	いての報告の文書	務の実施状況につ	び休暇に関する事	勤務時間、休日及	明書類	確認するための証	介護時間の事由を	暇、介護休暇又は	病気休暇、特別休	写し
係る特定	なる日に	よらなく	る定めに	協議に係															

f B																			
Į,	に規定す	る の 継	続する状	態ごとの	指定期間	(当該状	態ごとに	その指定	が 三 回 に	達し、又	はその期	間が通算	して六月 	に達した	ものに限	る。 ・ の	末日 (同	日が到来	する前に
()	文書			第二十八条第一	項の介護休暇の	休暇簿													
記した。					V /														

以後三年	の継続す	
る特定日	 定する一 	
翌日に係	一項に規	
た日)の	条の二第	休暇簿
なくなっ	法第二十	項の介護時間の 用)
の該当し	簿 (介護時間 勤務時間 - - - - - - - - -	第二十八条第一 休暇簿
ては、そ	以後三年	
合にあっ	る特定日	
なった場	翌日に係	
いことと	た日)の	
該当しな	なくなっ	
る要件に	の該当し 	
休暇に係	ては、そ	
当該介護	合にあっ	
する前に	なった場	
日が到来	いことと	
末日(同	該当しな	
る。)	る要件に	
ものに限	休暇に係	
に達した	当該介護	

該当しな		なくなっ	
る要件に		の 該 当 し	
時間に係		ては、そ	
当該介護		合にあっ	
する前に		なった場	
日が到来		いことと	
末日(同		該当しな	
の期間の		る 要件 に 	
する三年		時間に係	
から連続		当該介護	
得した日		する前に	
時間を取		日が到来	
つき介護		末日(同	
る状態に		の 期間 の	
の継続す		する三年	
定する一		から連続 	
一項に規		得した日 	
条の二第	休暇簿	時間を取 	
法第二十	項の介護時間の用)	つき介護 	
吸簿(介護時間 勤務時間	第二十八条第一休暇簿		

-_-----

当該承認の申請	の承認の文書	いての別段の定	代休日の指定に	休時間の指定又	日直勤務、超勤	間、休息時間、	の振替等、休憩	認に関する文書の割振り、週休	第三十二条の承 週休日、勤務時									_	
申請の	書	校の定め	定につ	定又は	超勤代	宿	休憩時	週 休 日	間										
			年	日以後三	係る特定	なる日に	よらなく	る定めに	承認に係	以後三年	る特定日	翌日に係	た 日 の	なくなっ	の該当し	ては、そ	合にあっ	なった場	

備考	九~二十																	
	十 (略)																	
																	文書の写し	の扱権等の追失の
備考	九~	院規	する	 部 を	暇)	 及 び		 の 勤	四 ()	 一 五	事院			 規 則		 		
	九~二十(略)	院規則)	する人事	部を改正		 及 び 休	間、休日	の勤務時	四(職員	一 五 — —	事院規則	四 (人	――四― 議に関する文書	規則一五 附則第二条の協		 通知の文書の写	第九条第二項の	
一 備考	i	院規則)	する人事	部を改正		び	`	の勤務時		1	事院規則協議の文書	四〇(人 過措置についての		五附則第二	通知の文書の写し	 の文書	条第二項	文書

(略)

(人事院規則一―七九の一部改正)

第三条 人事院規則一— 七九(国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事院規則の整備等

に関する人事院規則)の一部を次の表により改正する。

改 正 後	改正前
附則	附則
(改正後の人事院規則一五―一四における暫定	(改正後の人事院規則一五―一四における暫定
再任用職員に関する経過措置)	再任用職員に関する経過措置)
第二十二条 暫定再任用職員は、規則一―八二	第二十二条 暫定再任用職員は、第三十四条の規
(一般職の職員の給与に関する法律等の一部を	定による改正後の規則一五―一四第三条第一項
改正する法律の一部の施行に伴う関係人事院規	第一号に規定する定年前再任用短時間勤務職員
則の整備等に関する人事院規則)第十一条の規	等(次項において「定年前再任用短時間勤務職
定による改正後の規則一五―一四第三条第一項	員等」という。)とみなして、同規則第十八条
第三号に規定する定年前再任用短時間勤務職員	の二第一項(第二号に係る部分に限る。)及び

	る。
びに第十八条の三の規定を適用する。	限る。)並びに第十八条の三の規定を適用す
条の二第一項(第一号に係る部分に限る。)並	条、第十八条の二第一項(第一号に係る部分に
及び第三項、第十六条の二、第十八条、第十八	三条第一項及び第二項、第十六条の二、第十八
定による改正後の規則一五―一四第三条第一項	十一条の規定による改正後の規則一五―一四第
短時間勤務職員等とみなして、第三十四条の規	短時間勤務職員等とみなして、規則一―八二第
2 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用	2 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用
	第四項の規定を適用する。
	の二第一項(第二号に係る部分に限る。)及び
	員等」という。)とみなして、同規則第十八条
第四項の規定を適用する。	等(次項において「定年前再任用短時間勤務職

(人事院規則九―七の一部改正)

第四条 人事院規則九―七(俸給等の支給)の一部を次の表により改正する。

(俸給の支給) 改 正 後
第一条の四〜第二条(略)
第三条 職員がその所属する俸給の支給義務者を
異にして移動した場合においては、発令の前日
までの分の俸給は、その給与期間の現日数から
勤務時間法第六条第一項に規定する週休日並び
に同条第三項及び勤務時間法第八条第二項にお
いて読み替えて準用する同条第一項の規定に基
づく勤務時間を割り振らない日の日数の合計日
数を差し引いた日数を基礎とした日割による計
算(以下「日割計算」という。)によりその者
が従前所属していた俸給の支給義務者において

2 (略)	2 (略)
	給する。
	することになつた俸給の支給義務者において支
	れた額を差し引いた額を、その者が新たに所属
給する。	していた俸給の支給義務者において既に支給さ
することになつた俸給の支給義務者において支	のその月に受ける俸給額からその者が従前所属
れた額を差し引いた額を、	支給し、発令の当日以降の分の俸給は、その者

(人事院規則九―一五の一部改正)

第五条 人事院規則九―一五(宿日直手当)の一部を次の表により改正する。

宿日直手当の額は、その勤務一回につき、次の	第二条 前条第一号及び第二号の勤務についての	(宿日直手当の額)	改正後
宿日直手当の額は、その勤務一回につき、次の	第二条 前条第一号及び第二号の勤務についての	(宿日直手当の額)	改正前

2~4 (略)	2 ~ 4 (略)
ては、二万千円	ては、二万千円
十三条第一項第三号ト⑴に掲げる勤務につい	十三条第一項第三号チ⑴に掲げる勤務につい
四 前条第二号の勤務のうち規則一五―一四第	四 前条第二号の勤務のうち規則一五―一四第
定めるものにあつては、七千四百円)	の定めるものにあつては、七千四百円)
掲げる勤務については、六千百円(人事院の	に掲げる勤務については、六千百円(人事院
(1)を除く。)、チ、ヌ並びにル(3)及び(5)に	(1)、チ(1)を除く。)、ヌ並びにル(3)及び(5)
十三条第一項第三号イ、ハ、二⑴、ホ⑴、ト	十三条第一項第三号イ、ハ、ニ、ホ⑴、ヘ
三 前条第二号の勤務のうち規則一五―一四第	三 前条第二号の勤務のうち規則一五―一四第
一•二 (略)	一•二 (略)
の五十を乗じて得た額とする。	の五十を乗じて得た額とする。
時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に百分	時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に百分
各号に掲げる額とする。ただし、勤務時間が五	各号に掲げる額とする。ただし、勤務時間が五

L

(人事院規則九―四〇の一部改正)

第六条 人事院規則九— 一 (期末手当及び勤勉手当) の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
(勤勉手当に係る勤務期間)	(勤勉手当に係る勤務期間)
第十一条(略)	第十一条(略)
2 前項の期間の算定については、次に掲げる期	2 前項の期間の算定については、次に掲げる期
間を除算する。	間を除算する。
一~八(略)	一~八(略)
九 負傷又は疾病(公務上の負傷若しくは疾病	九 負傷又は疾病(公務上の負傷若しくは疾病
若しくは補償法第一条の二に規定する通勤に	若しくは補償法第一条の二に規定する通勤に
よる負傷若しくは疾病(派遣職員の派遣先の	よる負傷若しくは疾病(派遣職員の派遣先の
業務上の負傷若しくは疾病又は補償法第一条	業務上の負傷若しくは疾病又は補償法第一条
の二に規定する通勤による負傷若しくは疾病	の二に規定する通勤による負傷若しくは疾病

科大学院派遣法第九条(法科大学院派遣法第

を含む。)

又は官民

人事

交流法第十六条、

法

十八条において準用する場合を含む。)、福

島復興再生特別措置法第四十八条の九若しく

は第八十九条の九、令和三年オリンピック・

一年ラグビーワールドカップ特措法第十条、

パラリンピ

ツ

ク特措は

法第二十三条、

平成三十

令和七年国際博覧会特措法第三十一条、令和

九年国際園芸博覧会特措法第二十一条若しく

は判事補及び検事の弁護士職務経験に関する

法律第十条の規定(以下この号において「特

定規定」という。)により給与法第二十三条

第一項及び附則第六項の規定の適用に関し公

を含む。)又は官民人事交流法第十六条、法

科大学院派遣法第九条(法科大学院派遣法第

十八条において準用する場合を含む。)、福

島復興再生特別措置法第四十八条の九若しく

は第八十九条の九、令和三年オリンピック・

パラリンピック特措法第二十三条、平成三十

一年ラグビーワールドカップ特措法第十条、

令和七年国際博覧会特措法第三十一条、令和

九年国際園芸博覧会特措法第二十一条若しく

は判事補及び検事の弁護士職務経験に関する

法律第十条の規定(以下この号において「特

第一項及び附則第六項の規定の適用に関し公定規定」という。)により給与法第二十三条

規定によ 第四 法第八 に た 1 \mathcal{O} 同 に L < 務とみなされる業務 よる負傷若 よ な 規定する なか 日 て同 条第 は る休 号に掲 並 7 疾 条第 病 ょ 項に 月 び つた期間 り Ź 若 に 項 日 げ 等 給 規 割 週 しくはは 勤 しくは疾病を除く。) \mathcal{O} 項 休 定す 規定 る職員 与法 務時 及び り Ê 振 から勤 日 年 第 る 5 間法第十三条 に お 特 とし 超 れ 末 + 基 定 に係る業務 1 同 た勤 て 条第 規 五 勤 務 年 づ 沈定に規定 代休時日 7 条 読み替えて準 時間法第六 始 務時 在 に 勤 \mathcal{O} 項 職 規 休 務 の 二 定 間 間 及 上 時 定 L 日 に す た 等 を指定され び す \mathcal{O} \mathcal{O} 間 全部 条第 んる祝 負 第 勤務 期 ょ る を (第 間 傷 ŋ 用 割 通 若 に 日 に 項 す 時 勤 勤 Ŋ 条 Ź 法 振 間 あ 0 \mathcal{O} 項 務 に

、は長寿苦し、は寺宦見宦こ見宮亡る重動に務とみなされる業務に係る業務上の負傷若し

< よる負傷若しくは疾 は 疾 病若、 しく は 特 病を除く。) 定 規 定 に ·規定 · に す る通 ょ ŋ 勤 勤 12 務

に規定する週休日、勤務時間法第十三条の二しなかつた期間から勤務時間法第六条第一項

第 項 \mathcal{O} 規定 12 ょ り 割 ŋ 振 5 れ た 勤 務 時 間 \mathcal{O}

全 部 に 0 1 7 同 項 E 規 定する 超 勤 代 休 時 間 を

指定された日並びに給与法第十五条に規定す

る祝日法による休日等及び年末年始の休日等

(次号において「週休日等」という。)を除

L 1 な た 日 か が 0 た全 三十月 期間。 を超える場合に ただし、 人事 は、 院 その の定 める 勤 務

期間を除く。

	休暇(以下「生理	は、病気休暇等(第四条 給与法附則	(勤務しない期間の範囲)	改	第七条 人事院規則九-	(人事院規則九―八二の一部改正)	十~十三(略)	ただし、人事院	える場合には、	休日等」という	つては、勤務日
気k뮻てよ司真に見至ける尤类茶とつ皆量とい	「生理休暇等」という。)以外の病	(次に掲げる場合における病気	給与法附則第六項の勤務しない期間に	の範囲)	证 後	人事院規則九―八二(俸給の半減)の一部を	一の一部改正)		人事院の定める期間を除く。	える場合には、その勤務しなかつた全期間。	という。)を除いた日が三十日を超	勤務日以外の日。次号において「週
	休暇(以下「生理休暇等」という。)以外の病	は、病気休暇等(次に掲げる場合における病気	第四条 給与法附則第六項の勤務しない期間に	(勤務しない期間の範囲)	改正前	の一部を次の表により改正する。		十~十三 (略)				

う。 間を割 項及び 理休 えて ほ を病 日 び年末年始の休日等その他の 与法第十五条に規定する祝日法による休日等及 六条第一項に規定する週休日をいう。 か、 \mathcal{O} 気 準 勤 以下同じ。)の目 暇 勤務 務 当該 休 が含まれるものとする。 り 用 等 勤務時 - 暇等に 時 振らない す \mathcal{O} Ź 時 療 間 日 同 間 養期間中 \mathcal{O} そ より 条 第 間 法第八条第二項に \mathcal{O} 、 日 を を 部を勤務 他 勤 割 0) いう。 ŋ \mathcal{O} 務し 項 $\widehat{}$ 人 振らな 週休日 \mathcal{O} 事 規定に対 な 日の勤務時間 L 院 な 勤務しない日 以下同じ。)、 い日を含む。 が 7 7 (勤務 定 日 お 基づく勤 日 める日 を含み、 V 同 て読 消時間: 以下同 [条第三 の 一 を除 込み替 務時 法 生 給 第 部 \mathcal{O} を含み、 じ。) 、 う。 ない ほか、 を病 六条第一項に規定する週休日をいう。 る日を除く。) る休日等及び年 日 気休 以下同じ。) 当 生理 該 給与法第十五条に規定する祝日法によ 暇 日 療養期間 等により 休 \mathcal{O} が含まれるものとする。 - 暇等の -末年始 勤 0) 務 中の 日 時 勤 日その 間 の休 務 $\widehat{}$ 週休 (I) L 日 日 な 部を勤 他の人事 等その 日 \mathcal{O} 1 勤務時間 日を含 (勤 他 務 務 む。 院 時 間 0 L 以下同 な の 一 勤 間 が 定 務 法 1

8

日

部

 \mathcal{O}

第

(俸給の日割計算)

第六条 月又は給与法第九条ただし書に規定する

各期間(以下「給与期間」という。)の中途に

おいて俸給の半額が減ぜられることとなつた場

合等給与期間中の一部の日につき俸給の半額が

減ぜられる場合における俸給は、当該給与期間

減ぜら

れ

る場合

に

お

ける俸谷

: 給は、

当該

給

与

期間

の現日数から週休日及び勤務時間を割り振らな

\<u>\{\frac{}{\frac{1}{2}}}</u>

(略

(俸給の日割計算)

第六条 月又は給与法第九条ただし書に規定する

各期間(以下「給与期間」という。)の中途に

おいて俸給の半額が減ぜられることとなつた場

合等給与期間中の一部の日につき俸給の半額が

の現日数から週休日の日数を差し引いた日数を

基礎とした日割りによつて計算する。

(人事院規則一〇―七の一部改正)

とし

た 日

割りによつて計算する。

1

日

 \mathcal{O}

日

数

の合計日数を差し引いた日数を基礎

第八条 人事院規則一〇—七 (女子職員及び年少職員の健康、 安全及び福祉) の <u>ー</u> 部を次の表により改 Ī す

る。

勤務を除く。)をさせてはならない。ただし、	一四第十三条第一項第一号又は第三号に掲げる	務時間等以外の時間における勤務(規則一五―	第十三条 各省各庁の長は、年少職員に正規の勤	(年少職員の時間外勤務の制限)	育時間中は、その者を勤務させてはならない。	子職員が請求した場合には、人事院の定める保	含まれるものとされる者を含む。)を育てる女	休暇)第四条の三第一項第二号イにおいて子に	(規則一五―一四(職員の勤務時間、休日及び	第十条 各省各庁の長は、生後一年に達しない子	(保育時間)	
条第一項第一号又は第三号に掲げる勤務を除	一四(職員の勤務時間、休日及び休暇)第十三	務時間等以外の時間における勤務(規則一五―	第十三条 各省各庁の長は、年少職員に正規の勤	(年少職員の時間外勤務の制限)		育時間中は、その者を勤務させてはならない。	子職員が請求した場合には、人事院の定める保	含まれるものとされる者を含む。)を育てる女	(勤務時間法第六条第四項第一号において子に	第十条 各省各庁の長は、生後一年に達しない子	(保育時間)	直直

2~5 (略)	2~5 (略)
ることを妨げない。	を妨げない。
航海の安全を図るために必要な作業に従事させ	安全を図るために必要な作業に従事させること
航海中に判明した場合にあつては、当該船舶の	に判明した場合にあつては、当該船舶の航海の
ない。ただし、女子船員が妊娠中であることが	ただし、女子船員が妊娠中であることが航海中
う。)を妊娠中船内で作業に従事させてはなら	を妊娠中船内で作業に従事させてはならない。
う。)である女子職員(以下「女子船員」とい	である女子職員(以下「女子船員」という。)
例)第一条に規定する船員(以下「船員」とい	一条に規定する船員(以下「船員」という。)
(船員である職員に係る保健及び安全保持の特	である職員に係る保健及び安全保持の特例)第
第十四条 各省各庁の長は、人事院規則一〇—八	第十四条 各省各庁の長は、規則一〇一八(船員
(船員の特例)	(船員の特例)
号に掲げる勤務については、この限りでない。	でない。
く。)をさせてはならない。ただし、前条第二	前条第二号に掲げる勤務については、この限り

(育児を行う職員の早出遅出勤務)	(育児を行う職員の早出遅出勤務)
改 正 前	改 正 後
	限)の一部を次の表により改正する。
職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制	第九条 人事院規則一〇—一一(育児又は介護を行う職員の早出遅
	(人事院規則一〇―一一の一部改正)
四~二十六 (略)	四~二十六 (略)
次号において同じ。)の取扱いの業務	おいて同じ。)の取扱いの業務
号に定める小型ボイラーを除く。)をいう。	める小型ボイラーを除く。)をいう。次号に
備考第一号に定めるボイラー(同表備考第二	一号に定めるボイラー(同表備考第二号に定
三 ボイラー(人事院規則一〇―四別表第一	三 ボイラー(規則一〇―四別表第一備考第
一•二 (略)	一•二 (略)
係)	(条)
別表第二 年少職員の危険有害業務(第十一条関	別表第二 年少職員の危険有害業務(第十一条関

第三条 間、 該子 より 員 り 時間法第六条第三項の規定により勤務時間を割 にお に する各省各庁 の運営に支障がある場合を除き、 特 \mathcal{O} 振られた職員及び規則 掲げる子 勤 別 勤 休 を養育するために \ \ 養子縁 日及びは 務 務時間 を含む。 各省各庁の長 て子に含ま 時 間 (規 休暇) の長を 及び休暇 組 を定め 以下 0 則 成立 れるも 5 同 第四条の三第一 7 五. (勤務 請求 う。 一前 れ た職員を除く。) 第二条第二項の \mathcal{O} のとされ 五. 監護対象者等」 時 L 以下同じ。 兀) た場 間法第三条に規定 \mathcal{O} あ (職 合 る 五. 人事院の定め . る者 職員 には、 員 項第二号イ (非常) O対規定に 勤 は、 (以 下 (勤務 が 当 とい 務 公務 勤職 時 次 第三条 は、 の成立 する各省各庁の長をい 院の定めるところにより、 以下同じ。)を養育するために請求した場合に 四項の規定により勤務時間を割 に係る早 含まれるものとされる者 を除く。)がその子 に掲げる職員 公務の運営に支障がある場合を除き、 前 各省各庁 出遅出勤務をさせるものとする。 \mathcal{O} 監護 (勤務時 の長 対象者等」という。) (同 (勤務時 う。 間法第六条第 項第 (以 下 当 該 以下 間法第三条に規定 号に 同 り振られ 職員に当該 特 別 お 養子 項 を含む。 \ \ た職員 . て子に Ź は、 請 人事 縁組 は

求

第

次

でを除く。)の規定は、勤務時間法第二十条第	でを除く。)の規定は、勤務時間法第二十条第
第五号まで及び前条第一項第三号から第五号ま	第五号まで及び前条第一項第三号から第五号ま
三号から第五号まで、第八条第一項第三号から	三号から第五号まで、第八条第一項第三号から
第十三条 第三条から前条まで(第五条第一項第	第十三条 第三条から前条まで(第五条第一項第
務及び超過勤務の制限)	務及び超過勤務の制限)
(介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤	(介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤
員であって、人事院の定めるもの	
支援学校の小学部に就学している子のある職	支援学校の小学部に就学している子
二 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別	二 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別
職員	
一 小学校就学の始期に達するまでの子のある	一小学校就学の始期に達するまでの子
	出遅出勤務をさせるものとする。
	るところにより、当該職員に当該請求に係る早

間、 務時間法第二十条第一項に規定する要介護者 にお に て準 特 · 掲 げ 項に規定する要介護者を介護する職員に 休 別 用する。 7 養子縁 日及びは を含む。 る子 て子に (規)休暇) この場合において、 組 含ま \mathcal{O} 以下同じ。)」 則 成立 れ 第四条の三第一 るも 五 一前 \mathcal{O} \mathcal{O} 監護対象者等」 匹 とされ とあるの 職 第三条中 . る者 員 項第二号イ Oは 勤 (以 下 とい 務 っい 「勤 次 時

一項に規定する要介護者(以下「要介護者」と「掲げる」とあるのは「勤務時間法第二十条第一項に規定する要介護者を介護する職員につい

おいて子に含まれるものとされる者(以下「特いう。)のある」と、「その子(同項第一号に

う。)を含む。以下同じ。)を養育」とあるの

別

養子

縁

組

 \mathcal{O}

成

立前

 \mathcal{O}

監

護対

象

者

等

と

٧١

は「当該要介護者を介護」と、第五条第一項第

一号、第八条第一項第一号及び前条第一項第一

第一項第二号、第八条第一項第二号及び前条第号中「子」とあるのは「要介護者」と、第五条

及び

前

条 第

項第一号中

子

とあ

る

0

は

要

介護者」と、

第五条第一項第二号、

第八条第一

と

第五

条第

項 第

号、

第八条第

項

第

号

を養育」

とあ

るの

は

「当該要介護者を介護

(以下「要介護者」という。)」と、

「当該子

一項第二号中「子が離縁又は養子縁組の取消し

あ 歳に あ の 子 と、 該 は 養育することができるものとして人事 の子でなくなった」とあるのは 項第二号及び前条第 るまでの子のある職員が当該子を養育」とある る者に該当する場合における当該 るも 養子 請求をした職員との親族関係が消滅した」 · 満 O第六条中 たな が当該子を養育」とあり、 あ 縁 及び第十 \mathcal{O} が、 る職 組 \mathcal{O} 7 深夜に 子 員 取 「小学校就学 · 条 中 Ō 消 (職 あ しに る職 お 員 「小学校 項第二号中 ١ ر \mathcal{O} より当該 員 配 て常態として当該 が の始期に達するまで 偶者で当該子の親 以就学 当該子を養育」 請 「要介護者と当 第九 \bigcirc 求 「子が をし 始 期 職 条中 院 た 離 に 員 \mathcal{O} を除 定 職 縁又 達 子 \equiv لح す を め で 員 校就学 あり、 とあ が当該要介護者を介護」と、 が当該子を養育」 の配偶者で当該子の親であるも の親族関 により当該 該子を養育」 ものとして人事院の定め 1 る 第九条中 \mathcal{O} 係が消滅した」と、 は 以請求· 「要介護者と当該 とあるのは をし とあり、

た職員の子でなくなった」

第六条中「小学校

請

求を

L

た

職

員

就学の始期に達するまでの子のある職員 (職員

のが、 深夜にお

て常態として当該子を養育することができる

る者 に該当する場 一合に

おける当該職員を除く。)が当該子を養育」 لح

「三歳に満たない子のある職員

及び第十条中 「小学

の始期に達するまでの子 Ō あ る 職 員 が .. 当

「要介 護 者 \mathcal{O} あ る 職 員

第九条中 当 該請

無 護」 のは 難である」とあるのは のは あるのは る」と、 を処理するための措置を講ずることが著しく困 と \neg 「要介護者の 第十一条第二項中「、 同条第三項中 第九条中 「前条の」と、 それぞれ第九 ある職員が当該要介護者を介 当 該 「公務の運営に支障があ 第 条に規定する支障 請求をした職 「第九条又は前条に」 九 条又 第九条」とある は 前条の」 員 \mathcal{O} 0 業務 有 لح 条又は ずることが著しく困難である」 条第二項中「次の各号」とあるのは 務の運営に支障がある」と、 九条又は 規定する支障の有無」 求をした職員の業務を処理するための措置 第九条」とあるのは「、 前条の」 前条に」 とあ とあ る と、 るの のは は 同条第三項中 「前条の」と、 それぞれ第九条に 第十一条第二 とあ 同

る

 \mathcal{O} は

公公

項中

を講

(人事 院規則 $\overline{}$ 五. \mathcal{O} 部改 Ē

読

み替えるもの

とする。

各号」とある

 \mathcal{O} は

「前項第一

号又は第二号」と

とあるのは

「同条に」と、

前条第二項中

「次の

号又は第二号」と読み替えるものとする。

条に」と、

前

第九

「第

「前項第

第十条 人事院規則一〇—一五 (妊娠、 出産、 育児又は介護に関するハラスメントの防止等) の一部を次の

									 第			
則一五―一四第四条の三第一項第二号イの	ニ 勤務時間法第六条第三項の規定により規	イ〜ハ (略)	の勤務環境が害されること。	又は措置の利用に関する言動により当該職員	三 職員に対する次に掲げる育児に関する制度	一•二 (略)	おける次に掲げるものをいう。	又は介護に関するハラスメント」とは、職場に	第二条 この規則において、「妊娠、出産、育児	(定義)	改 正 後	
休日を設け、及び勤務時間を割り振るこ	ニ 勤務時間法第六条第四項の規定により週	イ〜ハ (略)	の勤務環境が害されること。	又は措置の利用に関する言動により当該職員	三 職員に対する次に掲げる育児に関する制度	一•二 (略)	おける次に掲げるものをいう。	又は介護に関するハラスメント」とは、職場に	第二条 この規則において、「妊娠、出産、育児	(定義)	改正前	

ロ〜チ(略)	ロ〜チ(略)
	設け、又は勤務時間を割り振ること。
	職員について勤務時間を割り振らない日を
と。	要介護者を介護する職員として申告をした
休日を設け、及び勤務時間を割り振るこ	則一五―一四第四条の三第一項第二号ロの
イ 勤務時間法第六条第四項の規定により週	イ 勤務時間法第六条第三項の規定により規
の勤務環境が害されること。	の勤務環境が害されること。
又は措置の利用に関する言動により当該職員	又は措置の利用に関する言動により当該職員
四 職員に対する次に掲げる介護に関する制度	四 職員に対する次に掲げる介護に関する制度
ホ~ヌ (略)	ホ〜ヌ (略)
	又は勤務時間を割り振ること。
	ついて勤務時間を割り振らない日を設け、
کی	子を養育する職員として申告をした職員に

(人事院規則一五―一四の一部改正)

第十一条 人事院規則一五—一 四(職員の勤務時間、 休日及び休暇) の一部を次の表により改正する。

第一条の二 各省各庁の長(勤務時間法第三条に確保)	(健康及び福祉の確保に必要な勤務間の時間の	第一章 総則	附則	第三章~第六章 (略)	二条の二)	第二章 正規の勤務時間等(第一条の三―第十	第一章 総則(第一条・第一条の二)	目次	改正後
(新設)		第一章 総則	附則	第三章~第六章 (略)	二条の二)	第二章 正規の勤務時間等 (第一条の二―第十	第一章 総則 (第一条)	目次	改正前

	間を割り振らない日をいう。第六条第二項、第
るものでなければならない。	間を割り振らない日(同項の規定による勤務時
勤務時間の割振りは、次に掲げる基準に適合す	(勤務時間法第六条第三項の規定による勤務時
第三条 勤務時間法第六条第三項の規定に基づく	第三条 各省各庁の長は、勤務時間の割振り等
時間の割振りの基準)	間の割振り等の基準等)
(勤務時間法第六条第三項の規定に基づく勤務	(勤務時間法第六条第三項の規定による勤務時
第一条の二(略)	第一条の三(略)
	ければならない。
	の勤務の開始までの時間を確保するよう努めな
	及び福祉の確保に必要な勤務の終了からその次
	適正な勤務条件の確保を図るため、職員の健康
	は、勤務時間法第四条第一項に規定する職員の
	規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。)

を除き、以下同じ。)の設定又は勤務時間の割二十一条第五項及び第二十二条第一項第十五号

振りをいう。以下この条から第四条の三までに

おいて同じ。)を行う場合には、勤務時間法第

六条第三項に規定する申告(次条第一号及び第

七条を除き、以下「申告」という。)を考慮し

つつ、次に掲げる基準に適合するように行わな

ければならない。この場合において、当該申告

どおりの勤務時間の割振り等を行うことにより

公務の運営に支障が生ずると認めるときは、別

に人事院の定めるところにより、当該申告と異

なる勤務時間の割振り等を行うことができるも

のとする。

間を除く。)につき一日を限度として職員が 間 ること。 間 いう。 の勤務時間を割り振ること。 務時間を割り あっては、 た各期間 下この号及び第三号において で各省各庁の長があらかじめ定める時間以上 一日につき二時間以上四時間以下の範囲内 第四条の三第一 (勤務時 という。)につき一日を限度として、)をその初日から一 (単位期間が一 間を割り振らない日を含む区分期 単位期間。 振らな 項に規定する単位期間 い日を設けることができ 次号において 週間である場合に 週間ごとに区分し ただし、 「単位期間」と 「区分期 区分期 以 勤 (新設) ح ° 勤務時間は 次に定めるとおりとするこ

指定する日(第四号において「特例対象日」

という。)については、当該あらかじめ定め

る時間未満の勤務時間を割り振ることができ

(削る)

ること。

イ 一日につき二時間以上四時間以下の範囲

内で各省各庁の長(勤務時間法第三条に規

定する各省各庁の長をいう。以下同じ。

があらかじめ定める時間以上とすること。

ただし、休日(勤務時間法第十四条に規定

する祝日法による休日又は年末年始の休日

をいう。以下同じ。) その他人事院の定め

る日(以下この条及び第四条の三において

「休日等」という。)については、七時間

る定 四十 五 年 分 前 再 (法第六十条 任 用 短時間 \mathcal{O} 勤 二第二 務 職員及 項に規定す び 任 期付

短時 間 勤務 職 員 (以 下 「定年前 再 任 用 短 一時

間勤 務 職員等」 という。 にあっては、 当

該定 年前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職員 等 の単位 期

間 勤務時間法第六条第三項に規定す える単

位期 間 を 1 う。 口 及び第四 | 条 の 七に お 1 て

該期 同じ。 ごとの期間 ける勤務時間法第六条第 12 おける勤務 時 間 を当

規定による週休日 間 にお 同 項に 規定する週休日 項の

をいう。 以 下 同 ľ, 以外 \mathcal{O} 日 \mathcal{O} 数で除

日

して得た時間。

次項及び第四条の三第一

項

第二号イにおいて同じ。)とすること。

三 五分 他人事院の定める日については、 は年末年始の休日をいう。 間法第十四条に規定する祝日法による休日又 (削る) 前二号の規定にかかわらず、 (法第六十条の二第二項に規定する定年 以下同じ。) その 休日 七時間四十 (勤務時 (新設) ロ う。 庁の長があらかじめ定める日 定める時間未満とすることができること。 の三第一 合にあっては、 分した各期間 単位期間をその初日から一)ごとにつき一日を限度として各省各)については、 項にお (単位期間が 単位期間。 7 イに定めるあらかじめ

区

分期間」とい

(休日等を除

次項及び第四条

一週間である場

週間ごとに区

前 再任用行 短 時 間 勤 務 職 員及び 任 期 付 短 時 間 勤

務 職 員 (以 下 「定年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員

等」という。)にあっては、当該定年前再任

用短時間勤務職員等の単位期間ごとの期間に

おける勤務時間を当該期間における勤務時間

法第六条第一項の規定による週休日(同項に

規定する週休日をいう。以下同じ。)以外の

日の日数で除して得た時間)の勤務時間を割

り振ること。

四 月曜日から金曜日までの午前九時から午後

四時までの間において、標準休憩時間(各省

各庁の長が、職員が勤務する部局又は機関の

職員の休憩時間等を考慮して、その時間並び

月曜日から金曜日まで(前号ロ

に定め

るあ

_

らかじめ定める日を除く。)の午前九時から

午 後四 時 ま で \mathcal{O} 時 間 帯 に お 7 て、 標準 休 憩 時

間(各省各庁の長が、職員が勤務する部局又

2 次の各号に掲げる職員については、各省各庁	(削る)
は午後十時以前に設定すること。	を午後十時以前に設定すること。
三 始業の時刻は午前五時以後に、終業の時刻	五 始業の時刻を午前五時以後に、終業の時刻
	المراح.
り振る職員に共通する勤務時間とすること。	間帯に勤務時間を割り振らないことができる
に勤務するこの項の基準により勤務時間を割	と。ただし、特例対象日については、当該時
め定める連続する時間は、当該部局又は機関	振る職員に共通して勤務時間を割り振るこ
各省各庁の長が部局又は機関ごとにあらかじ	勤務するこの項の基準により勤務時間を割り
一日につき二時間以上四時間以下の範囲内で	かじめ定める時間帯に、当該部局又は機関に
の三第一項第三号において同じ。)を除き、	内で各省各庁の長が部局又は機関ごとにあら
る標準的な休憩時間をいう。次項及び第四条	に、一日につき二時間以上四時間以下の範囲
時間並びに始まる時刻及び終わる時刻を定め	な休憩時間をいう。)を除いて連続するよう
は機関の職員の休憩時間等を考慮して、その	に始まる時刻及び終わる時刻を定める標準的

を考慮して勤務時間を割り振ることが公務の能の長が始業及び終業の時刻について職員の申告

率の向上に資すると認める場合(第一号に規定

する特定専門スタッフ職員(給与法別表第十専

門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員のう

ち、調査、研究又は情報の分析を主として行う

職員その他各省各庁の長が人事院と協議して定

める職員をいう。次条第二項第二号において同

じ。)にあっては、公務の能率の向上に特に資

すると認める場合)には、前項の規定にかかわ

らず、当該各号に掲げる職員の区分に応じ、当

ものとなるように勤務時間法第六条第三項の規該各号及び同項第三号に定める基準に適合する

定に基づき勤務時間を割り振ることができる。

一 給与法別表第七研究職俸給表の適用を受け

る職員(試験所、研究所その他の試験研究又

は調査研究に関する業務を行う機関

の長及び

大東に徐い。以下「つ号この」に「寺官所記

次長を除く。以下この号において「特定研究

職員」という。)、任期付研究員法第三条第

しんだいのかいのでは月十日コー

項の

規定により

任期を定めて採用された職

員(以下この号において「任期付研究員」と

行を支援する業務に従事する職員(特定研究いう。)若しくは試験研究に関する業務の遂

職員のうち試験研究に関する業務に従事する

職員又は任期付研究員の指揮監督の下に業務

の相当の部分を自らの判断で遂行する職員に

限る。)又は特定専門スタッフ職員 次に掲

げる基準

1 勤務時間は、 次に定めるとおりとするこ

٥

(1) 一日につき二時間以上とすること。

た

休日等については、 七時間四十五

分とすること。

(2) 区分期間ごとにつき一日を限度として

各省各庁の長があらかじめ定める日

日等を除く。)については、二時間未満

とすることができること。

ロ 月曜日から金曜日まで (イ2)に定めるあ

らかじめ定める日を除く。)のうち一日以

上の日の午前九時から午後四時までの時間

帯において、標準休憩時間を除き、一日に

つき二時間以上四時間以下の範囲内で各省

各庁の長が部局又は機関ごとにあらかじめ

定める連続する時間は、当該部局又は機関

に勤務するこの号の基準により勤務時間を

کی

割り

振る職員に共通する勤務時間とするこ

二 矯正施設(矯正医官の兼業の特例等に関す

る法律(平成二十七年法律第六十二号)第二

条第一号に規定する矯正施設をいう。以下同

定する矯正医官をいう。以下同じ。)以外のじ。)の長である矯正医官(同条第二号に規

矯正医官であって、矯正施設の外の医療機

関、大学その他の場所における医療に関する

調査研究若しくは情報の収集若しくは交換又

は矯正施設内における医療に関する調査研究

に従事するもの 次に掲げる基準

イ 勤務時間は、次に定めるとおりとするこ

と。

(1) 一日につき二時間以上とすること。た

だし、休日等については、七時間四十五

分とすること。

(2) 区分期間ごとにつき一日を限度として

各省各庁の長があらかじめ定める日(休

日等を除く。)については、二時間未満

項各号(いずれも休日等に割り振る勤務時間に	準によらないことができるものとする。
ところにより、第一項第一号及び第二号又は前	ころにより、前項第二号及び第四号に掲げる基
勤務時間の割振りについては、人事院の定める	務時間の割振りについては、人事院の定めると
に係る勤務時間法第六条第三項の規定に基づく	に係る勤務時間法第六条第三項の規定による勤
五分に満たない勤務時間を割り振ろうとする日	五分に満たない勤務時間を割り振ろうとする日
3 定年前再任用短時間勤務職員等に七時間四十	2 定年前再任用短時間勤務職員等に七時間四十
となるようにすること。	
定める連続する二時間が、勤務時間の一部	
憩時間を除き、各省各庁の長があらかじめ	
ら午後四時までの時間帯において、標準休	
らかじめ定める日を除く。)の午前九時か	
ロ 月曜日から金曜日まで(イ2)に定めるあ	
とすることができること。	

に重大な影響を及ぼすおそれがないと認める場	と認める場合には、人事院と協議して、当該基
能率の向上に資し、かつ、職員の健康及び福祉	康及び福祉に重大な影響を及ぼすおそれがない
く。)に定める基準によらないことが、公務の	が、公務の能率の向上に資し、かつ、職員の健
も休日等に割り振る勤務時間に係る部分を除	三号を除く。)に掲げる基準によらないこと
5 各省各庁の長は、第一項又は第二項(いずれ	4 各省各庁の長は、第一項各号(第一号及び第
める基準によらないことができるものとする。	する。
二号又は第二項第一号ロ若しくは第二号ロに定	号に掲げる基準によらないことができるものと
ては、人事院の定めるところにより、第一項第	は、人事院の定めるところにより、第一項第四
第三項の規定に基づく勤務時間の割振りについ	第三項の規定による勤務時間の割振りについて
て人事院の定める場合に係る勤務時間法第六条	て人事院の定める場合に係る勤務時間法第六条
4 職員の健康及び福祉の確保に必要な場合とし	3 職員の健康及び福祉の確保に必要な場合とし
とができるものとする。	
係る部分を除く。) に定める基準によらないこ	

	あった場合において、これらの申告どおりに
	び第七条第四項に規定する休憩時間の申告が
	一勤務時間法第六条第三項に規定する申告及
	変更することができる。
	かに該当する場合には、勤務時間の割振り等を
(新設)	第三条の二 各省各庁の長は、次の各号のいずれ
	間の割振り等の変更)
	(勤務時間法第六条第三項の規定による勤務時
議を要しないものとする。	
適合するものであるときは、当該人事院との協	事院との協議を要しないものとする。
いて、当該別段の定めが人事院が定める基準に	める基準に適合するものであるときは、当該人
別段の定めをすることができる。この場合にお	の場合において、当該別段の定めが人事院が定
合には、人事院と協議して、当該基準について	準について別段の定めをすることができる。こ

るかを明らかにしてしなければならない。写名号のVすれに該当する暗眞として申告をす	買糸分のでして変好したのに始業及び終業の時刻並	ように、希望する勤務時間を割	第四条 甲告は、第三条に定	間の割振り等の申告)	(勤務時間法第六条第三項の規定による勤務時	ろにより変更するとき。	める場合において、別に	行わなければ公務の運営に支障が生ずると認	由により、当該勤務時間	二 勤務時間の割振り等を	72111111111111111111111111111111111111
ればならない。	時刻並びに第四条の三第一	を割り振らない日並	第三条に定める基準に適合する		の規定による勤務時	'	別に人事院の定めるとこ	「に支障が生ずると認	の割振り等の変更を	割振り等を行った後に生じた事	
	ばならない。	は、前条に定める基準に適合するものでなけれ	第四条 勤務時間法第六条第三項の職員の申告	時間の割振りの手続)	(勤務時間法第六条第三項の規定に基づく勤務						

2

各省各庁の長は、 次の各号に掲げる前項の規

定による申告 (次項第二号を除き、 以下この条

において単に「申告」という。)の区分に応

当該各号に定めるところにより勤務時間を

割り振るものとする。

次号に掲げる申告以外の申告

当該申告を

考慮して勤務時間を割り振るものとする。

の場合において、 当該申告どおりの勤務時間

の割振りによると公務の運営に支障が生ずる

と認める場合には、 別に人事院の定めるとこ

ろにより勤務時間を割り振ることができるも

のとする。

前条第二項に定める基準に係る申告及び特

(削る)

定専門スタッフ職員の 申告 (始業及び終業の

時刻について当該特定専門スタッフ職員 \mathcal{O} 申

告を考慮して勤務時 間を割り振ることが公務

の能率の向上に資すると認める場合 [の勤] 務時

間の割 振りに係るも のに限る。 これらの

申告どおり

に

勤務

時間を割り

振るもの

とす

る。 ただし、 これらの申告どおり \mathcal{O} 勤 務 洋時間

の割振りによると公務の運営に支障が生ずる

と認める場合には、 別に人事 院の定めるとこ

ろにより勤務時間を割り振ることができるも

のとする。

3 各省各庁の長は、 次の各号の \ \ ず んかに 該当

する場合には、 前項の規定による勤務時 間 \mathcal{O} 割

務時間の割振りを変更することができる。

一 職員からあらかじめ前項の規定により割り

振られた勤務時間又はこの項の規定により割

振りを変更された後の勤務時間の始業又は終

業の時刻について変更の申告があった場合に

おいて、当該申告どおりに変更するとき。

二 職員から第七条第四項の規定により休憩時

間の始まる時刻及び終わる時刻についての申

告があった場合において、同項の規定により

休憩時間を置くために勤務時間の割振りを変

更するとき。

三 前項の規定による勤務時間の割振り又はこ

申 (新設)	第四条の二 申告及び勤務時間の割振り等は、
	(申告・割振り簿)
事項は、事務総長が定める。	
うものとし、申告簿及び割振り簿に関し必要な	
変更は、それぞれ申告簿及び割振り簿により行	
振り及び前項の規定による勤務時間の割振りの	
4 申告並びに第二項の規定による勤務時間の割	(削る)
変更するとき。	
において、別に人事院の定めるところにより	
ると公務の運営に支障が生ずると認める場合	
り又は当該変更の後の勤務時間の割振りによ	
後に生じた事由により、当該勤務時間の割振	
の項の規定による勤務時間の割振りの変更の	

間とする。	
間、三週間又は四週間のうち職員が選択する期	
及び勤務時間の割振りについては一週間、二週	
週間)とし、同条第四項の規定に基づく週休日	
の定めるところにより、一週間、二週間又は三	
として人事院の定める場合にあっては、人事院	
に勤務時間の割振りを行うことができない場合	応じ、当該各号に定める期間とする。
間の割振りについては四週間(四週間では適正	という。)は、次の各号に掲げる職員の区分に
則で定める期間は、同項の規定に基づく勤務時	則で定める期間(第三項において「単位期間」
第四条の二 勤務時間法第六条第三項の人事院規	第四条の三 勤務時間法第六条第三項の人事院規
(単位期間)	(単位期間等)
	り簿に関し必要な事項は、事務総長が定める。
	告・割振り簿により行うものとし、申告・割振

	次のいずれかに該当する職員(以下この条 次のいずれかに該当する職員」という。)で おって、当該職員として申告をしたもの 一 過間、二週間、三週間又は四週間のうち職員 次のいずれかに該当する職員(以下この条	一週間、二週間又は三週間)にあっては、人事院の定めるところにより、とができない場合として人事院の定める場合とができない場合として人事院の定める場合の間では適正に勤務時間の割振り等を行うこ	次号に掲げる職員以外の職員 四週間(四
新設	新設)		(新設)

職員との間における同項に規定する特別養

子縁組の成立について家庭裁判所に請求し

た者(当該請求に係る家事審判事件が裁判

所に係属している場合に限る。)である

て、当該職員が現に監護するもの又は児童

福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)

第二十七条第一項第三号の規定により同法

第六条の四第二号に規定する養子縁組里親

(以下このイ及び第二十二条第一項第八号

において「養子縁組里親」という。)であ

る職員若しくは同法第六条の四第一号に規

定する養育里親(第二十二条第一項第八号

において「養育里親」という。) である職

員(児童の親その他の同法第二十七条第四

項に規定する者の意に反するため、同項の

規定により、養子縁組里親として当該児童

を委託することができない職員に限る。)

に委託されている児童を含む。第二十三条

第一項第二号を除き、以下同じ。)又は小

学校、義務教育学校の前期課程若しくは特

別支援学校の小学部に就学している子を養

育する職員

ロ 勤務時間法第二十条第一項に規定する要

介護者(第二十二条第一項第十二号及び第

二十三条の二第二項において「要介護者」

という。)を介護する職員

	い。この場合においては、当該勤務時間の割振
	その旨を各省各庁の長に報告しなければならな
	該当しないこととなった場合には、遅滞なく、
	割振り等を行われた職員は、育児介護等職員に
新設)	3 育児介護等職員として申告をして勤務時間の
	等を求めることができる。
	当該申告をした職員に対して、証明書類の提出
	る事由を確認する必要があると認めるときは、
	をした職員について、育児介護等職員に該当す
(新設)	2 各省各庁の長は、育児介護等職員として申告
	人事院が定める職員
	職員の状況に類する状況にある職員として
	ハ イ又はロに掲げる職員のほか、これらの

						(削る)			できるものとする。	位期間に係る勤務時間の割振り等によることが	き、その該当しないこととなった直前の当該単	り等に係る単位期間の末日までの間、引き続
二 勤務時間は、次に定めるとおりとするこ	つき一日を限度とすること。	日に加えて設ける週休日は、区分期間ごとに	一 勤務時間法第六条第一項の規定による週休	る基準に適合するものでなければならない。	づく週休日及び勤務時間の割振りは、次に掲げ	第四条の三 勤務時間法第六条第四項の規定に基	日及び勤務時間の割振りの基準)	(勤務時間法第六条第四項の規定に基づく週休				

کہ

イ 一日につき二時間以上四時間以下の範囲

内で各省各庁の長があらかじめ定める時間

以上とすること。ただし、休日等について

は、七時間四十五分とすること。

コー区分期間(前号の規定こよる圏本1)

ロ 区分期間(前号の規定による週休日を含

む区分期間を除く。)ごとにつき一日を限

度として職員があらかじめ指定する日(次

号において「特例対象日」という。)(休

日等を除く。)については、イに定めるあ

らかじめ定める時間未満とすることができ

ること。

三 月曜日から金曜日までの午前九時から午後

四時までの時間帯において、標準休憩時間を

除き、一日につき二時間以上四時間以下の範

囲内で各省各庁の長が部局又は機関ごとにあ

らかじめ定める連続する時間は、当該部局又

は機関に勤務するこの項の基準により勤務時

間を割り振る職員に共通する勤務時間とする

こと。ただし、特例対象日を指定した職員の

当該特例対象日については、この限りでない

こと。

四 始業の時刻は午前五時以後に、終業の時刻

は午後十時以前に設定すること。

2 第三条第三項から第五項までの規定は、前項

の規定に基づく週休日及び勤務時間の割振りに

項中「第六条第三項」とあるのは「第六条第四ついて準用する。この場合において、同条第三

項」と、「第一項第一号及び第二号又は前項各

号(いずれも休日等に割り振る勤務時間に係る

部分を除く。)」とあるのは「第四条の三第一

項第二号(休日等に割り振る勤務時間に係る部

分を除く。)及び第三号」と、同条第四項中

「第六条第三項」とあるのは「第六条第四項」

と、「第一項第二号又は第二項第一号ロ若しく

は第二号ロ」とあるのは「第四条の三第一項第

三号」と、同条第五項中「第一項又は第二項

(いずれも」とあるのは「第四条の三第一項第

二号から第四号まで(」と読み替えるものとす

る。

(勤務時間法第六条第四項の規定に基づく週休

日及び勤務時間の割振りの手続)

第四条の四 勤務時間法第六条第四 項の職員の申

ればならない。

告は、

前条に定める基準に適合するものでなけ

2 各省各庁の長は、 前項の規定による申告

(第

四項第二号を除き、 以下この条において単に

申告」という。 について、 その事由を確認

する必要があると認めるときは、 当該申告をし

た職員に対して、 証明書類の提出を求めること

ができる。

3 各省各庁の長は、 申告を考慮して前条第一項

第 一号の基準に よる週休 日 を設 け 及び勤 務時

間を割 ŋ 振るも \mathcal{O} とする。 この 場合に お 1

各省各庁 \mathcal{O} 長は、 できる限り、 当該 凋 休 日 及び

勤務 時 間 \mathcal{O} 割 振 り が 申告どおりとなるように努

めるも のとし 当該申 告ど お り 12 . 週 休 日 を 設

け、 及び勤務時間を割り振ると公務 \mathcal{O} 運営に支

障が生ずると認め る場合に は 別 12 人 事 院 の 定

めるところにより 週 休 日を設け 及び勤 務

, 時間

を割り ŋ 振ることができるものとする。

4 各省各庁の 長 は、 次の各号の \ \ ず れ かに該当

する場合に は 前項 Ó 規定 に 、よる週 休 日 及 Ű 勤

れた後 務時間 0 週 割振り又はこの 休 及び勤務時 項 間 \mathcal{O} 規定に 割振 ょ りを変更す り 変更さ

 \mathcal{O}

日

 \mathcal{O}

ることができる。

一 職員からあらかじめ前項の規定により設け

られた週休日及び割り振られた勤務時間の始

業若しくは終業の時刻又はこの項の規定によ

り変更された後の週休日及び勤務時間の始業

若しくは終業の時刻について変更の申告が

あった場合に

おい

て、

当該申告どおりに変更

するとき。

二 職員から第七条第四項の規定により休憩時

間の始まる時刻及び終わる時刻についての申

告があった場合において、同項の規定により

休憩時間を置くために週休日及び勤務時間の

割振りを変更するとき。

三 前項の規定により 週休日を設け、

時間 \mathcal{O} 割振りを行い 又はこの 項の規定によ 及び勤務

り週休 日 及び勤務時 間 \mathcal{O} 割 振りの変更を行っ

た後に生じた事由により 前項の規定による

週休日 及び勤務時 間 の割振り又はこの 項の 規

定による変更の後の週休日及び勤務時 間 \mathcal{O} 割

振りによると公務の 運営に支障が生ずると認

める場合において、 別に人事院の定めるとこ

ろにより変更するとき。

5 第四条第四 項 の規定は、 第一 項、 第三項及び

前項の規定を適用する場合について準用する。

第二項」とあるのは この場合におい て、 同条第四 「第四条の四 項中 第二項に規定 申告並 びに (削る)

する申告並びに同条第三項」と、「勤務時間の

割振り及び前項」とあるのは「週休日の設定及

び勤務時間の割振り並びに同条第四項」と、

「勤務時間の割振りの」とあるのは「週休日及

び勤務時間の割振りの」と読み替えるものとす

る。

70

(勤務時間法第六条第四項の適用職員)

勤務時間法第六条第四項第一号のそ

第四条の五

の他これらに準ずる者として人事院規則で定め

る者は、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六

十四号)第六条の四第一号に規定する養育里親

(以下「養育里親」という。)である職員(児

童の親その他の同法第二十七条第四項に規定す

る者の意に反するため、同項の規定により、同

法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親

(以下「養子縁組里親」という。)として当該

児童を委託することができない職員に限る。)

に同法第二十七条第一項第三号の規定により委

託されている当該児童とする。

2 勤務時間法第六条第四項第一号のその記言を表現の

他

人事

院規則で定める者は、次に掲げる者(第二号に

に限る。)とする。

掲げる者にあっては

職員と同居しているもの

一祖父母、孫及び兄弟姉妹

二 職員又は配偶者(届出をしないが事実上婚

姻関係と同様の事情にある者を含む。別表第

3

員との間において事実上子と同様の関係にあ母と同様の関係にあると認められる者及び職二において同じ。)との間において事実上父

ると認められる者で人事院が定めるもの

勤務時間法第六条第四項第一号の人事院規則

で定める職員は、次に掲げる職員とする。

時間法第六条第四項第一号において子に含ま一小学校就学の始期に達するまでの子(勤務)

れるものとされる者を含む。以下同じ。)又

は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは

特別支援学校の小学部に就学している子を養

育する職員

二 勤務時間法第六条第四項第一号に規定する

配偶者等であって、負傷、疾病又は老齢によ

り二週間以上の期間にわたり日常生活を営む

のに支障があるものを介護する職員

| 第四条の五の二 | 勤務時間法第六条第四項第二号

の人事院規則で定める職員は、障害者の雇用の

促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百

十三号)第二条第一号に規定する障害者である

職員のうち、同法第三十七条第二項に規定する

対象障害者である職員及び当該職員以外の職員

であって勤務時間の割振りについて配慮を必要

とする者として規則一〇一四(職員の保健及び

が認めるものとする。安全保持)第九条第一項に規定する健康管理医

(勤務時間法第六条第四項の適用職員に該当し

ないこととなった場合の届出)

第四条の六 第四条の四第三項の規定により週休

日を設け、及び勤務時間を割り振られた職員

は、第四条の五第三項各号に掲げる職員又は前

条に規定する職員に該当しないこととなった場

合には、

遅滞なく、

その旨を各省各庁の長に届

け出なければならない。

2 前項の届出は、状況変更届により行うものと

し、状況変更届に関し必要な事項は、事務総長

が定める。

3 第四条の四第二項の規定は、第一項の届出に

ついて準用する。

(特別の形態によって勤務する必要のある職員	(特別の形態によって勤務する必要のある職員
によることができるものとする。	
て設けられた週休日及び割り振られた勤務時間	
しないこととなった直前に当該単位期間につい	
時間の割振りについては、引き続き、その該当	
当該単位期間の末日までの間の週休日及び勤務	
る職員に該当しないこととなった場合における	
各号に掲げる職員又は第四条の五の二に規定す	
が、単位期間の中途において第四条の五第三項	
日を設け、及び勤務時間を割り振られた職員	
第四条の七 第四条の四第三項の規定により週休	(削る)
ないこととなった場合の週休日及び勤務時間)	
(勤務時間法第六条第四項の適用職員に該当し	

おいて読み替えて準用する場合を含む。以下こ	第六条 勤務時間法第八条第一項(同条第二項に	(週休日の振替等)	2 • 3 (略)	が十六時間を超えないようにしなければならな	し、かつ、一回の勤務に割り振られる勤務時間	下同じ。)が引き続き十二日を超えないように	間法第八条第一項に規定する勤務日をいう。以	間の割振りを定める場合には、勤務日(勤務時	項本文の定めるところに従い週休日及び勤務時	第五条 各省各庁の長は、勤務時間法第七条第二	の週休日及び勤務時間の割振りの基準等)
期間は、同条の勤務することを命ずる必要があ	第六条 勤務時間法第八条の人事院規則で定める	(週休日の振替等)	2•3 (略)	六時間を超えないようにしなければならない。	かつ、一回の勤務に割り振られる勤務時間が十	じ。)が引き続き十二日を超えないようにし、	間法第八条に規定する勤務日をいう。以下同	間の割振りを定める場合には、勤務日(勤務時	項本文の定めるところに従い週休日及び勤務時	第五条 各省各庁の長は、勤務時間法第七条第二	の週休日及び勤務時間の割振りの基準等)

基づき勤務日(四時間の勤務時間のみが割り振	条第一項の規定による勤務時間を割り振らない
四時間の勤務時間の割振り変更(同条の規定に	法第八条第二項において読み替えて準用する同
ことをいう。以下この項において同じ。)又は	ない日(勤務時間法第六条第三項及び勤務時間
勤務することを命ずる必要がある日に割り振る	た後において、週休日又は勤務時間を割り振ら
て当該勤務日に割り振られた勤務時間を同条の	じ。)を行う場合には、週休日の振替等を行っ
第八条の規定に基づき勤務日を週休日に変更し	のいずれかに該当するものをいう。以下同
2 各省各庁の長は、週休日の振替(勤務時間法	2 各省各庁の長は、週休日の振替等(次の各号
	る八週間後の日までの期間とする。
	務することを命ずる必要がある日を起算日とす
	ある日を起算日とする四週間前の日から当該勤
八週間後の日までの期間とする。	法第八条第一項の勤務することを命ずる必要が
することを命ずる必要がある日を起算日とする	じ。)の人事院規則で定める期間は、勤務時間
る日を起算日とする四週間前の日から当該勤務	の項、次項第三号及び次条第二項において同

ない。	間法第八条第二項において読み替えて準用す
続き二十四日を超えないようにしなければなら	二 勤務時間を割り振らない日の振替(勤務時
規定する勤務日等をいう。以下同じ。)が引き	とをいう。)
うにし、かつ、勤務日等(勤務時間法第十条に	することを命ずる必要がある日に割り振るこ
て、週休日が毎四週間につき四日以上となるよ	勤務日に割り振られた勤務時間を同項の勤務
休日の振替等」という。)を行った後におい	規定に基づき勤務日を週休日に変更して当該
又は四時間の勤務時間の割振り変更(以下「週	一週休日の振替(勤務時間法第八条第一項の
おいて同じ。)を行う場合には、週休日の振替	いようにしなければならない。
がある日に割り振ることをいう。以下この条に	う。以下同じ。) が引き続き二十四日を超えな
勤務時間法第八条の勤務することを命ずる必要	(勤務時間法第十条に規定する勤務日等をい
割り振ることをやめて当該四時間の勤務時間を	き四日以上となるようにし、かつ、勤務日等
じ。)のうち四時間の勤務時間を当該勤務日に	一項第十五号において同じ。)が毎四週間につ
られている日を除く。以下この条において同	日をいう。第二十一条第五項及び第二十二条第

る同条第一項の規定に基づき勤務日を勤務時

間を割り振らない日に変更して当該勤務日に

割り振られた勤務時間を同項の勤務すること

を命ずる必要がある日に割り振ることをい

う。)

三 四時間の勤務時間の割振り変更(勤務時間

法第八条第一項の規定に基づき勤務日(四時

間の勤務時間のみが割り振られている日を除

く。以下この条において同じ。)の勤務時間

のうち四時間を当該勤務日に割り振ることを

やめて当該四時間の勤務時間を同項の勤務す

ることを命ずる必要がある日に

割り

振ること

をいう。次項において同じ。)

される は で さ で さ で さ で さ で さ で さ で を で を で で を で で さ で さ	置くことができる。	時間三十分を超えることとなる前に休憩時間を	定にかかわらず、連続する正規の勤務時間が六	て支障がないと認めるときは、前項第一号の規 前に休憩時間を置くことができる。	公務の運営並びに職員の健康及び福祉を考慮しの勤務時間が六時間三十分を超えることとなる	がある日に割り振る場合を含む。)において、 前項第一号の規定にかかわらず、	の勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要 び福祉を考慮して支障がないと認めるときは	(勤務時間法第八条第一項の規定によりこれら 場合において、公務の運営並びに職員の健康及	は第三項の規定により勤務時間を割り振る場合 ら第四項までの規定により勤務時間を割り振	2 各省各庁の長は、勤務時間法第六条第二項又 2 各省各庁の長は、勤務時間法第六条第二項か	第七条 (略) 第七条 (略)	(休憩時間) (休憩時間)	3 (略) 3 (略)
---	-----------	-----------------------	-----------------------	--	--	---------------------------------------	---	---	--	---	-----------------	---------------	-------------

各省各庁の長は、 勤務時間法第六条第三項の

4

規定により勤務時間を割り振る場合には、 職員

からの休憩時間の申告を考慮して休憩時間を置

くものとする。 この場合において、 当該申告ど

おりに休憩時間を置くことにより公務の運営に

支障 だが生ずると認めるときは、 別に人事 院 の定

めるところにより、 当該申告と異なる休憩時間

を置くことができるものとする。

3 略

4 各省各庁の長は、 勤務時間法第六条第三

項 又

は第四項の規定により勤務時間を割り振る場合

にお いて、 第四条第一 項又は第四 条の四 第 項

の規定による申告をした職員 から休憩時 間 の始

まる時刻及び終わる時刻について前三項 に定め

る基準 12 適合する申告があ ったときには 当 該

申告を考慮して休憩時間を置くものとする。こ

の場合において、 当該申告が第 項又は前項に

定める基準に適合するものであって、 当該申告

どおりに休憩時間を置くと公務の運営に支障が

生ずると認める 場合には、 別に · 人 事 院 の定める

ところにより休憩時間を置くことができるもの

	休 略 し 告 項 る
前項に規定する休憩時間の申告は、	前項の規定による休憩時間の申告は、
	申告簿により行うものとし、
第四条の二に規定する申告・割振り簿	関し必要な事項は、
第一	
刻及び終わる時刻を明らかにしてしなければな	
らない。	
(週休日及び勤務時間の割振り等の明示)	び勤務時間の
第九条 (略)	第九条 (略)
2 各省各庁の長は、勤務時間法第六条第三項の	2 各省各庁の長は、勤務時間法第六条第三項の
規定により勤務時間を割り振らない日を設け、	規定により勤務時間を割り振り、若しくは同条

の医療機関、大学その他の場所において医療	る法律(平成二十七年法律第六十二号)第二
二 矯正医官が行う施設外勤務(矯正施設の外	二 矯正医官(矯正医官の兼業の特例等に関す
一 (略)	一(略)
に適合するものに限る。)とする。	に適合するものに限る。)とする。
勤務は、次に掲げる勤務(人事院が定める基準	勤務は、次に掲げる勤務(人事院が定める基準
第十条 勤務時間法第十条の人事院規則で定める	第十条 勤務時間法第十条の人事院規則で定める
時間)	時間)
(通常の勤務場所を離れて勤務する職員の勤務	(通常の勤務場所を離れて勤務する職員の勤務
る。	
対して速やかにその内容を通知するものとす	するものとする。
合には、人事院の定めるところにより、職員に	により、職員に対して速やかにその内容を通知
間を割り振り、又は週休日の振替等を行った場	
第四項の規定により週休日を設け、及び勤務時	若しくは勤務時間を割り振り、又は週休日の振

育児休業法第二十二条の規定による短時間勤務	している職員及び育児休業法第二十二条の規定
の規定は、育児短時間勤務をしている職員及び	第一項及び第二項の規定は、育児短時間勤務を
第四条の七まで並びに第五条第一項及び第二項	条の三(第一項第一号を除く。)並びに第五条
第十二条の二 第三条、第四条、第四条の三から	第十二条の二 第三条から第四条の二まで、第四
等)	等)
(育児短時間勤務職員等についての適用除外	(育児短時間勤務職員等についての適用除外
	う。)
	は情報の収集若しくは交換を行う勤務をい
	の他の場所において医療に関する調査研究又
	する矯正施設をいう。第十三条第一項第三号
換を行う勤務をいう。)	う施設外勤務(矯正施設(同条第一号に規定
に関する調査研究又は情報の収集若しくは交	条第二号に規定する矯正医官をいう。)が行

	設における入所者の生活介助等のための当
(新設)	ニ 国立児童自立支援施設又は障害者支援施
イ〜ハ (略)	イ〜ハ(略)
三 次に掲げる当直勤務	三 次に掲げる当直勤務
一•二 (略)	一 • 二 (略)
する。	する。
則で定める断続的な勤務は、次に掲げる勤務と	則で定める断続的な勤務は、次に掲げる勤務と
第十三条 勤務時間法第十三条第一項の人事院規	第十三条 勤務時間法第十三条第一項の人事院規
(宿日直勤務)	(宿日直勤務)
2 (略)	2 (略)
	V) o
等」という。)には適用しない。	短時間勤務職員等」という。)には適用しな
をしている職員(以下「育児短時間勤務職員	による短時間勤務をしている職員(以下「育児

の子の保育のために必要と認められる授乳等	- の子の保育のために必要と認められる授乳等
八 生後一年に達しない子を育てる職員が、そ	八 生後一年に達しない子を育てる職員が、そ
一~七(略)	一 一 ~ 七 (略)
の期間は、当該各号に定める期間とする。	の期間は、当該各号に定める期間とする。
定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、そ	定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、そ
第二十二条 勤務時間法第十九条の人事院規則で	第二十二条 勤務時間法第十九条の人事院規則で
(特別休暇)	(特別休暇)
6 (略)	6 (略)
す。	気休暇を使用した日とみなす。
ついては、特定病気休暇を使用した日とみな	から前項までの規定の適用については、特定病
だし書及び第二項から前項までの規定の適用に	の勤務しない日は、第一項ただし書及び第二項
病気休暇の日以外の勤務しない日は、第一項た	い日、休日、代休日その他の病気休暇の日以外
5 療養期間中の週休日、休日、代休日その他の	5 療養期間中の週休日、勤務時間を割り振らな

者 子縁 期間 め、 三号の規定により当該子を委託されてい 求 委託することができない者に限る。)を含 するもの又は児童福祉法第二十七条第一 る場合に限 立について家庭裁判所に請求した者 条の二第一項の規定により特別養子縁組 員以外の親 に係り 同 組 同 (男子 条第 里親 る家事 項 \mathcal{O} 匝 る。 職 規定に である者若しくは養育里親で (当該子について民法第八百十七 員に、 |項に 審 判 で より、 規定する者 事 あ 件 あって当該子 っては、 が 養子 裁 判 **泳** その 所 の意 組 に 子 を現 係 里 に 一親とし 反するた の当 属 (当該: に L · る養 項 第 ある 監 てい の成 該 請 職 7 護

> 期間 を行う場合 九年法律第八十九号) 第八百十七条の二 員以外の親 (男子 職 (当該子について民法 質に 一日二回それぞれ三十分以 あって は その子 (明 \bigcirc 治二十 当 第 内の 該 職

を行う場合

一日二回それぞれ三十分以

内の

家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家項の規定により特別養子縁組の成立について

る。) 事審 判 であって当該子を現に監護するもの 事 件 が 裁 判 所 に係 属 L てい る 場 合 に 文 限

は児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定

により当該子を委託されている養子縁組里親

である者若しくは養育里親である者(同条第

規定により、養子縁組里親として委託するこ

兀

頃に

規定する者の

意に反するため、

同

項

 \mathcal{O}

む。)が当該職員がこの号の休暇を使用しよ

うとする日におけるこの号の休暇(これに相

当する休暇を含む。)を承認され、又は労働

基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第六

十七条の規定により同日における育児時間を

請求した場合は、一日二回それぞれ三十分か

ら当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を

差し引いた期間を超えない期間)

九~十一 (略)

十二 要介護者の介護その他の人事院が定める

世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務

しないことが相当であると認められる場合

とができない者に限る。)を含む。)が当該

職員がこの号の休暇を使用しようとする日に

おけるこの号の休暇(これに相当する休暇を

含む。)を承認され、又は労働基準法(昭和

二十二年法律第四十九号)第六十七条の規定

により同日における育児時間を請求した場合

は、一日二回それぞれ三十分から当該承認又

は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期

間を超えない期間)

九~十一 (略)

十二 勤務時間法第二十条第一項に規定する要

介護者(以下「要介護者」という。)の介護

その他の人事院が定める世話を行う職員が、

一の年において五日(要介護者が二人以上の

場合にあっては、十日)の範囲内の期間

十三・十四 (略)

十五 職員が夏季における盆等の諸行事、心身

の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実の

ため勤務しないことが相当であると認められ

る場合 一の年の七月から九月までの期間

(当該期間が業務の繁忙期であることその他

の業務の事情により当該期間内にこの号の休

暇の全部又は一部を使用することが困難であ

ると認められる職員にあっては、一の年の六明の全音スパー音を作用できる。

当該世話を行うため勤務しないことが相当で

あると認められる場合 一の年において五日

(要介護者が二人以上の場合にあっては、十

日)の範囲内の期間

十三・十四 (略)

---| |

十五 職員が夏季における盆等の諸行事、心身

の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実の

ため勤務しないことが相当であると認められ

る場合 一の年の七月から九月までの期間

(当該期間が業務の繁忙期であることその他

の業務の事情により当該期間内にこの号の休

暇の全部又は一部を使用することが困難であ

ると認められる職員にあっては、一の年の六

	限る。)とする。
る。	げる者にあっては、職員と同居しているものに
規則で定める期間は、二週間以上の期間とす	規則で定める者は、次に掲げる者(第二号に掲
第二十三条 勤務時間法第二十条第一項の人事院	第二十三条 勤務時間法第二十条第一項の人事院
(介護休暇)	(介護休暇)
2~4 (略)	2~4 (略)
十六~十八 (略)	十六~十八(略)
囲内の期間	原則として連続する三日の範囲内の期間
代休日を除いて原則として連続する三日の範	定された勤務日等、休日及び代休日を除いて
勤代休時間が指定された勤務日等、休日及び	た勤務時間の全部について超勤代休時間が指
より割り振られた勤務時間の全部について超	第十三条の二第一項の規定により割り振られ
日、勤務時間法第十三条の二第一項の規定に	日、勤務時間を割り振らない日、勤務時間法
月から十月までの期間)内における、週休	月から十月までの期間)内における、週休

る期間の初日から末日までの期間(第七項にお	の指定の申出があった場合には、当該申出によ	4 各省各庁の長は、前項の規定による指定期間	3 (略)	める期間は、二週間以上の期間とする。	2 勤務時間法第二十条第一項の人事院規則で定	ると認められる者で人事院が定めるもの	員との間において事実上子と同様の関係にあ	母と同様の関係にあると認められる者及び職	二において同じ。) との間において事実上父	姻関係と同様の事情にある者を含む。別表第	二 職員又は配偶者(届出をしないが事実上婚	一祖父母、孫及び兄弟姉妹
る期間の初日から末日までの期間(第六項にお	の指定の申出があった場合には、当該申出によ	3 各省各庁の長は、前項の規定による指定期間	2 (略)		(新設)						(新設)	(新設)

5 各省各庁の長は、職員から前項の規定による	6 各省各庁の長は、職員から前項の規定による -
し出なければならない。	し出なければならない。
日を休暇簿に記入して、各省各庁の長に対し申	日を休暇簿に記入して、各省各庁の長に対し申
定期間として指定することを希望する期間の末	定期間として指定することを希望する期間の末
ことができる。この場合においては、改めて指	ことができる。この場合においては、改めて指
た指定期間を短縮して指定することを申し出る	- た指定期間を短縮して指定することを申し出る
一 づき次項若しくは第六項の規定により指定され	一 づき次項若しくは第七項の規定により指定され
の項の申出(短縮の指定の申出に限る。)に基	の項の申出(短縮の指定の申出に限る。)に基
して指定すること又は当該指定期間若しくはこ	して指定すること又は当該指定期間若しくはこ
第六項の規定により指定された指定期間を延長	第七項の規定により指定された指定期間を延長
4 職員は、第二項の申出に基づき前項若しくは	5 職員は、第三項の申出に基づき前項若しくは
定するものとする。	定するものとする。
いて「申出の期間」という。)の指定期間を指	いて「申出の期間」という。)の指定期間を指

7 する。 場合に あ \mathcal{O} り 申 庁 指 り指定された指定期間 る末日までの期間 (以下この項 定期 規 0 出 \mathcal{O} 指定された指定期間の末日 第四 定 た 場 に基づき第四項若しくはこの項の規定によ 長 の全期間にわたり第二十六条ただし書の 「項又はど は 間 は、 による指定 合 の延長又は それぞれ、 第四 \mathcal{O} に 前 当 項 おい 項 該 $\widehat{\mathcal{O}}$ の指定期間を指定するものと 期 申 ک 規 て 短 間 出 の初日 定に 縮 申 \mathcal{O} 「延長申 に \mathcal{O} 出 項 \bigcirc 延長 係 文は 指定 か \mathcal{O} る の翌日 から当該申出 期間 かわらず、 いの指· 末 の申 出 次項 日 又は \mathcal{O} 定 ま 期 カン \hat{O} 出 で \mathcal{O} 規定 間 ら第五項 第三 が があ 申 \mathcal{O} 各省各 とい に係 期 出 項 0 に 間 が ょ た \mathcal{O} 6 う。) する。 \mathcal{O} 申出に基づき第三項若しくはこの項の規定によ 庁の長は、 指 あ り指定された指定期間 り指定された指定期間 場合には、 る末日までの期間 以下こ 規 第三項 定期 0 定による指定 た場合 の全期間にわたり第二十六条ただし 間 の項にな (又は前五 \mathcal{O} 延長又は それぞれ、 第三項、 の当該 項 お į, \mathcal{O} の指定期間を指定するものと 申 期 規定 この 7 短 間 出 の初日 の末 縮 申 延延 に \mathcal{O} に の指 出 項 延 係 文 長 日 か \mathcal{O} 長 る の翌日 申 期 から当該申 は 定 かわらず、 末 \mathcal{O} \mathcal{O} 出 間 次項 指定 日 申 又 \mathcal{O} ま か 期 は \mathcal{O} 出 でら第四 で \mathcal{O} 間 第 規 が 申 各省各 出 定 \mathcal{O} あ 書の とい に係 期 に 0 出 項

間

が

項

 \mathcal{O}

ょ

た

より、第三条第一項から第四項まで、第四条の	より、第三条第一項から第三項まで、第五条、
条件の特殊性又は地域的若しくは季節的事情に	条件の特殊性又は地域的若しくは季節的事情に
第三十二条 各省各庁の長は、業務若しくは勤務	第三十二条 各省各庁の長は、業務若しくは勤務
の定め)	の定め)
(第二章から第四章までの規定についての別段	(第二章から第四章までの規定についての別段
7 (略)	8 (略)
間について指定期間を指定するものとする。	間について指定期間を指定するものとする。
る場合は、これらの期間から当該日を除いた期	る場合は、これらの期間から当該日を除いた期
介護休暇を承認できないことが明らかな日であ	介護休暇を承認できないことが明らかな日であ
期間中の一部の日が同条ただし書の規定により	期間中の一部の日が同条ただし書の規定により
定しないものとし、申出の期間又は延長申出の	定しないものとし、申出の期間又は延長申出の
かである場合は、当該期間を指定期間として指	かである場合は、当該期間を指定期間として指
規定により介護休暇を承認できないことが明ら	規定により介護休暇を承認できないことが明ら

もる [。]	することができる。
休日の指定について別段の定めをすることがで	の指定又は代休日の指定について別段の定めを
時間、宿日直勤務、超勤代休時間の指定又は代	憩時間、休息時間、宿日直勤務、超勤代休時間
間の割振り、週休日の振替等、休憩時間、休息	い日、勤務時間の割振り、週休日の振替等、休
合には、人事院の承認を得て、週休日、勤務時	の承認を得て、週休日、勤務時間を割り振らな
員の健康若しくは安全に有害な影響を及ぼす場	は安全に有害な影響を及ぼす場合には、人事院
規定によると、能率を甚だしく阻害し、又は職	能率を甚だしく阻害し、又は職員の健康若しく
の三第一項及び第三項並びに第十七条第一項の	第三項並びに第十七条第一項の規定によると、
項、第八条第一項、第十四条第二項、第十六条	項、第十四条第二項、第十六条の三第一項及び
三、第五条、第六条、第七条第一項及び第二	第六条、第七条第一項及び第二項、第八条第一

(人事院規則一五―一五の一部改正)

第十二条 人事院規則一五―一五 (非常勤職員の勤務時間及び休暇) の一部を次の表により改正する。

改正後	
改正前	

(新設)
第二条
(勤務時間

には、	第四条	(年)	るこ	ない。
非常勤職員(第八号、第九号、第十二号	各省各庁の長は、次の各号に掲げる場合	次休暇以外の休暇)	ることができる。	いように当該期間業務職員の勤務時間を定め
には、非常勤職員(第八号、第九号、第十二号	第四条 各省各庁の長は、次の各号に掲げる場合	(年次休暇以外の休暇)		

十三 る。 号に定める期間の有給の休暇を与えるものとす 及び第十三号に掲げる場合にあっては、 の定める非常勤職員に限る。)に対して当該各 一 十 二 その あっては、 出産予定日の六週間 非常勤職員の妻が出産する場合であって (略) 十四週間) 前の日から当該出産の (多胎妊娠の場合に 人事院 十三 る。 号に定める期間の有給の休暇を与えるものとす の定める非常勤職員に限る。)に対して当該各 及び第十三号に掲げる場合にあっては、 一 十 二 あっては、十四週間) その出産予定日 非常勤職員の妻が出産する場合であって (略) の六週間 前の日から当該出産の (多胎妊娠の場合に 人事院

合に 日 以 後 お 1 年 て、 -を経過: 当 該 する日 出 産 に ま 係 での る子 期 規 間 に 則 ある場 五.

几 職 員 \mathcal{O} 勤 務 時 間 休 日 及 C 休 暇) 第 兀

条の三 一第 項第二号イにお いて子に含ま れ る

t のとされる者を含む。 次項第三号イ及び ハ

を除き、 以 下 同 ľ 又は 小学校就 学 \mathcal{O} 始 期

に 達 するま で \mathcal{O} 子 妻 \mathcal{O} 子を含む。 を 養

育

する非常勤 職 員が、 これら う の 子 0 養育 \mathcal{O} た 8

勤 務 L ないことが 相当であると認 められると

き 当 該 期 間 内に お け Ź 五 日 (勤 務 日ごとの

勤 あ 務 0 7 時 は、 間 \mathcal{O} そ 時 間 \mathcal{O} 者 数 \mathcal{O} が 勤 同 務 で 時 蕳 な を考 1 非 慮 常 勤 職 人 員 に 事

院 の定 8 る 時 間) \mathcal{O} 範 进 内 \mathcal{O} 期 間

> 日以 後 年を経 該 過 する日 ま で \mathcal{O} 期 間 に あ る場 法

合に

お

1

て、

当

出

産

に

係

る子

勤

務

時

間

第六条第四 項第 号において子に含まれ る

のとされる者を含む。 次項第三号イ及びハ を

除き、 以下同じ。) 又は 小学校就学 \mathcal{O} 始 期に

達するまでの子 妻 の子を含む。 を養 育 す

る非 常 勤 職 員 が、 これ 5 0 子 \mathcal{O} 養 育 \mathcal{O} た 8 勤

務しな いことが 相当であると認めら れ るとき

当該 期 間内に おける五 日 **(勤** 務 日ごと \mathcal{O} 勤

務 時 間 \mathcal{O} 時 間 数 が 同 で な 1 非 常 勤 職 員 に

あ 0 て は、 そ \mathcal{O} 者 \mathcal{O} 勤 務 時 間 を考慮 人事

院 の定 \Diamond る時 間) 0) 範 囲 丙 \mathcal{O} 期間

2 · 3 (略)

2·3 (略)

附則

(施行期日)

第 条 こ の 規則は、 令和七年四月一日から施行する。 ただし、次条及び附則第四条の規定は公布の日 か

ら、 第 五. 一条のに 規定並 びに第十一条中規則一五 四の目次の改正規定、 同規則中第一条の二を第一条の三

とし、 第 条 \mathcal{O} 次に 条を加える改正規定及び同 規則第十三条第 項第三号の改正規定 は令和六年四 月

日から施行する。

(勤務時間法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 各省各庁の長 (勤務時間法第三条に規定する各省各庁の長をいう。) は、一 般職 の職員の給与に関

する法律等 0 部を改正する法律 (令和) 五. 年法律第七十三号。 附則第四条におい て 令 和 5五年改 正 法 لح

いう。) 第三条 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} 施 行 の 日 (以下この条に お *(*) 7 施 行日」 という。 前 12 勤 務 時 間 法 第六条第三

項 (育児休業法 第十 七 条 (育 児休業法第二十二条にお いて準 用する場合を含む。) の規定 により 読 4 替え

て適用する場合を除く。) の規定により勤務時間を割り振ろうとする場合又は勤務時間法第六条第四 項の

ŋ 規定により週休 職 員 が 選 沢 す うる期間 日を設け、 間 (以下この 及び勤務時間を割り振ろうとする場合 条にお 7 て 「選 択単: 位 期間」 とい (規則 · う。) 五. が 週 間 四第四条の二の規定によ である 場合を除く。

に おいて、 単 位 期間 (勤務時間法第六条第三項に規定する単位期間 をいう。 以下 同 () () \mathcal{O} 初日としよう

とする日から起算して四週間 (選択単位期間が二週間又は三週間である場合にあっては、 それぞ れ二 週間

又は三 |週間) を経過する日が、 施行日以後に到来するときは、 同 規則第四条の二の り規定に かか わらず、 当

該単 位 期 間 \mathcal{O} 末 日を施 行 日 \mathcal{O} 前 日 以 前 とするために必要な限度にお į, . て、 当該単位期間 を一 週 間 二週 間

又は三週間とすることができる。

(人事院規則一―三四の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正前の規則――三四別表の八の表勤務時間法の項、 規則一五 兀 (職員 $\widehat{\mathcal{O}}$

勤務時間、 休日及び 休暇) の項及び 規則一五 | _ 兀 应 (人事院規則 五. $\frac{1}{-}$ 匹 (職 員 \mathcal{O} 勤 務 時 間、 休

日 及 び 休 暇) \mathcal{O} 部 を改正 一する人 事 院 規 則 \mathcal{O} 項 に 掲げ る人事管理 文書 (同 条 \mathcal{O} 規定に ょ る改改 É 後 0 規則

兀 別 表 \mathcal{O} 八 0 表 勤 務 時 間 法 \mathcal{O} 項 及び 規 則 五 兀 職 員 \mathcal{O} 勤 務 時 間、 休 日 及び 休 暇) \mathcal{O} 項 E 掲げ

るものを除く。 の保存期間及び保存期間が満了したときの措置に ついては、 なお従前 の例による。

が定める。

第四条 前二条に定めるもののほか、 令和五年改正法及びこの規則の施行に関し必要な経過措置は、 人事院 各府省事務次官等 殿

人事院事務総長

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部の 施行に伴う関係人事院事務総長通知の一部改正について(通知)

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第73号)の一部の施行に伴い、関係人事院事務総長通知の一部をそれぞれ下記のとおり改正したので、令和7年4月1日(第15項(「職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について(平成6年7月27日職職一328)」第14の第1項(4)ウの改正規定に限る。)の規定による改正については、令和6年4月1日)以降は、これによってください。

なお、第3項の規定による改正前の「人事院規則1-34(人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置)の運用について(令和5年12月20日事企法-329)」別表職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について(平成6年7月27日職職-328)の欄及び人事院規則15-14-40(人事院規則15-14(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を改正する人事院規則)の運用について(令和5年1月20日職職-11)の欄に掲げられていた人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置については、なお従前の例によってください。

- 1 この通知において、「次の表により改正する」とは、第3項から第17項までの表の各欄に掲げる規定を、当該規定に付した傍線又は当該規定を囲んだ破線により改正することをいう。
- 2 次項から第17項までの表中の傍線及び破線の意義は、次に掲げるとおりとする。
 - 一 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下「傍線部分」という。) でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当 該傍線部分のように改めること。

 - 三 改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定 の傍線部分がないものは、これを削ること。
 - 四 改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加えること。
- 3 「人事院規則1-34 (人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したと きの措置)の運用について」の一部を次の表により改正する。

		改	正後						改	正前		
別	表(第13	頁、第2項、	第4項関係)			別]表(第15	項、	第2項、第	第4項関係)		
	人事管理	文書の区分	人事管理文書	保存期	保存期		人事管理	文書	の区分	人事管理文書	帯 保存期	保存期
			の例	間	間満了					の例	間	間満了
					時の措							時の措
					置							置
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略	各)	(略)	(略)	(略)
	職員の勤	第3の第8	人事院との協	3年	廃棄		職員の勤	第:	3の第8	人事院との協	3年	廃棄
	務時間、	項、第4の	議をして定め				務時間、	項、	第4の	議をして定め		
	休日及び	第5項又は	たフレックス				休日及び	第:	5項又は	たフレックス	۲	
	休暇の運	第19の第	タイム制の基				休暇の運	第	19の第	タイム制の基	Ĕ	
	用につい	2項の報告	準に係る別段				用につい	2 4	頁の報告	準に係る別具	L Z	
	て(平成	の文書	の定めによる				て(平成	のブ	文書	の定めによる	5	
	6年7月		必要がなく				6年7月			必要がなく		
	27日職		なった場合の				27日職			なった場合⊄		
	職一32		報告の文書				職一32			報告の文書		
	8)		交替制等勤務				8)			交替制等勤務	·\$	
			職員の勤務時							職員の勤務時	宇	
			間等の特例に							間等の特例は	_	
			よる必要がな							よる必要がた	\$	
			くなった場合							くなった場合	Ì	
			の報告の文書							の報告の文書	±	
			週休日、勤務							週休日、勤務	Z	
			時間を割り振							時間の割扱	菜	

	らない日、勤		1	1 1			り、週休日の		
	務時間の割振						振替等、休憩		
	り、週休日の						時間、休息時		
	振替等、休憩						間、宿日直勤		
	時間、休息時						務、超勤代休		
	間、宿日直勤						時間の指定又		
	務、超勤代休						は代休日の指		
	時間の指定又						定についての		
	は代休日の指						別段の定めに		
	定についての						よる必要がな		
	別段の定めに						くなった場合		
	よる必要がな						の報告の文書		
	くなった場合								
	の報告の文書								
(略)	(略)					(略)	(略)		
第6の第3	休憩時間変更					第6の第3	休憩時間変更		
項の申出の						項、第4項			
文書						(2) 若しくは			
						(3)、第5項			
						又は第6項			
						の申出の文			
						書			
(略)			,		_	(略)			
第3の第1	勤務時間の割	申出及			 	第3の第1	状況届	届出、	
4項の申出	振り等につい	び判断	1		 	9項の状況		申出及	

及び判断に	て配慮を必要	又は周		届			び判断
関する文書	とする者であ	知に係		第3の第	育 2	勤務時間の割	又は周
	ることの職員	る勤務		4項の申	自出	振りについて	知に係
	からの申出の	時間の		及び判践	折に	配慮を必要と	る勤務
	文書	割振り		関する文	書	する者である	時間の
	当該職員を診	等によ				ことの職員か	割振り
	断した医師の	らなく				らの申出の文	又は週
	意見書	なる日				書	休日及
	勤務時間の割	に係る				当該職員を診	び勤務
	振り等につい	特定日				断した医師の	時間の
	て配慮を必要	以後3				意見書	割振り
	とする者であ	年				勤務時間の割	によら
	るかどうかの	i i				振りについて	なくな
	健康管理医の	 				配慮を必要と	る日に
	判断に関する	I I I				する者である	係る特
	文書	 1 1				かどうかの健	定日以
第3の第1	フレックスタ					康管理医の判	後3年
5項の周知	イム制の基準					断に関する文	
の文書の写	に関する周知	 - -				書	
L	の文書の写し	i i		第3の第	育 2	フレックスタ	
		I I I		6項の周	引知	イム制の基準	
		 1 1		の文書の	う写	に関する周知	
		 - -		し		の文書の写し	
				第3の第	育 2	フレックスタ	報告に
		<u> </u> <u> </u>		8項又に	は第	イム制により	係る時

1	Ī]	1 1 1 .		11 244 77 212 44 244	l == +11
					始業及び終業	
				項の報告の	の時刻を設定	は期間
				文書	することがで	によら
					きる時間帯の	なくな
					短縮に関する	る日に
					報告の文書	係る特
					超過勤務を命	定日以
					ずる時間及び	後3年
					月数の上限に	
					係る1年の起	
					算日を4月以	
					外の月の初日	
					とする場合の	
					報告の文書	
(略)	(略)	(略)	'.	(略)	(略)	(略)
第8の(2)ア	施設外勤務を	施設外		第8の(2)ア	施設外勤務を	施設外
の施設外勤	行う時間の取	勤務の		の施設外勤	行う時間の取	勤務の
務予定時間	決めに関する	行われ		務予定時間	決めに関する	行われ
に係る取決	文書	る日に		に係る取決	文書	る日に
めに関する		係る特		めに関する		係る特
文書		定日以		文書		定日以
		後3年				後3年
第10の第	超過勤務を命	報告に				
7項の報告	ずる時間及び	係る期				
の文書	月数の上限に					

1]		係る1年の起	らなく	- - -]				I I	
			算日を4月以] 							
	i i		外の月の初日		 							
	1 1 1		とする場合の		 							
	1 1 1			以後3	; 						 i i	
	I			年	 		1				i i i	
	<u>'</u>	(略)	(略)	(略)	1		<u>'</u>	(略)	(略)	(略)	i	
[人事院規	第2条関係	非常勤職員の		廃棄		人事院規	第2項の報	フレックスタ		廃棄	 - - -
1 1	則15一	第1項の通	勤務時間の内				則15—	告の文書	イム制の基準			
I I	15 (非	知の文書の	容の通知の文				14-4		に関する経過			
1	常勤職員	写し	書の写し			1 1 1	0 (人事		措置に係る期			i I I
1	の勤務時						院規則1		間の満了前に			I I I
i	間及び休					1	5 - 14		旧基準によら			
1 1 1	暇)の運						(職員の		なくなった場			
1 1 1	用につい						勤 務 時		合の報告の文			
1 1	て (平成						間、休日		書			
1	6年7月						及び休					1
	27日職						暇) の一]
i	職一32						部を改正					
1	9)					1	する人事					
1 1							院規則)]]]
]]]						1	の運用に					
1 1							ついて					
1 1							(令和5					
							年1月2					

						O日職職				
				1 i 1	1	-11)				I I I
				1 1 1	1	人事院規	第2条関係	非常勤職員の	3年	廃棄
				1 1 1		則15一	第1項の通	勤務時間の内		- - -
				1 1 1		15 (非	知の文書の	容の通知の文		
						常勤職員	写し	書の写し		
					i	の勤務時				
					1 1 1	間及び休				
				i i i	1 1 1	暇) の運				
				1 1 1]]]	用につい				
				1 1 1		て (平成				
				1 1 1		6年7月				
						27日職				
				1	i	職一32				
						9)				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考(略)					備考 (日	咯)			

4 「人事院規則1-79(国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う 関係人事院規則の整備等に関する人事院規則)及び「国家公務員法等の一部を 改正する法律の施行に伴う関係人事院事務総長通知の一部改正について」の施 行に伴う経過措置について(令和4年2月18日事企法—38)」の一部を次 の表により改正する。

改 正 後

- 9 職員の勤務時間、休日及び休暇 の運用について(平成6年7月2 7日職職-328)
 - 暫定再任用短時間勤務職員 は、人事院規則1-82(一般 職の職員の給与に関する法律等 の一部を改正する法律の一部の 施行に伴う関係人事院規則の整 備等に関する人事院規則)第1 1条の規定による改正後の人事 院規則15-14 (職員の勤務 時間、休日及び休暇)(以下こ の項において「改正後の規則1 5-14」という。) 第3条第 1項第3号に規定する定年前再 任用短時間勤務職員等(第5号 において「定年前再任用短時間 勤務職員等」という。)とみな して、「一般職の職員の給与に 関する法律等の一部を改正する

改 正 前

- 9 職員の勤務時間、休日及び休暇 の運用について(平成6年7月2 7日職職-328)
 - 一 暫定再任用短時間勤務職員 は、人事院規則1一79第34 条の規定による改正後の人事院 規則15-14 (職員の勤務時 間、休日及び休暇) (以下この 項において「改正後の規則15 ─14」という。)第3条第1 項第1号に規定する定年前再任 用短時間勤務職員等(第5号に おいて「定年前再任用短時間勤 務職員等」という。) とみなし て、令和4年事企法-37第2 3項の規定による改正後の「職 員の勤務時間、休日及び休暇の 運用について」(以下この項に おいて「改正後の勤務時間等関 係運用通知」という。)第3の

法律の一部の施行に伴う関係人 事院事務総長通知の一部改正に ついて(令和6年3月29日事 企法一87)」第15項の規定 による改正後の「職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について」(以下この項において「改正後の勤務時間等関係運用通知」という。)第3の第1項、第3項及び第5項並びに第12の第2項及び第15項の規定を適用する。 第5項、第8項及び第10項並 びに第12の第2項及び第15 項の規定を適用する。

二~六 (略)

二~六 (略)

改

5 給実甲第28号(一般職の職員の給与に関する法律の運用方針)の一部を次の表により改正する。

第16条関係

改

1 正規の勤務時間(勤務時間法 第13条第1項に規定する正規 の勤務時間をいう。以下同 じ。)を超える勤務には、週休 日又は勤務時間法第6条第3項 及び勤務時間法第8条第2項に おいて読み替えて準用する同条 第1項の規定に基づく勤務時間 を割り振らない日における勤務

正

後

第16条関係

1 正規の勤務時間(勤務時間法 第13条第1項に規定する正規 の勤務時間をいう。以下同 じ。)を超える勤務には、<u>週休</u> 日における勤務が含まれる。

正

前

が含まれる。

 $2 \sim 4$ (略)

 $2 \sim 4$ (略)

6 給実甲第220号(期末手当及び勤勉手当の支給について)の一部を次の表により改正する。

改 正 後

- 34 規則第5条、第6条、第11条及び第12条の期間の計算については、次に定めるところによる。
 - 一•二 (略)
 - 三 前号の場合における負傷又は 疾病により勤務しなかった期間 (休職にされていた期間を除 く。)及び介護休暇又は規則1 5-15(非常勤職員の勤務時間及び休暇)第4条第2項第4 号の休暇の承認を受けて勤務しなかった期間並びに規則第11 条第2項第9号及び第10号に定める30日を計算する場合は、次による。
 - (1) 勤務時間法第6条第1項に 規定する週休日、同条第3項 及び勤務時間法第8条第2項 において読み替えて準用する 同条第1項の規定に基づく勤 務時間を割り振らない日、勤

改 正 前

- 34 規則第5条、第6条、第11条及び第12条の期間の計算については、次に定めるところによる。
 - 一•二 (略)
 - 三 前号の場合における負傷又は 疾病により勤務しなかった期間 (休職にされていた期間を除 く。)及び介護休暇又は規則1 5-15(非常勤職員の勤務時間及び休暇)第4条第2項第4 号の休暇の承認を受けて勤務しなかった期間並びに規則第11 条第2項第9号及び第10号に定める30日を計算する場合は、次による。
 - (1) 勤務時間法第6条第1項に 規定する<u>週休日</u>、勤務時間法 第13条の2第1項の規定に より割り振られた勤務時間の 全部について同項に規定する 超勤代休時間を指定された日

務時間法第13条の2第1項 の規定により割り振られた勤 務時間の全部について同項に 規定する超勤代休時間を指定 された日並びに給与法第15 条に規定する祝日法による休 日等及び年末年始の休日等 (規則第1条第4号に掲げる 職員として在職した期間に あっては、勤務日以外の日。 第5号において「週休日等」 という。)を除く。

(2) 勤務時間法第6条第2項の 規定により勤務時間が1日に つき7時間45分(定年前再 任用短時間勤務職員又は任期 付短時間勤務職員であった期間であった期間であった。 規定により求めた時間)となるよりでは、いてはいるよりであれた。 ものとずるに相当するに規定する。 時間法第10条に規定する り扱うものとする。

四~六 (略)

並びに給与法第15条に規定 する祝日法による休日等及び 年末年始の休日等(<u>第5号</u>に おいて「週休日等」とい う。)を除く。

(2) 勤務時間法第6条第2項の 規定により勤務時間が1日に つき7時間45分(定年前再 任用短時間勤務職員又は任期 付短時間勤務職員であった期間にあっては、前号括弧書の 規定により求めた時間)とな るように割り振られた日 これに相当する日以外の これに相当する日以外の 音10条に規定する勤務日 については、日を単位として取り扱 うものとする。

四~六 (略)

7 給実甲第326号(人事院規則9-8 (初任給、昇格、昇給等の基準)の運用について)の一部を次の表により改正する。

 用について)の一部を次の表により改正する。

 改 正 後 改 正 前

 第37条関係
 第37条関係

 $1 \sim 12$ (略)

13 この条の第4項第1号の基 準期間の6分の1に相当する期 間の日数及び同項第2号の基準 期間の2分の1に相当する期間 の日数は、勤務時間法第6条第 1項に規定する週休日、同条第 3項及び勤務時間法第8条第2 項において読み替えて準用する 同条第1項の規定に基づく勤務 時間を割り振らない日並びに給 与法第15条に規定する祝日法 による休日等及び年末年始の休 日等を除いた現日数の6分の1 又は2分の1の日数(その日数 に1日未満の端数があるとき は、これを1日に切り上げた日 数)とする。また、職員の勤務 しなかった時間のうち1時間を 単位とする病気休暇等の時間を 日に換算するときは、7時間4 5分をもって1日とし、換算の

 $1 \sim 1 \ 2$ (略)

13 この条の第4項第1号の基 準期間の6分の1に相当する期 間の日数及び同項第2号の基準 期間の2分の1に相当する期間 の日数は、勤務時間法第6条第 1項に規定する週休日並びに給 与法第15条に規定する祝日法 による休日等及び年末年始の休 日等を除いた現日数の6分の1 又は2分の1の日数(その日数 に1日未満の端数があるとき は、これを1日に切り上げた日 数)とする。また、職員の勤務 しなかった時間のうち1時間を 単位とする病気休暇等の時間を 日に換算するときは、7時間4 5分をもって1日とし、換算の 結果を合計した後に1日未満の 端数を生じたときは、これを切 り捨てる。

なお、勤務時間法第6条第2

結果を合計した後に1日未満の 端数を生じたときは、これを切 り捨てる。

なお、勤務時間法第6条第2 項の規定により勤務時間が1日 につき7時間45分となるよう に割り振られた日又はこれに相 当する日以外の勤務時間法第1 0条に規定する勤務日等につい ては、日を単位とせず、時間を 単位として取り扱い、それを日 に換算するときは、7時間45 分をもって1日とするものとす る。

 $1.4 \sim 1.8$ (略) 項の規定により勤務時間が1日 につき7時間45分となるよう に割り振られた日又はこれに相 当する日以外の同法第10条に 規定する勤務日等については、 日を単位とせず、時間を単位と して取り扱い、それを日に換算 するときは、7時間45分を もって1日とするものとする。

 $1.4 \sim 1.8$ (略)

給実甲第576号(給与簿等の取扱いについて)の一部を次の表により改正

する。

第2 出勤簿

 $1 \sim 3$ (略)

改

4 勤務時間管理員は、職員が転 出した場合には、出勤簿に基づ き、当該職員の当該給与期間に おける当該転出の日の前日まで の勤務時間法第6条第1項に規 定する週休日並びに同条第3項

正

第 2 出勤簿

 $1 \sim 3$ (略)

改

4 勤務時間管理員は、職員が転 出した場合には、出勤簿に基づ き、当該職員の当該給与期間に おける当該転出の日の前日まで の勤務時間法第6条第1項に規 定する週休日の日数、当該転出

正

前

及び勤務時間法第8条第2項に | おいて読み替えて準用する同条 第1項の規定に基づく勤務時間 を割り振らない日の日数、当該 転出後の昇給又は勤勉手当の額 の算定に際しその者の勤務成績 を判定する対象となる期間中の 病気休暇、介護休暇、介護時 間、就業禁止期間、短従許可期 間、育児時間、勤務時間を割く 兼業及び欠勤の日数及び時間 数、その年において使用した年 次休暇の日数及び時間数並びに その他必要とする事項につい て、これを文書で給与事務担当 者に報告するものとする。

後の昇給又は勤勉手当の額の算定に際しその者の勤務成績を判定する対象となる期間中の病気休暇、介護時間、就業禁止期間、短従許可期間、育児時間、勤務時間を割く兼業及び欠勤の日数及び時間数、その年において使用した年次休暇の日数及び時間数並びにその他必要とする事項について、これを支書で給与事務担当者に報告するものとする。

9 給実甲第688号(管理職員特別勤務手当の運用について)の一部を次の表により改正する。

給与法第19条の3関係

改

1 この条の第1項の「臨時又は緊 急の必要」による勤務とは、週休 日等(<u>同項に規定する週休日等</u>を いう。以下同じ。)に処理するこ とを要することが明白な臨時の又 は緊急性を有する業務のための勤

TF.

後

改正

給与法第19条の3関係

前

1 この条の第1項の「臨時又は緊 急の必要」による勤務とは、週休 日等(一般職の職員の勤務時間、 休暇等に関する法律(平成6年法 律第33号)第6条第1項に規定 する週休日又は休日等(一般職の

務をいい、「公務の運営の必要」 による勤務には、休日等(一般職 の職員の給与に関する法律(昭和 25年法律第95号)第15条に 規定する祝日法による休日等又は 同条に規定する年末年始の休日等 をいう。以下この項において同 じ。)において公務の正常な運営 を確保するため、交替制勤務に従 事する管理監督職員等が当該休日 等の正規の勤務時間中に行う勤務 を含む。

職員の給与に関する法律(昭和2 5年法律第95号)第15条に規 定する祝日法による休日等又は同 条に規定する年末年始の休日等を いう。以下この項において同 じ。)をいう。以下同じ。)に処 理することを要することが明白な 臨時の又は緊急性を有する業務の ための勤務をいい、「公務の運営 の必要」による勤務には、休日等 において公務の正常な運営を確保 するため、交替制勤務に従事する 管理監督職員等が当該休日等の正 規の勤務時間中に行う勤務を含 む。

(略) $2 \sim 4$

 $2 \sim 4$ (略)

改

10 給実甲第922号(人事院規則9-43(休日給)第1条ただし書の休日 給の支給される日について)の一部を次の表により改正する。

改 TE. 後 一般職の職員の勤務時間、休暇等 号。以下「勤務時間法」という。)|号。以下「勤務時間法」という。) <u>年法律第109号)第17条(同法|において準用する場合を含む。以下</u>

一般職の職員の勤務時間、休暇等 に関する法律(平成6年法律第33|に関する法律(平成6年法律第33 第14条に規定する祝日法による休|第6条第1項(国家公務員の育児休 日が勤務時間法第7条(国家公務員|業等に関する法律(平成3年法律第 <u>の育児休業等に関する法律(平成3|109号)第17条(同法第22条</u>

TE.

前

む。)又は第25条の規定により読|読み替えて適用する場合を含む。) み替えて適用する場合を含む。)及|又は第7条(同法第17条又は第2 による休日給の支給される日(以下|れている職員以外の職員について、 複日に係る支給対象日とが同一の日|法による休日が勤務時間法第7条及 数から一を減じて得た数に相当する|たる日(以下「重複日」という。) 務時間法第10条に規定する勤務日 休日給の支給される日(以下「支給 は支給対象日を除く。)を、休日給|係る支給対象日とが同一の日となる の支給される日とする。

第22条において準用する場合を含|同じ。) 又は第25条の規定により び第8条第1項の規定に基づく週休 5条の規定により読み替えて適用す 日に当たる日(以下「重複日」とい|る場合を含む。以下同じ。)の規定 う。)に係る規則第1条本文の規定|に基づき毎日曜日を週休日と定めら 「支給対象日」という。)と他の重|勤務時間法第14条に規定する祝日 となる場合に、それらの重複日の日 び第8条の規定に基づく週休日に当 日数分の当該支給対象日の直後の勤|に係る規則第1条本文の規定による 等(規則第1条に規定する休日等又|対象日」という。)と他の重複日に 場合に、それらの重複日の日数から 一を減じて得た数に相当する日数分 の当該支給対象日の直後の勤務時間 法第10条に規定する勤務日等(規 則第1条に規定する休日等又は支給 対象日を除く。)を、休日給の支給 される日とする。

給実甲第1126号(人事院規則9-82(俸給の半減)の運用につい 1 1 て)の一部を次の表により改正する。

改	正	後	改	正	前	
第4条関係			第4条関係			

- 1 (略)
- 2 この条の「人事院が定める日」は、次に掲げる日とする。
 - 一 (略)
 - 二 生理休暇等に係る負傷又は 疾病に係る療養期間中の週休士 日(勤務時間法第6条第1項 に規定する週休日をいう。以 | 下同じ。)、勤務時間を割り 振らない日 (同条第3項及び 勤務時間法第8条第2項にお いて読み替えて準用する同条 | 第1項の規定に基づく勤務時 間を割り振らない日をいう。 以下同じ。)、一般職の職員 の給与に関する法律(昭和2 5年法律第95号)第15条 に規定する祝日法による休日 等及び年末年始の休日等(以 下「休日等」という。) その 他のこの条に規定する病気休 暇等(以下「病気休暇等」と いう。)の日以外の勤務しな レノ目
 - 三 (略)
- 3 (略)

- 1 (略)
- 2 この条の「人事院が定める日」は、次に掲げる日とする。
 - 一 (略)
 - 二 生理休暇等に係る負傷又は 疾病に係る療養期間中の週休 日(勤務時間法第6条第1項 に規定する週休日をいう。)、一般職の配和25 に規定する法律(昭和25 年法律第95号)第15条に 規定する祝日なよる保 年法する祝日なよる保 及び年末年始の休日等(以の のこの条に規定する病気という。)の日以外の勤務しない う。)の日以外の勤務しない

三 (略)

3 (略)

第5条関係

- この条の第3項の「人事院が 定める期間」は、次に掲げる期間とする。
 - 生理休暇等の期間(生理休暇等に係る負傷又は疾病に係る療養期間中の週休日、勤務時間を割り振らない日、休日等その他の病気休暇等の期間以外の勤務しない期間を含む。)

第5条関係

- この条の第3項の「人事院が 定める期間」は、次に掲げる期 間とする。
 - 一 生理休暇等の期間(生理休暇等に係る負傷又は疾病に係る療養期間中の<u>週休日</u>、休日等その他の病気休暇等の期間以外の勤務しない期間を含む。)

務しない期間の末日の翌日から規則15—14第21条第2項に規定する実勤務日数が20日に達する日までの間に再度勤務しないこととなった場合における当該引き続く勤務しない期間の末日の翌日から当該再度勤務しないこととなった期間の初日の前日までの期間

2 (略)

ら規則15-14第21条第 2項に規定する実勤務日数が 20日に達する日までの間に 再度勤務しないこととなった 場合における当該引き続く勤 務しない期間の末日の翌日か ら当該再度勤務しないことと なった期間の初日の前日まで の期間

2 (略)

12 「人事院規則10-7 (女子職員及び年少職員の健康、安全及び福祉)の 運用について(昭和61年3月15日職福-121)」の一部を次の表により 改正する。

第2条関係

改

この条の請求は、一般職の職員 の勤務時間、休暇等に関する法律 (平成6年法律第33号)第18 条に定める場合又は人事院規則1 5-15(非常勤職員の勤務時間 及び休暇)第4条第2項第6号に 定める場合に該当するときに生理 日の就業が著しく困難である旨を 休暇簿に明示して行うものとし、 同法第3条に規定する各省各庁の

TF.

後

第2条関係

改

この条の請求は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成6年法律第33号。以下「勤務時間法」という。)第18条に定める場合又は人事院規則15一15(非常勤職員の勤務時間及び休暇)第4条第2項第6号に定める場合に該当するときに生理日の就業が著しく困難である旨を休暇簿に明示して行うものとし、

TF.

前

長は、人事院規則15-14(職員の勤務時間、休日及び休暇)第25条(人事院規則15-15(非常勤職員の勤務時間及び休暇)の運用について(平成6年7月27日職職-329)第4条関係第4項の定めるところにより、第4項の定めるところにより、に定めるところにより、に定めるところにより、に定めるところにより、に定承認しなければならない。このとが表した当該病気休暇の期間に係る期間を出勤簿に記入するものとする。

第10条関係

「保育時間」とは、生後1年に達しない子(<u>人事院規則15-144第4条の3第1項第2号イ</u>において子に含まれるものとされる者を含む。)を育てる女子職員が、正規の勤務時間等においてその子の保育のために必要と認められる授乳等を行う時間をいい、その時間は、1日2回それぞれ30分以内とする。

第10条関係

「保育時間」とは、生後1年に達しない子(<u>勤務時間法第6条第4項第1号</u>において子に含まれるものとされる者を含む。)を育てる女子職員が、正規の勤務時間等においてその子の保育のために必要と認められる授乳等を行う時間をいい、その時間は、1日2回それぞれ30分以内とする。

13 「人事院規則10-11(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに 深夜勤務及び超過勤務の制限)の運用について(平成10年11月13日職福 -443)」の一部を次の表により改正する。

443/]	77一百	とかり	表により改し	正 9 名	ې ^٥			
改	Ī	E	後		改		正	前
第3条関係				第 3	条関係			
1 • 2	(略)			1	• 2	(略)		
(削る)				3	この	条の	第2号	・の「人事院の
					定める	もの	」は、	、児童福祉法
					(昭和	2 2	年法律	第164号)
					第6条	の2	の2第	3項に規定す
					る放課	後等	デイサ	・ービスを行う
					事業若	しく	は同法	第6条の3第
					2項に	規定	する放	:課後児童健全
					育成事	業を	行う施	設、同条第1
					4項に	規定	する子	育て援助活動
					支援事	業に	おける	同項各号に掲
					げる援	助を	行う場	:所、障害者の
					日常生	活及	び社会	:生活を総合的
					に支援	する	ための	法律(平成1
					7年法	律第	1 2 3	号) 第77条
					に規定	する:	地域生	活支援事業と
					して実	施す	る日中	における一時
								援を行う施設
								補助事業であ
								域の連携によ
					る教育	支援	活動促	進事業として

$3 \cdot 4$ (略)

第6条関係

- 「人事院の定める者」は、次 のいずれにも該当する者とす る。
 - 一 (略)
 - 二 負傷、疾病又は身体上若し くは精神上の障害により請求 に係る子(人事院規則15一 14第4条の3第1項第2号 イにおいて子に含まれるもの とされる者を含む。第10条

実施する放課後等における学習 その他の活動を行う場所にその 子(一般職の職員の勤務時間、 休暇等に関する法律(平成6年 法律第33号。以下「勤務時間 法」という。)第6条第4項第 1号において子に含まれるもの とされる者を含む。第6条関係 第1項第2号、第10条関係第 3項、別紙第1及び別紙第2に おいて同じ。)(各事業を利用 するものに限る。)を出迎える ため赴き、又は見送るため赴く 職員とする。

4·5 (略)

第6条関係

- 1 「人事院の定める者」は、次のいずれにも該当する者とする。
 - 一 (略)
 - 二 負傷、疾病又は身体上若し くは精神上の障害により請求 に係る子を養育することが困 難な状態にある者でないこ と。

関係第3項、別紙第1及び別 紙第2において同じ。)を養 育することが困難な状態にあ る者でないこと。

三 (略)

2 (略)

「深夜勤務をさせてはならな い」とは、常勤の職員(国家公 務員の育児休業等に関する法律 (平成3年法律第109号。以 下「育児休業法」という。)第 13条第1項に規定する育児短 時間勤務職員及び育児休業法第 22条の規定による短時間勤務 をしている職員(以下この項に おいて「育児短時間勤務職員 等」という。)を除く。)並び に国家公務員法 (昭和22年法 律第120号)第60条の2第 2項に規定する定年前再任用短 時間勤務職員及び育児休業法第 23条第2項に規定する任期付 短時間勤務職員(以下この項に おいて「定年前再任用短時間勤 務職員等」という。)にあって は、深夜において、勤務時間を

三 (略)

2 (略)

「深夜勤務をさせてはならな 3 い」とは、常勤の職員(国家公 務員の育児休業等に関する法律 (平成3年法律第109号。以 下「育児休業法」という。)第 13条第1項に規定する育児短 時間勤務職員及び育児休業法第 22条の規定による短時間勤務 をしている職員(以下この項に おいて「育児短時間勤務職員 等」という。)を除く。)並び に国家公務員法(昭和22年法 律第120号)第60条の2第 2項に規定する定年前再任用短 時間勤務職員及び育児休業法第 23条第2項に規定する任期付 短時間勤務職員(以下この項に おいて「定年前再任用短時間勤 務職員等」という。)にあって は、深夜において、勤務時間を

割り振ってはならないこと並び| に一般職の職員の勤務時間、休 暇等に関する法律(平成6年法 律第33号)第13条第1項及 び第2項に規定する勤務を命じ てはならないことをいい、育児 短時間勤務職員等にあっては、 深夜において勤務時間を割り 振ってはならないことをいい、 常勤を要しない職員(定年前再 任用短時間勤務職員等を除 く。) にあっては、深夜におい て、勤務時間を定めてはならな いこと及び当該勤務時間以外の 時間における勤務を命じてはな らないことをいう。

4 (略)

4 (略)

開			

343049 1	□ 探 1	支蚴 務 制	務請求書 限請求書	
(各省各庁の長)			請求年月日	年 月 日
次のとおり	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	早深超事 出夜遺跡第 所 氏		を請求します。
1 請求に係る子 又は要介護者	氏	名	(統術等)	·····›
	子の生年	月日	年 月 日	主 (口出産予定日)
	養子縁組の効力が	生じた日	年 月 日	
2 職員の配偶者で 当該子の親であ る者の有無及び 状況	□ 深夜 □ 深夜 □ り養 □ 産前 □ 間)	こおいて就参 疾体困難では ・ 変が困難でき ・ 週間後 ・ の ・ の ・ の ・ の ・ の ・ で ・ の ・ の ・ の ・ の ・ の ・ の ・ の ・ の	着している 身体上若しくは精神上 りる 治妊娠の場合にあって! 質閒以内である	の障害によ は、14週
3 要介護者の状態 及び具体的な介 護の内容				
4 請求に係る期間	早出遅出動務 深夜勤務の制限	年年	- I - I	新日 新週 曜日 その他()
	超過勤務の制限	口 1年	月 日から 口 月(12月に	満たないものに限る。)
5 請求に係る早出 選出新の時期 及び終業の時刻 並びに選出 とする理由	時時	分 始業	【理由】	

(注)
1について
① 「稀柄等」欄には、請求に係る子又は要介護者の請求者との縁柄等(請求に係る子が人事的採則10-11第3条に規定する特別無子縁相の成立前の監護対象者等に該当する場合にあっては、その事実。)を記入する。
② 「不の生年月日、履及び「養子繰相の効力が生した日」欄は、子を養育するために請求する場合において記入する。なお、請求に除る子が請求の際に出生していない場合には、「子の生年月日」欄に出産予定日を記入し、「出産予定日」の口にし即を記入する。
② この機は、子を養育するために深疾動務の制限を請求する場合において記入する。
② この機は、子を養育するために深疾動務の制限を請求する場合において記えずる。
③ この機は、子を養育するために深疾動務の制限を請求する場合において記えずる。
③ この機は、子を養育するために深疾動物の制限を請求する場合におりました。この機は、要介護者を介護するために請求する場合において記入する。
をいうこの機は、要介護者を介護するために請求する場合において記入する。
この欄は、要介護者を介護するために請求する場合において記入する。
この欄の始業及び終業の時別は、あらかしめ定められた早出遅出動務に係る始業及び終業の時刻のうち、請求するものを記入する。

別紙第1

	早	出	遅	出	勁	務	請	求	書
	梁	夜	勤	務	制	限	請	求	書
T1	447	福	型	稿	dal	器	盐	ste	懋

(各省各庁の長)			請求年月日	年 月 日			
次のとおり	養育 のため 口口	超過重	産出勤務 発の制限 務の制限 別1○-11 条□第1○美)	を請求します。			
		氏	<u>2</u>				
1 請求に係る子 又は要介護者	氏	名	(統柄等:)				
	子の生年	目日	年 月 日	生 (口出産予定日)			
	養子縁組の効力が	生じた日	年 月 日				
2 職員の配偶者で 当該子の報である者の有無及び 状況	□有 □ 負傷。 □有 □ 産前	育が困難でま 5 週間(多胎	体上若しくは精神上	口無			
3 要介護者の状態 及び具体的な介 護の内容			.,				
4 請求に係る期間	早出遅出動務 深夜勤務の制限	H #	年 月 日から □ 毎日 □ 毎週 年 月 日まで □ その他 ()				
	超過勤務の制限	口 1年	月 Bから □ 月(12月)	ご満たないものに係る。)			
5 請求に係る早出 選出勤務の始業 及び終業の時刻 並びに当該時刻 とする理由	時時	分 始業 分 終業	【理由】				
事情、現立の生年対しては、 一部では、日本の生年対しています。 一部では、日本の生年対しています。 一部では、日本のでは、	11第3条に規定を その事実。)を記入機 手の事度である。 手の事度である。 手を を表するために深い を表音するために深い で記述している。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	るす相情紀 を動いるとした。 をするのないし、数数深であるとした。 をまた、数数深であるとした。 を表する。 は、数数深であるとした。 を表するにはした。 を表するにはした。 を表するにはした。 を表するにはした。 を表するにはした。 を表するにはした。 を表するにはした。		集者等に該当する場 腰育するために請求 でいない場合には、 で記入する。 で記入する。 で3日を超えること は深夜動務の帯眼を は深夜動務の帯眼を は深夜動務の形態の日			

14 「人事院規則10-15 (妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等)の運用について(平成28年12月1日職職-273)」の一部を次の表により改正する。

 改 正 後
 改 正 前

 第2条関係
 第2条関係

 1~3 (略)
 1~3 (略)

- 4 この条の第2号ワの「人事院 の定める妊娠又は出産に関する 制度又は措置」は、「職員の勤 務時間、休日及び休暇の運用に ついて(平成6年7月27日職 職一328)」(以下「勤務時 間等関係運用通知」という。) 第6の第3項(3)ウの規定により 休憩時間を短縮すること(「人 事院規則15-15(非常勤職 員の勤務時間及び休暇)の運用 について(平成6年7月27日 職職一329)」(以下「規則 15-15運用通知」とい う。) 第2条関係第2項の規定 により準じて取り扱う場合を含 む。)とする。
- 5 この条の第3号ヌの「人事院 の定める育児に関する制度又は 措置」は、次に掲げる制度又は
- 4 この条の第2号ワの「人事院 の定める妊娠又は出産に関する 制度又は措置」は、「職員の勤 務時間、休日及び休暇の運用に ついて(平成6年7月27日職 職一328)」(以下「勤務時 間等関係運用通知」という。) 第6の第5項(5)の規定により休 憩時間を短縮すること(「人事 院規則15-15(非常勤職員 の勤務時間及び休暇)の運用に ついて(平成6年7月27日職 職一329)」(以下「規則1 5-15運用通知」という。) 第2条関係第2項の規定により 準じて取り扱う場合を含む。) とする。
- 5 この条の第3号ヌの「人事院 の定める育児に関する制度又は 措置」は、勤務時間等関係運用

措置 ((1)及び(2)に掲げるものに あっては、規則15-15運用 通知第2条関係第2項の規定に よりそれぞれに準じて取り扱う 場合を含む。)とする。

- (1) 勤務時間等関係運用通知第 6の第3項(2)イの規定により 子を養育する職員の休憩時間 を延長すること。
- (2) 勤務時間等関係運用通知第6の第3項(3)アの規定により子を養育する職員の休憩時間を短縮すること。
- (3) 人事院規則15-15(非常勤職員の勤務時間及び休暇)第2条第2項の規定により勤務時間を定めること(規則15-15運用通知第2条関係第5項及び第6項の規定によりこの条の第3号ニに規定する勤務時間を割り振らない日の設定又は勤務時間の割

通知第6の第4項(2)の規定により子の養育のため休憩時間を延長すること及び勤務時間等関係運用通知第6の第5項(1)又は(2)の規定により休憩時間を短縮すること(規則15-15運用通知第2条関係第2項の規定によりそれぞれに準じて取り扱う場合を含む。)とする。

(新設)

(新設)

(新設)

振りの例に準じて取り扱う場合に限る。)。

6 この条の第4号チの「人事院 の定める介護に関する制度又は 措置」は、<u>次に掲げる制度又は 措置 ((1)及び(2)に掲げるものに あっては、</u>規則15-15運用 通知第2条関係第2項の規定に よりそれぞれに準じて取り扱う 場合を含む。)とする。

- (1) 勤務時間等関係運用通知第6の第3項(2)イの規定により要介護者を介護する職員の休憩時間を延長すること。
- (2) 勤務時間等関係運用通知第 6の第3項(3)アの規定により 要介護者を介護する職員の休 憩時間を短縮すること。
- (3) 人事院規則15-15第2 条第2項の規定により勤務時 間を定めること(規則15-15運用通知第2条関係第5

6 この条の第4号チの「人事院 の定める介護に関する制度又は 措置」は、<u>勤務時間等関係運用 通知第6の第4項(2)の規定により要介護者の介護のため休憩時間を延長すること及び勤務時間 等関係運用通知第6の第5項(3) の規定により休憩時間を短縮すること(規則15-15運用通知第2条関係第2項の規定によりそれぞれに準じて取り扱う場合を含む。)とする。</u>

(新設)

(新設)

(新設)

項及び第6項の規定によりこ の条の第4号イに規定する勤 務時間を割り振らない日の設 定又は勤務時間の割振りの例 に準じて取り扱う場合に限 る。)。

7 (略)

7 (略)

改

15 「職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について」の一部を次の表により 改正する。

改 正 後

任期付短時間勤務職員の1週 第2 任期付短時間勤務職員の1週

第 2 任期付短時間勤務職員の 1 週間の勤務時間の基準関係

各省各庁の長は、国家公務員の 育児休業等に関する法律(平成3 年法律第109号。以下「育児休 業法」という。)第12条第1項 に規定する育児短時間勤育児短時間 動務に当該に近れているとの 動務に伴い経期員を把握当たりの 適時間が表れるとの 動務時間が表れるとの 動務時間が表れるとの 動務時間が表れるとの 動務時間を記録するとの 動務時間を記録するとの 動きにより、 動務職員の 1週間との 動務時間 動務時間 が規則 第1条の 3 とを確認できるように 第2 任期付短時間勤務職員の1週 間の勤務時間の基準関係

TF.

前

 しておかなければならない。育児 休業法第22条の規定による短時 間勤務に伴い任用されている任期 付短時間勤務職員の1週間当たり の勤務時間についても、同様とす る。

- 第3 勤務時間法第6条第3項の規 第3 勤務時間法第6条第3項の規 定による勤務時間の割振り等関係 定に基づく勤務時間の割振り並び
 - 1 勤務時間の割振り等(規則第 3条第1項に規定する勤務時間 の割振り等をいう。以下第3に おいて同じ。)及び申告(同項 に規定する申告をいう。第3項 において同じ。)は、15分を 単位として行うものとする。た だし、定年前再任用短時間勤務 職員等(同条第1項第3号に規 定する定年前再任用短時間勤務 職員等をいう。以下同じ。) に ついては、単位期間(規則第4 条の3第1項に規定する単位期 間をいう。以下同じ。) に休日 があることその他の事情により やむを得ない場合には、必要と

しておかなければならない。 育児 休業法第22条の規定による短時 間勤務に伴い任用されている任期 付短時間勤務職員の1週間当たり の勤務時間についても、同様とす る。

第3 勤務時間法第6条第3項の規 定<u>に基づく</u>勤務時間の<u>割振り並び</u> <u>に同条第4項の規定に基づく週休</u> <u>日及び勤務時間の割振り</u>関係 (新設) 認められる範囲内において、こ の項本文の規定によらないこと ができる。

2 勤務時間の割振り等は、当該 勤務時間の割振り等に係る単位 期間の開始前(勤務時間を割り 振らない日 (規則第3条第1項 に規定する勤務時間を割り振ら ない日をいう。第5の第2項及 び第7項、第13の第2項及び 第5項並びに第15の第6項を 除き、以下同じ。)とされた日 を勤務日としようとし、又は勤 務日とされた日を勤務時間を割 り振らない日としようとする場 合にあってはその日前、勤務時 間の割振りを変更する場合に あっては当該変更を行おうとす る日の変更前及び変更後の始業 の時刻より前)に行うものとす る。ただし、勤務日の始業の時 刻以後に業務の状況の変化等の 事情が生じた場合において、各 省各庁の長が公務の運営に支障 がないと認めるときは、規則第 3条第1項に規定する申告及び

(新設)

規則第7条第4項に規定する休憩時間の申告(第11項において「申告等」という。)を経て、当該勤務日について将来に向かって勤務時間の割振りを変更することができる。

- 3 規則第3条第1項後段の申告 と異なる勤務時間の割振り等 は、公務の運営に必要と認められる範囲内で、かつ、次に掲げ る基準に適合するように行うものとする。この場合において、申告をされた勤務日を勤務時間を割り振らない日とするときは、その日の選択に当たり、できる限り、職員の希望を考慮するものとする。
 - (1) 申告をされた勤務時間を割り振らない日を勤務日とする場合又は申告をされた1日の勤務時間を延長する場合には、1日の勤務時間が7時間45分(定年前再任用短時間勤務職員等にあっては、その者の単位期間ごとの期間における勤務時間を当該期間にお

(新設)

ける勤務時間法第6条第1項 の規定による週休日以外の日 の日数で除して得た時間。以 下この(1)において同じ。)を 超えないようにし、申告をさ れた1日の勤務時間を短縮す る場合には、1日の勤務時間 が7時間45分を下回らない ようにすること。

(2) 始業の時刻は、申告をされ た始業の時刻、標準勤務時間 (各省各庁の長が、職員が勤 務する部局又は機関の職員の 勤務時間帯等を考慮して、7 時間45分となるように定め る標準的な1日の勤務時間を いう。以下この(2)及び第15 項4)において同じ。)の始ま る時刻又は官庁執務時間(大 正11年閣令第6号(官庁執 務時間並休暇に関する件)第 1項に定める官庁の執務時間 <u>をいう。以下この(2)及び第8</u> の(1)ア(ア)において同じ。)の 始まる時刻のうち最も早い時 刻以後に設定し、かつ、終業 の時刻は、申告をされた終業 の時刻、標準勤務時間の終わ る時刻又は官庁執務時間の終 わる時刻のうち最も遅い時刻 以前に設定すること。

「人事院の定める日」は、次の とおりとする。

 $(1)\sim(3)$ (略)

(削る)

(削る)

4 規則第3条第1項第3号の 1 規則第3条第1項第1号イの 「人事院の定める日」は、次の とおりとする。

 $(1)\sim(3)$ (略)

- 2 規則第3条第2項の規定によ る人事院との協議は、次の事項 を記載した文書により、事前に 相当の期間をおいて行うものと する。
 - (1) 協議の対象となる職員が占 める官職及びその職務内容
 - (2) 規則第3条第2項又は第4 条第2項第2号の規定を適用 しようとする理由
 - (3) その他必要な事項
- 3 規則第3条第2項第1号の 「次長」とは、試験所、研究所 その他の試験研究又は調査研究 に関する業務を行う機関におい て、その長の職務全般について <u>これを直接補佐する職員をい</u>

(削る)

5 規則<u>第3条第2項</u>の規定により同項に規定する基準によらないことができるのは、当該定年前再任用短時間勤務職員等<u>の業務内容</u>、勤務する部局又は機関の他の職員の勤務時間帯等を考慮して公務の運営に必要と認められる範囲内に限る。

6 規則<u>第3条第3項</u>の「人事院 の定める場合」は、次に掲げる 場合とし、<u>当該場合における</u>勤 務時間の割振りは、必要と認め られる範囲内で、<u>同条第1項第</u> <u>4号</u>に定める基準によらないこ とができるものとする。 <u>う。</u>

- 4 規則第3条第2項第1号の 「試験研究に関する業務の遂行 を支援する業務」には、人事、 会計その他の庶務に関する業務 は含まれないものとする。
- 5 規則第3条第3項(規則第4 条の3第2項において準用する 場合を含む。)の規定により当 該規定に規定する基準によらないことができるのは、当該定年 前再任用短時間勤務職員等(規 則第3条第1項第1号イに規定 する定年前再任用短時間勤務職 員等をいう。以下同じ。)の業 務内容、勤務する部局又は機関 の他の職員の勤務時間帯等を考 慮して公務の運営に必要と認められる範囲内に限る。
- 5 規則第3条第4項(規則第4 条の3第2項において準用する 場合を含む。以下この項におい て同じ。) の「人事院の定める 場合」は、次に掲げる場合と し、規則第3条第4項の規定に よる勤務時間の割振りは、必要

- (1) 超過勤務(規則第16条に 規定する超過勤務をいう。以 下同じ。)による職員の疲労 の蓄積の防止その他の規則第| 1条の2に規定する職員の健 康及び福祉の確保に必要な勤 務の終了からその次の勤務の| 開始までの時間の確保のた め、始業の時刻を規則第3条 第1項第4号に規定する時間 帯(以下この項及び第15項 (2)において「コアタイム」と いう。)の始まる時刻より後 に設定し、又は終業の時刻を コアタイムの終わる時刻より 前に設定する必要がある場合
- (2) 職員が勤務時間の一部の時間帯において<u>職員</u>の住居における勤務<u>その他これに類する</u> 各省各庁の長が認める場所における勤務(以下この(2)及び

- と認められる範囲内で、<u>同条第</u> 1項第2号又は第2項第1号ロ 若しくは第2号ロに定める基準 によらないことができるものと する。
- (1) 超過勤務(規則第16条に 規定する超過勤務をいう。以 下同じ。)による職員の疲労 の蓄積を防ぐため、始第2号 又は第2項第1号ロ若しは 第2号ロに規定する各省連続 する時間(以下「の始まる時間(以下」の始まる時間(以下」の始まる時間の 等」という。)の又は終わる時刻より前に設定する必要がある場合
- (2) 職員が勤務時間の一部の時間帯において<u>在宅勤務(職員</u>の住居における勤務<u>をいう。</u> 第6の第4項において同じ。)を行う場合において、

- (3) 第13項に規定する職員の 休憩に必要と認められる時間 を確保するため、<u>コアタイム</u> に休憩時間を置く必要がある 場合
- 7 規則<u>第3条第4項</u>の規定による人事院との協議は、次の事項を記載した文書により、事前に相当の期間をおいて行うものとする。当該人事院との協議をして定めた別段の定めを変更する

当該職員の住居と通常の勤務 場所との間の移動のため、コアタイム等の時間帯に休憩時間(規則第3 条第1項第2号に規定する標準休憩時間をいう。以下同じ。)の時間をいう。以下同じ。)の時間に当該移動に要する時間を加えた時間を超えない範囲内のものであって、当該在宅勤務を行う時間ものである。)を置く必要があるとき。

- (3) 規則第4条の5の2に規定する職員の休憩に必要と認められる時間を確保するため、 コアタイム等の時間帯に休憩時間を置く必要がある場合
- 7 規則<u>第3条第5項(規則第4</u> 条の3第2項において準用する 場合を含む。次項及び第9項に おいて同じ。) の規定による人 事院との協議は、次の事項を記 載した文書により、事前に相当

場合においても、同様とする。

 $(1)\sim(5)$ (略)

- 8 各省各庁の長は、規則<u>第3条</u> 第4項の規定により人事院との 協議をして定めた別段の定めに よる必要がなくなった場合に は、速やかにその旨を人事院に 報告するものとする。
- 9 規則第3条第4項の「人事院が定める基準」は、別段の定めが次に掲げるものであることとする。

(1) <u>午後10時から翌日の午前</u> <u>5時までの時間帯に係る勤務</u> <u>について勤務時間を割り振る</u> 場合において、当該勤務を業 の期間をおいて行うものとす る。当該人事院との協議をして 定めた別段の定めを変更する場 合においても、同様とする。

 $(1)\sim(5)$ (略)

- 8 各省各庁の長は、規則<u>第3条</u> 第5項の規定により人事院との 協議をして定めた別段の定めに よる必要がなくなった場合に は、速やかにその旨を人事院に 報告するものとする。
- 9 規則<u>第3条第5項</u>の「人事院が定める基準」は、別段の定めが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)に係る勤務についてのものとして、規則第3条第5項に定める場合に該当するものであって、かつ、次のいずれにも適合するように勤務時間を割り振るものであることとする。
 - (1) <u>当該深夜における勤務時間</u> <u>を、</u>業務上必要最小限のものとなるように割り振ること。

務上必要最小限のものとなるようにし、かつ、当該勤務時間の直前及び直後に、勤務時間を割り振らない時間及び休日に割り振らない時間及び休日に割り振られた勤務時間(当該勤務時間のうち、勤務することを予定していることが明らかな時間を除く。)を合計した時間が連続して11時間以上となるようにするもの

- (2) 試験研究又は調査研究に関する業務を行う機関に勤務し、これらの研究業務に従事する職員その他これに類する職員として各省各庁の長が認める職員について、規則第3条第1項第4号中「金曜日まで」を「金曜日までのうち1日以上の日」と読み替えた場合における同項第2号、第4号及び第5号に掲げる基準に適合するように勤務時間を割り振るもの
- (2) 当該深夜の属する両日の勤務時間が、次のいずれかに適合すること。
 - ア 午前5時から標準休憩時 間の終わる時刻までの時間 帯を含まないこと。
 - イ 標準勤務時間(各省各庁 の長が、職員が勤務する部 局又は機関の職員の勤務時 間帯等を考慮して、7時間 45分となるように定める 標準的な1日の勤務時間を いう。以下同じ。)の始ま る時刻から終わる時刻まで の時間帯を含まないこと。

(削る)

(削る)

(削る)

- <u>ウ</u>標準休憩時間の始まる時 刻から午後10時までの時 間帯を含まないこと。
- 10 職員が規則第4条第1項又 は第4条の4第1項の申告をする場合には、15分を単位として行うものとする。各省各庁の長が規則第4条第2項若しくは第4条の4第3項の規定により勤務時間を割り振り、又は規則第4条第3項若しくは第4条の4第4項の規定により勤務時間の割振りを変更する場合においても、同様とする。
- 11 定年前再任用短時間勤務職員等については、単位期間(勤務時間法第6条第3項に規定する単位期間をいう。以下同じ。)に休日があることその他の事情によりやむを得ない場合には、必要と認められる範囲内において、前項の規定によらないことができる。
- 12 規則第4条第2項の規定に よる勤務時間の割振り並びに規 則第4条の4第3項の規定によ

(削る)

る週休日の設定及び勤務時間の 割振りは、単位期間の開始以前 に行うものとする。

- 13 規則第4条第2項第1号後 段の規定による勤務時間の割振 りは、次に定める基準に適合す るように行うものとする。この 場合において、申告どおりに勤 務時間を割り振ると公務の運営 に支障が生ずる日について勤務 時間数を変更して勤務時間を割 り振るときは、必要な限度にお いて、当該支障が生ずる日以外 の日について勤務時間数を変更 して勤務時間を割り振るものと する。
 - (1) 申告された勤務時間を延長 して勤務時間を割り振る日に ついては、延長後の勤務時間 が7時間45分(定年前再任 用短時間勤務職員等にあって は、その者の単位期間ごとの 期間における勤務時間を当該 期間における勤務時間を当該 期間における勤務時間法第6 条第1項の規定による週休日 以外の日の日数で除して得た

時間。以下この(1)、第16項 (1)ア及び第20項(1)において 同じ。)を超えないように し、申告された勤務時間を短 縮して勤務時間を割り振る日 については、短縮後の勤務時 間が7時間45分を下回らな いようにすること。

- (2) 始業の時刻は、申告された 始業の時刻、標準勤務時間の 始まる時刻又は官庁執務時間 (大正11年閣令第6号(官 庁執務時間並休暇に関する 件)第1項に定める官庁の執 務時間をいう。以下同じ。) の始まる時刻のうち最も早い 時刻以後に設定し、かつ、終 業の時刻は、申告された終業 の時刻、標準勤務時間の終わる時刻のうち最も遅い時刻 以前に設定すること。
- 14 規則第4条第2項第2号た だし書の規定による勤務時間の 割振りは、前項(1)に定める基準 に適合するように行うものとす

(削る)

10 規則第3条の2第2号の場合における勤務時間の割振り等の変更は、第3項(1)及び(2)に掲げる基準に適合するように行うものとする。この場合においては、できる限り、職員の希望を考慮するものとする。

るほか、始業の時刻を申告され た始業の時刻と標準勤務時間の 始まる時刻との間に設定し、か つ、終業の時刻を申告された終 業の時刻と標準勤務時間の終わ る時刻との間に設定するものと する。この場合において、申告 どおりに勤務時間を割り振ると 公務の運営に支障が生ずる日に ついて勤務時間数を変更して勤 務時間を割り振るときは、必要 な限度において、当該支障が生 ずる日以外の日について勤務時 間数を変更して勤務時間を割り 振るものとし、その日の選択及 び勤務時間の割振りに当たって は、できる限り、職員の希望を 考慮するものとする。

15 規則第4条第2項第1号の 規定により割り振られた勤務時間に係る同条第3項第3号の場合における変更は、各省各庁の長が当該勤務時間を変更しなければ公務の運営に著しい支障が生ずると認める場合に限るものとし、かつ、第13項(1)及び(2)

(削る)

に定める基準に適合するように 行うものとする。この場合にお いて、勤務時間の割振りを変更 しようとする日(以下「変更 日」という。)について既に割 り振られている勤務時間数を変 更して勤務時間を割り振るとき は、必要な限度において、当該 変更日以外の日について既に割 り振られている勤務時間数を変 更して勤務時間を割り振ること ができるものとし、その日の選 択及び勤務時間の割振りの変更 <u>に当たっては</u>、できる限り、職 員の希望を考慮するものとす る。

- 16 規則第4条第2項第2号の 規定により割り振られた勤務時間に係る同条第3項第3号の場合における変更は、次に定めるところによる。
 - (1) 変更日の属する単位期間が 始まる日の前日から起算して 1週間前の日までに勤務時間 の割振りの変更を行うとき は、次に掲げる基準に適合す

るように行うものとする。この場合において、変更日について既に割り振られている勤務時間数を変更するときは、必要な限度において、当該変更日について次に掲げる基準に適合するように既に割り振られている勤務時間の割振りの変更することができるし、その日の選択及び動務時間の割振りの変更に当りのとし、その日の選択及び動務時間の割振りの変更に当りのとし、できる限り、できる限り、できる限り、できる限り、できる限り、できる限り、できる限り、できる限り、できる限り、できる限り、できる限り、できる限り、できる限り、できる限り、できる限り、できる限り、できる限り、できる限り、できる限りの発達するものとする。

- ア勤務時間を延長する日については、延長後の勤務時間が7時間45分を超えないようにし、勤務時間を短縮する日については、短縮後の勤務時間が7時間45分を下回らないようにすること。
- イ 変更前の始業の時刻と標準勤務時間の始まる時刻との間に始業の時刻を設定

- し、かつ、変更前の終業の 時刻と標準勤務時間の終わ る時刻との間に終業の時刻 を設定すること。
- (2) 変更日の属する単位期間が 始まる日の前日から起算して 1週間前の日後に勤務時間の 割振りの変更を行うときは、 当該変更日について既に割り 振られている勤務時間数を変 更せず、かつ、次に掲げる基 準に適合するように行うもの とする。
 - ア 変更日の勤務時間が7時間45分以下の場合には、変更前の始業の時刻と標準勤務時間の始まる時刻との間に始業の時刻を設定し、又は変更前の終業の時刻と標準勤務時間の終わる時刻との間に終業の時刻を設定すること。
 - イ 変更日の勤務時間が7時 間45分を超えている場合 には、変更前の始業の時刻 と標準勤務時間の始まる時

- 11 規則第4条の2の申告・割振り簿は、各省各庁の長が作成し、次に掲げる記載事項の欄を設けるものとする。
 - (1) 職員の氏名
 - (2) 規則第4条の3第1項各号 のいずれに該当する職員とし て規則第3条第1項に規定す る申告をするかの別
 - (3) 申告等及び勤務時間の割振 り等の対象とする期間
 - (4) 次に掲げる申告等及び勤務 時間の割振り等に係る記載事 項
 - ア 勤務時間を割り振らない 日、始業及び終業の時刻並 びに休憩時間の始まる時刻 及び終わる時刻又はこれら に代わる勤務時間及び休憩 時間の形態
 - イ 勤務時間の割振り等の変

- 刻との間に始業の時刻を設定し、かつ、変更前の終業 の時刻と標準勤務時間の終わる時刻との間に終業の時刻を設定すること。
- 17規則第4条第4項(規則第4条の4第5項において準用する場合を含む。)の申告簿及び割振り簿については、次に定めるところによる。
 - (1) 申告簿は、各省各庁の長が 作成し、次に掲げる記載事項 の欄を設けるものとする。
 - ア 職員の氏名
 - <u>イ</u> 申告の対象とする期間
 - ウ 始業及び終業の時刻又は これに代わる勤務時間の形態(規則第4条の4第5項 において準用する場合に あっては、当該時刻及び勤 務時間法第6条第4項の規 定に基づく週休日とする日 又はこれらに代わる勤務時間の形態。(2)ウにおいて同じ。)
 - 工 割振り後の勤務時間の変

<u>更に係るアに掲げる記載事</u> <u>項</u>

- (5) 申告等に係る本人の確認及 び勤務時間の割振り等に係る 各省各庁の長の確認
- (6) 申告等の年月日及び勤務時 間の割振り等の年月日

- 12 規則第4条の3第1項第1 号の「人事院の定める場合」 は、次に掲げる場合とし、各省 各庁の長は、同号の規定によ り、当該場合の区分に応じ、単 位期間をそれぞれ次に定める1 週間、2週間又は3週間とする ものとする。
 - (1) 部局又は機関内の職員について単位期間が始まる日を同

更

- オ 本人の確認
- 力 申告年月日
- (2) 割振り簿は、各省各庁の長が作成し、次に掲げる記載事項の欄を設けるものとする。
 - <u>ア</u> 職員の氏名
 - <u>イ</u> 割振りの対象とする期間
 - ウ <u>始業及び終業の時刻又は</u> これに代わる勤務時間の形 態
 - <u>工</u>割振り後の勤務時間の変 更
 - オ 各省各庁の長の確認
 - カ 割振り年月日
- 18 規則第4条の2の「人事院の定める場合」は次に掲げる場合とし、各省各庁の長は、当該場合の区分に応じ、同条の規定により勤務時間法第6条第3項の規定に基づく勤務時間の割振りに係る単位期間をそれぞれ次に定める1週間、2週間又は3週間とする。
 - (1) 部局又は機関内の職員について規則第4条第2項の規定

一の日とすることが公務の円滑な運営に必要と認める場合において、勤務時間<u>の割振り等を行おうとする</u>日の初日が当該部局又は機関内の他の<u>職</u>負の単位期間の中途の日であるとき当該初日から当該単位期間の末日までの期間

- (2) 勤務時間<u>の割振り等を行お</u> <u>うとする</u>日の初日から起算し て4週間を経過する日前に国 家公務員法(昭和22年法律 第120号)第81条の6第 1項の規定による退職その他 の離職をすることが明らかで ある場合 当該初日から当該 離職をする日までの期間
- (3) (略)
- 13 規則第4条の3第1項第2 号ハの「人事院が定める職員」 は、障害者の雇用の促進等に関 する法律(昭和35年法律第1

による勤務時間の割振りに係 る単位期間が始まる日を同一 の日とすることが公務の円滑 な運営に必要と認める場合に おいて、勤務時間を割り振ろ うとする日の初日が当該部局 又は機関内の他の同条第1項 の申告を行った職員の勤務時間の 間の割振りに係る単位期間の 中途の日あるとき 当該初 日から当該単位期間の末日までの期間

- (2) 勤務時間<u>を割り振ろうとする</u>日の初日から起算して4週間を経過する日前に国家公務員法(昭和22年法律第120号)第81条の6第1項の規定による退職その他の離職をすることが明らかである場合当該初日から当該離職をする日までの期間
- (3) (略)

23号)第2条第1号に規定する障害者である職員のうち、同法第37条第2項に規定する対象障害者である職員及び当該職員以外の職員であって勤務時間の割振り等について配慮を必要とする者として人事院規則10一4第9条第1項に規定する健康管理医が認めるもの(第6の第3項において「障害者である職員等」という。)とする。
(削る)

- 19 職員は、規則第4条の4第 1項の規定による申告に当たっ ては、次に定めるところによ り、状況届を提出するものとす る。
 - (1) 状況届は、各省各庁の長が 作成し、次に掲げる記載事項 の欄を設けるものとする。
 - ア 職員の所属及び氏名
 - イ 当該申告に係る子(勤務 時間法第6条第4項第1号 において子に含まれるもの とされる者を含む。第23 項(3)及び(4)を除き、以下同 じ。)の氏名、職員との同

居又は別居の別、職員との 続柄等(当該子が勤務時間 法第6条第4項第1号にお いて子に含まれるものとさ れる者である場合にあって は、その事実)、生年月日 及び養子縁組の効力が生じ た日

- <u>エ</u> 規則第4条の5の2に規 定する職員の状況
- (2) 状況届を作成する際の参考例を示せば、別紙第1のとおりである。
- 20 規則第4条の4第3項後段 に規定する公務の運営に支障が

(削る)

生ずると認める場合における週 休日の設定及び勤務時間の割振 りは、次に定める基準に適合す るように行うものとする。この 場合において、申告どおりに週 休日を設け、又は勤務時間を割 り振ると公務の運営に支障が生 ずる日について、それぞれ当該 週休日を勤務日とするとき又は 勤務時間数を変更して勤務時間 を割り振るときは、必要な限度 において、当該支障が生ずる日 以外の日について週休日とし、 又は勤務時間数を変更して勤務 時間を割り振るものとし、その 週休日とする日の選択に当たっ ては、できる限り、職員の希望 を考慮するものとする。

(1) その勤務日とする日又は申告された勤務時間を延長して勤務時間を割り振る日については、当該勤務日とする日に割り振る勤務時間又は延長後の勤務時間が7時間45分を超えないようにし、申告された勤務時間を短縮して勤務時

間を割り振る日については、短縮後の勤務時間が7時間45分を下回らないようにすること。

- (2) 始業の時刻は、申告された 始業の時刻、標準勤務時間の 始まる時刻又は官庁執務時間 の始まる時刻のうち最も早い 時刻以後に設定し、かつ、終 業の時刻は、申告された終業 の時刻、標準勤務時間の終わ る時刻又は官庁執務時間の終わ る時刻又は官庁執務時間の終わ もる時刻のうち最も遅い時刻 以前に設定すること。
- 21 規則第4条の4第4項第3 号の場合における週休日及び勤務時間の割振りの変更は、各省各庁の長が当該週休日又は当該勤務時間を変更しなければ公務の運営に著しい支障が生ずると認める場合に限るものとし、かつ、前項(1)及び(2)に定める基準に適合するように行うものとする。この場合において、当該週休日を勤務日とするときは、必要な限度において、その勤務日

(削る)

(削る)

(削る)

とする日以外の日を週休日と し、又は当該勤務日とする日以 外の日について既に割り振られ ている勤務時間数を変更するこ とができ、変更日について既に 割り振られている勤務時間数を 変更して勤務時間を割り振ると きは、必要な限度において、当 該変更日以外の日について既に 割り振られている勤務時間数を 変更して勤務時間を割り振るこ とができるものとし、その週休 日とする日又は既に割り振られ ている勤務時間数を変更する日 の選択及び勤務時間の割振りの 変更に当たっては、できる限 り、職員の希望を考慮するもの とする。

- 22 規則第4条の5第2項の 「同居」には、職員が要介護者 の居住している住宅に泊まり込 む場合等を含む。
- 23規則第4条の5第2項第2号の「人事院が定めるもの」は、次に掲げる者とする。
 - (1) 父母の配偶者

14 前項の勤務時間の割振り等について配慮を必要とする者であることについては、職員の申出により、健康管理医が、当該職員を診断した医師の意見書その他の必要な情報に基づき判断するものとする。

(削る)

- (2) 配偶者の父母の配偶者
- (3) 子の配偶者
- (4) 配偶者の子
- 24 規則第4条の5の2の「勤務時間の割振りについて配慮を必要とする者」であることについては、職員の申出により、健康管理医が、当該職員を診断した医師の意見書その他の必要な情報に基づき判断するものとする。
- 25規則第4条の6第2項の状況変更届については、次に定めるところによる。
 - (1) 状況変更届は、各省各庁の 長が作成し、次に掲げる記載 事項の欄を設けるものとす る。
 - ア 職員の所属及び氏名
 - イ 規則第4条の5第3項各 号に掲げる職員又は規則第 4条の5の2に規定する職 員に該当しないこととなっ た事由及びその発生日
 - (2) <u>状況変更届を作成する際の</u> 参考例を示せば、別紙第1の

15 各省各庁の長は、<u>勤務時間</u> の割振り等を行うこととした場合には、あらかじめ次の事項について職員に周知するものとする。周知した事項を変更する場合においても、同様とする。

(1) 規則<u>第3条第1項第2号</u>の 規定により各省各庁の長があ らかじめ定める時間

(削る)

- (2) <u>コアタイム</u> $(3)\sim(6)$ (略)
- 16各省各庁の長は、勤務時間の割振り等を行った場合には、規則第9条第2項の規定に基づき、勤務時間を割り振らない日

2のとおりである。

- 26 各省各庁の長は、<u>勤務時間</u> 法第6条第3項の規定により勤 務時間を割り振り、又は同条第 4項の規定により週休日を設 け、及び勤務時間を割り振るこ ととした場合には、あらかじめ 次の事項について職員に周知す るものとする。周知した事項を 変更する場合においても、同様 とする。
 - (1) 規則<u>第3条第1項第1号イ</u> 又は第4条の3第1項第2号 <u>イ</u>の規定により各省各庁の長 があらかじめ定める時間
 - (2) 規則第3条第1項第1号ロ 又は第2項第1号イ(2)若しく は第2号イ(2)の規定により各 省各庁の長があらかじめ定め る日
 - (3) コアタイム等(4)~(7) (略)
- 27 勤務時間法第6条第3項の 規定により勤務時間を割り振っ た場合又は同条第4項の規定に より週休日を設け、及び勤務時

並びに各勤務日の正規の勤務時間及び休憩時間を職員に対して通知するものとする。ただし、前項の規定によりあらかじめ職員に周知している事項については、その通知を省略することができる。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

間を割り振った場合における規則第9条第2項の職員への通知は、次の事項を記載した文書により行うものとする。ただし、前項の規定によりあらかじめ職員に周知している事項については、その記載を省略することができる。

- (1) 規則第4条第2項の規定に より勤務時間を割り振った場 合には、各勤務日の正規の勤 務時間及び休憩時間
- (2) 規則第4条第3項の規定に より勤務時間の割振りを変更 した場合には、変更された勤 務日の正規の勤務時間及び休 憩時間
- (3) 規則第4条の4第3項の規定により週休日を設け、及び勤務時間を割り振った場合には、当該週休日並びに各勤務日の正規の勤務時間及び休憩時間
- (4) 規則第4条の4第4項の規 定により週休日及び勤務時間 の割振りを変更した場合に

(削る)

第5 週休日の振替等関係

1 一の週休日又は勤務時間を割 り振らない日について、週休日 の振替(規則第6条第2項第1 号に規定する週休日の振替をい う。以下同じ。)又は勤務時間 を割り振らない日の振替(同項 第2号に規定する勤務時間を割 り振らない日の振替をいう。以 下同じ。)及び4時間の勤務時間の割振り変更(同項第3号に 規定する4時間の勤務時間の割 は、変更により週休日となっ た日並びに変更された勤務日 の正規の勤務時間及び休憩時 間

28 各省各庁の長は、第26項 (4)の時間帯の開始を午前8時より後に設定し、又は当該時間帯の終了を午後8時より前に設定する場合には、当該時間帯及び当該開始の時刻又は当該終了の時刻とする理由について人事院に報告するものとする。当該時間帯によらないこととした場合においても、同様とする。

第5 週休日の振替等関係

1 一の<u>週休日</u>について、<u>規則第</u> <u>6条第2項に規定する週休日</u>の <u>振替</u>及び4時間の勤務時間の割 振り変更<u>の双方</u>を行うことがで きる場合には、できる限り、<u>週</u> 休日の振替を行うものとする。

- 振り変更をいう。以下同じ。) の双方を行うことができる場合 には、できる限り、週休日の振 替又は勤務時間を割り振らない 且の振替を行うものとする。
- 2 週休日の振替又は勤務時間を| 割り振らない日の振替を行う場 合において、勤務することを命 ずる必要がある日に割り振る勤| 務時間は、週休日又は勤務時間 を割り振らない日(勤務時間法 第8条第2項において読み替え て準用する同条第1項の規定に よる勤務時間を割り振らない日 をいう。第7項において同 じ。) に変更される勤務日の始 業の時刻から終業の時刻までの 時間帯に割り振るものとする。 ただし、これと異なる時間帯に 割り振ることが業務上特に必要 であると認められる場合には、 この限りでない。
- 3 (略)
- 4 勤務時間法第6条第1項又は 第7条の規定に基づき毎日曜日 を週休日と定められている職員

2 週休日の振替を行う場合において、勤務することを命ずる必要がある日に割り振る勤務時間は、週休日に変更される勤務日の始業の時刻から終業の時間帯に割り振るもの時間帯に割り振るもの時間帯に割り振ることが業務上特に必要であると認められる場合には、この限りでない。

- 3 (略)
- 4 勤務時間法第6条第1項又は 第7条の規定に基づき毎日曜日 を週休日と定められている職員

にあっては、<u>休日</u>に割り振られている勤務時間については、できる限り、週休日の<u>振替等(規</u>則第6条第2項に規定する週休日の振替等をいう。以下同じ。)は行わないものとする。

各省各庁の長は、勤務時間法 第8条第1項の規定に基づき育 児短時間勤務職員等(規則第1 2条の2第1項に規定する育児 短時間勤務職員等をいう。以下 同じ。) に週休日の振替又は4 時間の勤務時間の割振り変更を 行う場合には、当該育児短時間 勤務職員等に対する超過勤務に ついては、勤務時間法第13条 第2項の規定が育児休業法第1 7条(育児休業法第22条にお いて準用する場合を含む。)の 規定により読み替えられ、他の 職員よりも厳格な要件が定めら れていることに留意するものと する。

6 (略)

7 各省各庁の長は、週休日の振

にあっては、<u>勤務時間法第14</u> 条に規定する祝日法による休日 及び年末年始の休日に割り振ら れている勤務時間については、 できる限り、週休日の<u>振替及び</u> 4時間の勤務時間の割振り変更 は行わないものとする。

5 各省各庁の長は、勤務時間法 第8条の規定に基づき育児短替等 間勤務職員等に週休日の振替等 を行う場合には、対する超別等には、対する超別等には、対する超別第13 条第2項の規定が育児休業法第17条(育児休業法第22を) おいて、動務時間と22を記して、対する場合を含むれておりまる場合を含むれておりまする場合を含むれている。 の職員よりも厳格な要件がもいるにとする。

6 (略)

7 週休日の振替又は4時間の勤

替等を行った場合には、規則第 9条第2項の規定に基づき、次 の事項を職員に対して通知する ものとする。ただし、週休日の 振替等により勤務することを命 ずる日の勤務時間帯等の基準を あらかじめ定め、職員に周知し ている場合には、当該事項について 通知を省略することができる。

(1) 週休日の振替又は勤務時間 を割り振らない日の振替を 行った場合

ア・イ (略)

- ウ 週休日又は勤務時間を割 り振らない日に変更した日
- (2) (略)
- 第6 休憩時間関係
 - 1 2 (略)
 - 3 各省各庁の長は、規則第7条
 第3項の規定に基づき、次に掲 げる場合には、それぞれ次に定 める基準に適合するように休憩 時間を置くことができる。

務時間の割振り変更を行った場合における規則第9条第2項の職員への通知は、次の事項を記載した文書により行うものとする。ただし、週休日の振替又は4時間の勤務時間の割振り変更により勤務することを命ずる日の勤務時間帯等の基準をあらかじめ定め、職員に周知している場合には、当該事項について記載を省略することができる。

(1) 週休日の振替を行った場合

ア・イ (略)

ウ 週休日に変更した日

- (2) (略)
- 第6 休憩時間関係
 - 1 2 (略)
 - 3 各省各庁の長は、規則第7条 第3項の規定に基づき、同条第 1項若しくは第2項の規定によ り休憩時間を正午から午後1時 までの時間帯に置くことにより 当該時間帯における業務を処理

するために必要な要員の確保が できない場合又は規則第4条の 5の2に規定する職員から、当 該時間帯以外の正規の勤務時間 の始業の時刻から終業の時刻ま での時間帯にも休憩時間を置く ことについて申出があり、か つ、公務の運営に支障がないと 認められる場合には、規則第7 条第1項又は第2項の規定によ る休憩時間を分割し、次の表の 上欄に掲げるこれらの規定によ る休憩時間の区分に応じて、正 午から午後1時までの時間帯に 同表の中欄に掲げる休憩時間を 置き、かつ、当該時間帯以外の 正規の勤務時間の始業の時刻か ら終業の時刻までの時間帯に同 表の下欄に掲げる休憩時間を置 くことができる。この場合にお いて、当該時間帯に、連続する 正規の勤務時間が4時間30分 を超えないようにしなければな らない。

規則第7	60分	4 5
条第1項		<u>分</u>

又は第2						
項による						
休憩時間						
正午から	4	5	3	0	3	0
午後1時	<u>分</u>		<u>分</u>		<u>分</u>	
までの時						
間帯に置						
く休憩時						
<u>間</u>						
上記以外	1	5	3	0	1	5
の時間帯	<u>分</u>		<u>分</u>		<u>分</u>	
に置く休						
憩時間						

(1) 標準休憩時間の時間帯において60分又は45分の休憩時間を置くことにより業務を処理するために必要な要員の確保ができない場合又は障害者である職員等から申出があり、かつ、公務の運営に支障がないと認められる場合規定による60分又は45分の休憩時間を15分単位で2回に分割し、そのうち45分

又は30分の休憩時間を標準 休憩時間の時間帯に1回置 き、他の1回の休憩時間を当 該時間帯以外の時間帯に置く こと。この場合において、連 続する正規の勤務時間が4時 間30分を超えないようにす ること。

(2) 勤務時間法第6条第2項の 規定により割り振られた1日 の勤務時間(勤務時間法第8 条第1項の規定により当該勤 務時間を同項の勤務すること を命ずる必要がある日に割り 振る場合におけるその割り振 られた勤務時間を含む。)が 7時間45分である場合にお いて、規則第7条第1項第2 号に掲げる基準に適合するよ うに休憩時間を置くだけでは 次に掲げる場合に該当するこ ととなるとき(イ及びウに掲 <u>げる場合に該当することとな</u> る場合にあっては、職員から 申出があり、かつ、公務の運 営に支障がないと認められる

ときに限る。) それぞれ必要と認められる範囲内において同項又は同条第2項の規定による休憩時間を延長すること。この場合において、始業の時刻は午前5時以後に、終業の時刻は午後10時以前に設定すること。

- ア 勤務時間の一部の時間帯における在宅勤務等(当該 体憩時間に当該在宅勤務等 を行う場所と通常の勤務場 所との間の移動が必要となるものに限る。)の適切な 実施を確保できない場合
- イ 育児介護等職員(規則第 4条の3第1項第2号に規 定する育児介護等職員をい う。以下同じ。)が同号イ に規定する養育又は同号ロ に規定する介護を行うため に必要な時間を確保できな い場合(当該休憩時間の直 前又は直後に在宅勤務等を 行う場合に限る。)
- ウ 障害者である職員等の休

憩に必要と認められる時間 を確保できない場合

- (3) 次に掲げる場合 (職員から 申出があり、かつ、公務の運 営に支障がないと認められる 場合に限る。) 規則第7条 第1項又は第2項の規定によ る休憩時間を、当該休憩時間 が60分とされている場合に あっては45分又は30分、 45分とされている場合に あっては30分に短縮するこ と。
 - ア 育児介護等職員が規則第 4条の3第1項第2号イに 規定する養育又は同号ロに 規定する介護を行う場合
 - イ 交通機関を利用して通勤 した場合に、出勤について 職員の住居を出発した時刻 から始業の時刻までの時間 と退勤について終業の時刻 から職員の住居に到着する までの時間を合計した時間 (交通機関を利用する時間 に限る。)が、始業の時刻

を遅らせ、又は終業の時刻を早めることにより30分以上短縮されると認められるとき(始業及び終業の時刻を変更することにより、当該合計した時間を30分以上短縮できる場合を除く。)。

- ウ 妊娠中の女子職員が通勤 に利用する交通機関の混雑 の程度が当該女子職員の母 体又は胎児の健康保持に影 響があると認められる場合
- エ 始業の時刻から終業の時 刻までの時間の短縮が障害 者である職員等に必要と認 められる場合
- (4) 障害者である職員等から申 出があり、かつ、公務の運営 に支障がないと認められる場 合 規則第7条第1項若しく は第2項の規定又は(1)の規定 により標準休憩時間の時間帯 に置く休憩時間に加え、当該 時間帯以外の時間帯に30分 又は15分の休憩時間を置く

正と。この場合において、勤務時間法第6条第2項の規定により勤務時間を割り振られた職員の始業の時刻は午前5時以後に、終業の時刻は午後10時以前に設定すること。

(削る)

- 4 各省各庁の長は、規則第7条 第3項の規定に基づき、勤務時間法第6条第2項の規定により 割り振られた勤務時間が7時間 45分である場合において、規 則第7条第1項第2号の休憩時間を置くだけでは次に掲げる場合に該当することとなるときは、それぞれ次に定める範囲内において、当該休憩時間を延長することができる。この場合において、当該休憩時間を延長することができる。この場合においては、始業の時刻は午前5時以後に、終業の時刻は午後10時以前に設定するものとする。
 - (1) 当該勤務時間の一部の時間 帯における在宅勤務(当該在 宅勤務を行う時間帯の直前又 は直後に置かれた当該休憩時 間に職員の住居と通常の勤務

場所との間の移動が必要となるものに限る。)の適切な実施を確保できない場合 当該移動に要する時間を超えない範囲内

(2) 小学校就学の始期に達する までの子若しくは小学校、義 務教育学校の前期課程若しく は特別支援学校の小学部に就 学している子を養育する職員 又は勤務時間法第20条第1 項に規定する要介護者(別紙 第1及び別紙第1の2を除 き、以下「要介護者」とい う。)を介護する職員につい て、当該養育又は当該介護を 行うために必要な時間を確保 できない場合(当該休憩時間 の延長について当該職員から 申出があり、かつ、公務の運 <u>営に支障がないと</u>認められる 場合であって、当該休憩時間 の直前又は直後に在宅勤務を 行うときに限る。) 当該養 育又は当該介護に要する時間 を超えない範囲内

(削る)

- (3) 規則第4条の5の2に規定 する職員の休憩に必要と認め られる時間を確保できない場 合(当該休憩時間の延長につ いて当該職員から申出があ り、かつ、公務の運営に支障 がないと認められる場合に限 る。) 休憩に必要と認めら れる時間を超えない範囲内
- 5 各省各庁の長は、規則第7条 第3項の規定に基づき、次に掲 げる場合に該当する職員から申 出があり、かつ、公務の運営に 支障がないと認められるとき は、同条第1項第2号の休憩時 間を、当該休憩時間が60分と されている場合にあっては45 分又は30分、45分とされて いる場合にあっては30分に短 縮することができる。
 - (1) 小学校就学の始期に達する までの子のある職員が当該子 を養育する場合
 - (2) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある

- (3) 要介護者を介護する職員が 要介護者を介護する場合
- (4) 交通機関を利用して通勤した場合に、出勤について職員の住居を出発した時刻から始業の時刻までの時間と退勤について終業の時刻をでの時間を受通機関を利用する時間(交通機関を利用する時間に限る。)が終業の時刻を早めることにより30分以上短縮されるととにより30分以上短縮されるときの時期を見からいよりによりが終業の時間を30分以上短縮できる場合を除く。)。
- (5) 妊娠中の女子職員が通勤に 利用する交通機関の混雑の程 度が当該女子職員の母体又は 胎児の健康保持に影響がある と認められる場合
- (6) 始業の時刻から終業の時刻

(削る)

4 各省各庁の長は、<u>前項(1)から</u> (4)までの申出について確認する 必要があると認めるときは、当 該申出をした職員に照会するな

- までの時間の短縮が規則第4 条の5の2に規定する職員に 必要と認められる場合
- 6 各省各庁の長は、規則第7条 第3項の規定に基づき、規則第 <u>4条の5の2に規定する職員か</u> ら申出があり、かつ、公務の運 営に支障がないと認められる場 合には、第3項又は規則第7条 第1項若しくは第2項の規定に より正午から午後1時までの時 間帯に置く休憩時間に加え、当 該時間帯以外の正規の勤務時間 の始業の時刻から終業の時刻ま での時間帯に30分又は15分 の休憩時間を置くことができ る。この場合において、勤務時 間法第6条第2項の規定により 勤務時間を割り振られた職員の 始業の時刻は午前5時以後に、 終業の時刻は午後10時以前に 設定するものとする。
- 7 各省各庁の長は、第3項、第4項(2)若しくは(3)、第5項又は前項の申出について確認する必要があると認めるときは、当該

- ど<u>、その事由や必要な休憩時間</u> について確認するものとする。
- 5 規則第7条第4項後段の規定による休憩時間は、同条第1項から第3項までに定める基準に適合するように、同条第4項に規定する休憩時間の申告をの業務内容、勤務する部局又は機関の他の職員の勤務時間帯、標準休憩時間等を考慮して公務の運営に必要と認められる範囲内で、当該申告と異なる始まるこの場合においては、できる。この場合においては、できるのとする。

(削る)

- 申出をした職員に照会するなど <u>その内容</u>について確認するもの とする。
- 8 規則第7条第4項後段の規定による休憩時間は、申告をした職員の業務内容、勤務する部局又は機関の他の職員の勤務時間帯、標準休憩時間等を考慮して公務の運営に必要と認められる範囲内で、申告とは異なった始まる時刻又は終わる時刻又は終わる時刻又は終わる時刻とにより置くものとし、当該始まる時刻又は終わる時刻とは終わる時刻とは終わる時刻とは終わる時刻とは終わる時刻とする。
- 9 休憩時間申告簿は、各省各庁 の長が作成し、次に掲げる記載 事項の欄を設けるものとする。
 - (1) 職員の氏名
 - (2) 申告の対象とする期間
 - (3) 休憩時間の始まる時刻及び 終わる時刻又はこれに代わる 休憩時間の形態

- 第10 宿日直勤務及び超過勤務並 第10 宿日直勤務及び超過勤務並 びに超勤代休時間の指定関係
 - $1 \sim 2.1$ (略)
 - 22 超勤代休時間指定簿の様式 は別紙第1のとおりとする。た だし、別紙第1の様式に記載す ることとされている事項が全て 含まれている場合には、各省各 庁の長は、別に様式を定めるこ とができる。
 - 23 (略)
- 第13 病気休暇関係
 - 1 (略)
 - 2 規則第21条第1項の「人事」 院が定める日」は、同項各号に 掲げる場合における病気休暇を 使用した日及び当該病気休暇に 係る負傷又は疾病に係る療養期 間中の週休日、勤務時間を割り 振らない日 (規則第6条第2項 <u>各号列記以外の部分に規定する</u> 勤務時間を割り振らない日をい う。第5項及び第15の第6項 において同じ。)、休日、代休

- (4) 本人の確認
- (5) 申告年月日
- びに超勤代休時間の指定関係
 - $1 \sim 2.1$ (略)
 - 22 超勤代休時間指定簿の様式 は別紙第1の3のとおりとす る。ただし、別紙第1の3の様 式に記載することとされている 事項が全て含まれている場合に は、各省各庁の長は、別に様式 を定めることができる。
 - 23 (略)
- 第13 病気休暇関係
 - (略) 1
 - 2 規則第21条第1項の「人事 院が定める日」は、同項各号に 掲げる場合における病気休暇を 使用した日及び当該病気休暇に 係る負傷又は疾病に係る療養期 間中の週休日、休日、代休日そ の他の病気休暇の日以外の勤務 しない日とする。

日その他の病気休暇の日以外の 勤務しない日とする。

3 • 4 (略)

5 規則第21条第2項の「人事」 院が定める場合」は、連続する 8日以上の期間における週休 日、勤務時間を割り振らない 日、勤務時間法第13条の2第 1項の規定により割り振られた 勤務時間の全部について超勤代 休時間が指定された勤務日等、 休日及び代休日以外の日(以下) この項及び第17の第3項にお いて「要勤務日」という。)の 日数が3日以下である場合と し、規則第21条第2項の「人 事院が定める期間」は、当該期 間における要勤務日の日数が4 日以上である期間とし、同項の 「人事院が定める時間」は、次| に掲げる時間とする。

 $(1)\sim(6)$ (略)

 $6 \sim 8$ (略)

第14 特別休暇関係

1 規則第22条第1項の特別休 1 規則第22条第1項の特別休

3 · 4 (略)

5 規則第21条第2項の「人事 院が定める場合」は、連続する 8日以上の期間における週休 日、勤務時間法第13条の2第 1項の規定により割り振られた 勤務時間の全部について超勤代 休時間が指定された勤務日等、 休日及び代休日以外の日(以下 この項及び第17の第3項にお いて「要勤務日」という。)の 日数が3日以下である場合と し、規則第21条第2項の「人 事院が定める期間」は、当該期 間における要勤務日の日数が4 日以上である期間とし、同項の 「人事院が定める時間」は、次 に掲げる時間とする。

 $(1)\sim(6)$ (略)

 $6 \sim 8$ (略)

第14 特別休暇関係

れ次に定めるところによる。

 $(1)\sim(3)$ (略)

(4) 第4号ロの「人事院が定めるもの」とは、次に掲げる施設とする。

ア・イ (略)

ウ 児童福祉法(昭和22年 法律第164号)第7条第 1項に規定する障害児入所 施設、児童発達支援センタ 一及び児童心理治療施設並 びに児童発達支援センター 以外の同法第6条の2の2 第2項及び<u>第3項</u>に規定す る施設

エ~ケ (略)

(5)~(17) (略)

2 · 3 (略)

第15 介護休暇関係

1 • 2 (略)

- 3 規則第23条第1項の「同 居」には、職員が要介護者の居 住している住宅に泊まり込む場 合等を含む。
- 4規則第23条第1項第2号の「人事院が定めるもの」は、次

れ次に定めるところによる。

 $(1)\sim(3)$ (略)

(4) 第4号ロの「人事院が定めるもの」とは、次に掲げる施設とする。

ア・イ (略)

ウ 児童福祉法(昭和22年 法律第164号)第7条第 1項に規定する障害児入所 施設、児童発達支援センタ 一及び児童心理治療施設並 びに児童発達支援センター 以外の同法第6条の2の2 第2項及び<u>第4項</u>に規定す る施設

エ~ケ (略)

(5)~(17) (略)

2 • 3 (略)

第15 介護休暇関係

1 • 2 (略)

(新設)

に掲げる者とする。

- (1) 父母の配偶者
- (2) 配偶者の父母の配偶者
- (3) 子の配偶者
- (4) 配偶者の子
- 5 規則第23条第5項の規定に よる指定期間の延長の指定の申 出は、できる限り、指定期間の 末日から起算して1週間前の日 までに行うものとし、同項の規 定による指定期間の短縮の指定 の申出は、できる限り、当該申 出に係る末日から起算して1週 間前の日までに行うものとす る。
- 6 各省各庁の長は、規則第23 条第7項の規定により指定期間 を指定する場合において、規則 第26条ただし書の規定により 介護休暇を承認できないことが 明らかな日として申出の期間又 は延長申出の期間から除く日に 週休日又は勤務時間を割り振ら ない日が引き続くときは、当該 週休日又は勤務時間を割り振ら ない日を除いた期間の指定期間
- 3 規則第23条第4項の規定に よる指定期間の延長の指定の申 出は、できる限り、指定期間の 末日から起算して1週間前の日 までに行うものとし、同項の規 定による指定期間の短縮の指定 の申出は、できる限り、当該申 出に係る末日から起算して1週 間前の日までに行うものとす る。
- 4 各省各庁の長は、規則第23 条第6項の規定により指定期間 を指定する場合において、規則 第26条ただし書の規定により 介護休暇を承認できないことが 明らかな日として申出の期間又 は延長申出の期間から除く日と 週休日が引き続くときは、当該 週休日を除いた期間の指定期間 を指定するものとする。

を指定するものとする。

- 7 規則第28条第2項の「人事院が定める場合」は、次に掲げる場合とし、同項の「人事院が定める期間」は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間とする。
 - (1) (2) (略)
 - (3) 1回の指定期間の初日から 末日までの期間が2週間以上 である場合であって、2週間 経過日が規則<u>第23条第7項</u> の規定により指定期間として 指定する期間から除かれた日 である場合 初日請求日から 2週間経過日前の直近の指定 期間として指定された日まで の期間
- 8 (略)
- 第16 介護時間関係
 - $1 \sim 3$ (略)
 - 4 <u>第15の第8項</u>の規定は、介 護時間の請求について準用す る。
- 第18 休暇簿関係
 - 1 (略)

- 5 規則第28条第2項の「人事院が定める場合」は、次に掲げる場合とし、同項の「人事院が定める期間」は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間とする。
 - (1) (2) (略)
 - (3) 1回の指定期間の初日から 末日までの期間が2週間以上 である場合であって、2週間 経過日が規則第23条第6項 の規定により指定期間として 指定する期間から除かれた日 である場合 初日請求日から 2週間経過日前の直近の指定 期間として指定された日まで の期間
- 6 (略)
- 第16 介護時間関係
 - $1 \sim 3$ (略)
 - 4 <u>第15の第6項</u>の規定は、介 護時間の請求について準用す る。
- 第18 休暇簿関係
 - 1 (略)

- は、次に定めるところによる。
 - (1) (略)
 - (2) 介護休暇の休暇簿の記入要 領については、次のとおりと する。

ア~ウ (略)

- エ 各省各庁の長は、指定期 間を指定する場合(カの場) 合を除く。)は、当該指定 期間の指定について確認す るとともに、規則第23条 第7項の規定により指定期 間から除いた期間がある場 合には、その旨及び当該指 定期間から除いた期間を 「備考」欄に記入し、「期 間」欄に同条第8項の規定 により通算した指定期間を 記入するものとする。
- オ 「延長・短縮後の末日」 欄には、職員が規則第23 条第5項の規定により改め て指定期間として指定する ことを希望する期間の末日 を記入する。

- 2 介護休暇の休暇簿について 2 介護休暇の休暇簿について は、次に定めるところによる。
 - (1) (略)
 - (2) 介護休暇の休暇簿の記入要 領については、次のとおりと する。

ア~ウ (略)

- エ 各省各庁の長は、指定期 間を指定する場合(カの場 合を除く。)は、当該指定 期間の指定について確認す るとともに、規則第23条 第6項の規定により指定期 間から除いた期間がある場 合には、その旨及び当該指 定期間から除いた期間を 「備考」欄に記入し、「期 間」欄に同条第7項の規定 により通算した指定期間を 記入するものとする。
- オ 「延長・短縮後の末日」 欄には、職員が規則第23 条第4項の規定により改め て指定期間として指定する ことを希望する期間の末日 を記入する。

キ~サ (略)

3 • 4 (略)

キ~サ (略)

3 • 4 (略)

(別紙を削る)

別紙第1

状况届
(年月日提出)
所 属 氏 名
次のとおり勤務時間法第6条第4項の規定に基づく週休日及び勤務時間の割振りに係る (ロ子の養育の状況)
□要介護者の介護の状況 □職員の状況 を申し出ます。
1 申出に係る子の養育の状況 (1) 氏名
(職員との同居又は別居の別 □ 同居 □ 別居) (統柄等:)
(2) 子の生年月日 年 月 日生(□出産予定日)
(3) 養子縁組の効力が生じた日 年 月 日
2 中出に係る要介護者の介護の状況 (1) 氏名
(職員との同居又は別居の別 □ 同居 □ 別居) (統柄等:)
(2) 要介護者の状態及び具体的な介護の内容
3 職員の状況
□ 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者等 (障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第37条第2項に規定 する対策障害者)
□ 勤務時間の割振りについて配慮を必要とする者として規則10-4 (職員の保健 及び安全保持)第9条第1項に規定する健康管理医が認めるもの
次び安王(木付/ 男子来弟14世 成化りる陸康首理区が認めるもの)
注1 子を養育するために申し出る場合、申出に係る子の氏名、申出者との続柄等(申出に 係る子が勤務時間法第6条第4項第1号において子に含まれるものとされる者である場
合にあっては、その事実)及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明
主、任人証の音、みず後原子感や出土田山内証が音、日名書が売りする山土田及生証の書、 書又は養子縁相届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属し 明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等)を添付する
も可)。なお、中田に係る子が申出の際に出生していない場合には、「1(2) 子の生年 月日」に出産予定日を記入し、「出産予定日」の□にレ印を記入する。
7日 16日 2日
内容が明らかになるように、異真的なご思えずる。 3 「3 職員の状況」は、親則第4条の5の2に規定する職員が状況を申し出る場合に
3 「3 職員のAの」は、税則第4米の3の2に税止する職員のAので中し田る物面に 該当する目に1. 印表記まする

(別紙を削る)

別紙第1の2

状况変更届 (年月日提出) 所属 民名 次のとおり勤務時間法第6条第4項の規定に基づく週休日及び勤務時間の割振りに係る □子の養育の状況 □要介護者の介護の状況 □職員の状況 1 届出の事由 2 届出の事実が発生した日 年 月 日 注 「1 届出の事由」には、勤務時間法第6条第4項の規定に基づく週休日及び勤務時間の割振りに係る状況の変更についてその内容が明らかになるように、具体的に記入す 別紙第1

(略)

別紙第1の3

(略)

16 「人事院規則15-15 (非常勤職員の勤務時間及び休暇)の運用について(平成6年7月27日職職-329)」の一部を次の表により改正する。

第2条関係

- 1 2 (略)
- 3 各省各庁の長は、この条の第 1項の規定により非常勤職員の 勤務時間を定めるに当たって は、常勤職員の勤務時間に関す る基準を考慮するものとする。
- 4 この条の第2項の「人事院の 定めるもの」は、人事院規則8 一12(職員の任免)第4条第 13号に規定する期間業務職員 のうち、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成 6年法律第33号。以下「勤務時間法」という。)第7条第1 項に規定する公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務時間に関する基準を考慮して勤務時間に関する基準を考慮して勤務時間が定められているものとす

第2条関係

1 • 2 (略)

3 各省各庁の長は、非常勤職員 の勤務時間を定めるに当たって は、常勤職員の勤務時間に関す る基準を考慮するものとする。

る<u>。</u>

- 5 この条の第2項の規定により 同項に規定する期間業務職員の 勤務時間を定める場合の基準及 び手続については、勤務時間法 第6条第3項の規定による勤務 時間を割り振らない日の設定又 は勤務時間の割振りの基準及び 手続の例に準じて取り扱うもの とする。
- 6 この条の第2項の「人事院の 定める期間」は、人事院規則1 5-14 (職員の勤務時間、休 日及び休暇)第4条の3第1項 に定める期間の例に準じて取り 扱うものとする。

第3条関係

 $1 \sim 5$ (略)

6 年次休暇の単位は、1日とす 6 年次休暇の単位は、1日とす る。ただし、特に必要があると 認められるときは、1時間(第 2条関係第4項に規定する基準 を考慮して勤務時間が定められ ている非常勤職員にあっては、 1時間又は15分)を単位とす ることができる。

(新設)

(新設)

第3条関係

 $1 \sim 5$ (略)

る。ただし、特に必要があると 認められるときは、1時間(人 事院規則15-14 (職員の勤 務時間、休日及び休暇) 第7条 第1項第3号に規定する職員の 勤務時間に関する基準を考慮し て勤務時間が定められている非 7 (略)

第4条関係

1 年次休暇以外の休暇の取扱い については、それぞれ次に定め るところによる。

 $(1)\sim(6)$ (略)

- (7) この条の第1項第8号の「人事院の定める日」は、勤務時間が<u>定められていない</u>日とし、同号の「原則として連続する3日」の取扱いについては、暦日によるものとし、特に必要があると認められる場合には1暦日ごとに分割することができるものとする。
- (8) この条の第1項第9号の 「不妊治療」とは、不妊の原 因等を調べるための検査、不 妊の原因となる疾病の治療、 タイミング法、人工授精、体 外受精、顕微授精等をいい、 同号の「通院等」とは、医療

常勤職員にあっては、1時間又は15分)を単位とすることができる。

7 (略)

第4条関係

1 年次休暇以外の休暇の取扱い については、それぞれ次に定め るところによる。

 $(1)\sim(6)$ (略)

- (7) この条の第1項第8号の「人事院の定める日」は、勤務時間が割り振られていない日とし、同号の「原則として連続する3日」の取扱いについては、暦日によるものとし、特に必要があると認められる場合には1暦日ごとに分割することができるものとする。
- (8) この条の第1項第9号の 「不妊治療」とは、不妊の原 因等を調べるための検査、不 妊の原因となる疾病の治療、 タイミング法、人工授精、体 外受精、顕微授精等をいい、 同号の「通院等」とは、医療

機関への通院、医療機関が実 施する説明会への出席(これ らにおいて必要と認められる 移動を含む。)等をいい、同 号の「人事院が定める不妊治 療」は、体外受精及び顕微授 精とし、同号の「人事院の定 める時間」は、勤務日1日当 たりの勤務時間に5 (同号に 規定する人事院が定める不妊 治療を受ける場合にあって は、10)を乗じて得た数の 時間とし、同号の休暇の単位 は、1日又は1時間(勤務日 ごとの勤務時間の時間数が同 一でない非常勤職員にあって は、1時間。ただし、当該非 常勤職員の1回の勤務に定め られた勤務時間であって1時 間未満の端数があるものの全| てを勤務しない場合には、当 該勤務時間の時間数)とす| る。ただし、同号の休暇の残 日数の全てを使用しようとす る場合において、当該残日数 に1時間未満の端数があると

機関への通院、医療機関が実 施する説明会への出席(これ らにおいて必要と認められる 移動を含む。)等をいい、同 号の「人事院が定める不妊治 療」は、体外受精及び顕微授 精とし、同号の「人事院の定 める時間」は、勤務日1日当 たりの勤務時間に5(同号に 規定する人事院が定める不妊 治療を受ける場合にあって は、10)を乗じて得た数の 時間とし、同号の休暇の単位 は、1日又は1時間(勤務日 ごとの勤務時間の時間数が同 一でない非常勤職員にあって は、1時間。ただし、当該非 常勤職員の1回の勤務に割り 振られた勤務時間であって1 時間未満の端数があるものの 全てを勤務しない場合には、 当該勤務時間の時間数)とす る。ただし、同号の休暇の残 日数の全てを使用しようとす る場合において、当該残日数 に1時間未満の端数があると

きは、当該残日数の全てを使用することができる。

(9)・(10) (略)

(11) この条の第1項第12号の 「妻(届出をしないが事実上 婚姻関係と同様の事情にある 者を含む。次号において同 じ。)の出産に伴い勤務しな いことが相当であると認めら れる場合」とは、非常勤職員 の妻の出産に係る入院若しく は退院の際の付添い、出産時| の付添い又は出産に係る入院 中の世話、子(人事院規則1 5-14第4条の3第1項第 2号イにおいて子に含まれる ものとされる者を含む。(12)及 び(13)において同じ。)の出生 の届出等のために勤務しない 場合をいい、この条の第1項 第12号の「人事院が定める 期間」は、非常勤職員の妻の 出産に係る入院等の日から当| 該出産の日後2週間を経過す る日までとし、同号の「人事 院の定める時間」は、勤務日

きは、当該残日数の全てを使用することができる。

(9)・(10) (略)

(11) この条の第1項第12号の 「妻(届出をしないが事実上 婚姻関係と同様の事情にある 者を含む。次号において同 じ。)の出産に伴い勤務しな いことが相当であると認めら れる場合」とは、非常勤職員 の妻の出産に係る入院若しく は退院の際の付添い、出産時 の付添い又は出産に係る入院 中の世話、子(一般職の職員 の勤務時間、休暇等に関する 法律(平成6年法律第33 号)第6条第4項第1号にお いて子に含まれるものとされ る者を含む。(12)及び(13)におい て同じ。)の出生の届出等の ために勤務しない場合をい い、この条の第1項第12号 の「人事院が定める期間」 は、非常勤職員の妻の出産に 係る入院等の日から当該出産 の日後2週間を経過する日ま

1日当たりの勤務時間に2を 号の休暇の単位は、1日又は 1時間(勤務日ごとの勤務時 間の時間数が同一でない非常 勤職員にあっては、1時間。 ただし、当該非常勤職員の1 回の勤務に定められた勤務時 間であって1時間未満の端数 があるものの全てを勤務しな い場合には、当該勤務時間の 時間数)とする。ただし、同 号の休暇の残日数の全てを使 用しようとする場合におい て、当該残日数に1時間未満 の端数があるときは、当該残 日数の全てを使用することが できる。

(12) この条の第1項第13号の 「当該出産に係る子(規則1 <u>5-14 (職員の勤務時間、</u> 休日及び休暇)第4条の3第| まれるものとされる者を含

でとし、同号の「人事院の定 乗じて得た数の時間とし、同 める時間」は、勤務日1日当 たりの勤務時間に2を乗じて 得た数の時間とし、同号の休 暇の単位は、1日又は1時間 (勤務日ごとの勤務時間の時 間数が同一でない非常勤職員 にあっては、1時間。ただ し、当該非常勤職員の1回の 勤務に割り振られた勤務時間 であって1時間未満の端数が あるものの全てを勤務しない 場合には、当該勤務時間の時 間数)とする。ただし、同号 の休暇の残日数の全てを使用 しようとする場合において、 当該残日数に1時間未満の端 数があるときは、当該残日数 の全てを使用することができ る。

(12) この条の第1項第13号の 「当該出産に係る子(勤務時 <u>間法第6条第4項第1号</u>にお いて子に含まれるものとされ 1項第2号イにおいて子に含 る者を含む。次項第3号イ及 びハを除き、以下同じ。)又

む。次項第3号イ及びハを除 き、以下同じ。)又は小学校 就学の始期に達するまでの子| (妻の子を含む。) を養育す る」とは、非常勤職員の妻の 出産に係る子又は小学校就学| の始期に達するまでの子(妻 の子を含む。) と同居してこ れらを監護することをいい、 同号の「人事院の定める時 間」は、勤務日1日当たりの 勤務時間に5を乗じて得た数 の時間とし、同号の休暇の単 位は、1日又は1時間(勤務 日ごとの勤務時間の時間数が 同一でない非常勤職員にあっ ては、1時間。ただし、当該 非常勤職員の1回の勤務に定 められた勤務時間であって1 時間未満の端数があるものの 全てを勤務しない場合には、 当該勤務時間の時間数)とす| る。ただし、同号の休暇の残し 日数の全てを使用しようとす る場合において、当該残日数 に1時間未満の端数があると

は小学校就学の始期に達する までの子(妻の子を含む。) を養育する」とは、非常勤職 員の妻の出産に係る子又は小 学校就学の始期に達するまで の子(妻の子を含む。)と同 居してこれらを監護すること をいい、同号の「人事院の定 める時間」は、勤務日1日当 たりの勤務時間に5を乗じて 得た数の時間とし、同号の休 暇の単位は、1日又は1時間 (勤務日ごとの勤務時間の時 間数が同一でない非常勤職員 にあっては、1時間。ただ し、当該非常勤職員の1回の 勤務に割り振られた勤務時間 であって1時間未満の端数が あるものの全てを勤務しない 場合には、当該勤務時間の時 間数)とする。ただし、同号 の休暇の残日数の全てを使用 しようとする場合において、 当該残日数に1時間未満の端 数があるときは、当該残日数 の全てを使用することができ

きは、当該残日数の全てを使 用することができる。

(13) この条の第2項第2号の 「小学校就学の始期に達する までの子(配偶者の子を含) む。以下この号において同 じ。)を養育する」とは、小 学校就学の始期に達するまで の子(配偶者の子を含む。以| 下この(13)において同じ。)と 同居してこれを監護すること をいい、同号の「人事院の定 めるその子の世話」は、その 子に予防接種又は健康診断を 受けさせることとし、同号の 「人事院の定める時間」は、 勤務日1日当たりの勤務時間 に5 (その養育する小学校就 学の始期に達するまでの子が| 2人以上の場合にあっては、 10)を乗じて得た数の時間 とし、同号の休暇の単位は、 1日又は1時間(勤務日ごと の勤務時間の時間数が同一で ない非常勤職員にあっては、 1時間。ただし、当該非常勤|

る。

(13) この条の第2項第2号の 「小学校就学の始期に達する までの子(配偶者の子を含 む。以下この号において同 じ。)を養育する」とは、小 学校就学の始期に達するまで の子(配偶者の子を含む。以 下この(13)において同じ。)と 同居してこれを監護すること をいい、同号の「人事院の定 めるその子の世話」は、その 子に予防接種又は健康診断を 受けさせることとし、同号の 「人事院の定める時間」は、 勤務日1日当たりの勤務時間 に5 (その養育する小学校就 学の始期に達するまでの子が 2人以上の場合にあっては、 10)を乗じて得た数の時間 とし、同号の休暇の単位は、 1日又は1時間(勤務日ごと の勤務時間の時間数が同一で ない非常勤職員にあっては、 1時間。ただし、当該非常勤 職員の1回の勤務に<u>定められ</u> た動務時間であって1時間未 満の端数があるものの全でを勤 動務しない場合には、当該の時間数になったのののののであった。 動務しない時間数にある。 がはない時間数にある。 を使用しようとはないのでとないのののでは、 全ではいる。 とないのののではないできる。 できる。

職員の1回の勤務に割り振ら れた勤務時間であって1時間 未満の端数があるものの全て を勤務しない場合には、当該 勤務時間の時間数)とする。 ただし、同号の休暇の残日数 の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1 時間未満の端数があるときます。 は、当該残日数の全てを使用 は、当ささる。

し、同号の休暇の単位は、1 日又は1時間(勤務日ごとの 勤務時間の時間数が同一でな い非常勤職員にあっては、1 時間。ただし、当該非常勤職 員の1回の勤務に定められた 勤務時間であって1時間未満 の端数があるものの全てを勤 務しない場合には、当該勤務 時間の時間数)とする。ただ し、同号の休暇の残日数の全| てを使用しようとする場合に おいて、当該残日数に1時間 未満の端数があるときは、当 該残日数の全てを使用するこ とができる。

ア・イ (略)

(15) この条の第2項第4号の申出及び指定期間の指定の手続については、人事院規則15
 一14<u>第23条第3項</u>から第7項までの規定の例によるものとし、同号の休暇の単位は、1日又は1時間とし、1時間を単位とする当該休暇は、1日を通じ、始業の時刻

し、同号の休暇の単位は、1 日又は1時間(勤務日ごとの 勤務時間の時間数が同一でな い非常勤職員にあっては、1 時間。ただし、当該非常勤職 員の1回の勤務に割り振られ た勤務時間であって1時間未 満の端数があるものの全てを 勤務しない場合には、当該勤 務時間の時間数)とする。た だし、同号の休暇の残日数の 全てを使用しようとする場合 において、当該残日数に1時 間未満の端数があるときは、 当該残日数の全てを使用する ことができる。

ア・イ (略)

(15) この条の第2項第4号の申出及び指定期間の指定の手続については、人事院規則15 一14<u>第23条第2項</u>から<u>第</u> 6項までの規定の例によるものとし、同号の休暇の単位は、1日又は1時間とし、1時間とし、1時間を単位とする当該休暇は、1日を通じ、始業の時刻 から連続し、又は終業の時刻 まで連続した4時間(当該休 暇と要介護者を異にするこの 条の第2項第5号の休暇の承 認を受けて勤務しない時間が ある日については、当該4時 間から当該休暇の承認を受け て勤務しない時間を減じた時 間かの範囲内とする。

(16)~(18) (略)

 $2 \sim 4$ (略)

から連続し、又は終業の時刻 まで連続した4時間(当該休 暇と要介護者を異にするこの 条の第2項第5号の休暇の承 認を受けて勤務しない時間が ある日については、当該4時 間から当該休暇の承認を受け て勤務しない時間を減じた時 間)の範囲内とする。

(16)~(18) (略)

 $2 \sim 4$ (略)

17 「災害補償制度の運用について(昭和48年11月1日職厚—905)」 の一部を次の表により改正する。

改 正 後	改 正 前
第1 用語の定義	第1 用語の定義
この通達において、次の各号に	この通達において、次の各号に
掲げる用語の意義は、当該各号に	掲げる用語の意義は、当該各号に
定めるところによる。	定めるところによる。
一~七 (略)	一~七 (略)
<u>八</u> 週休日 <u>一般職の職員の勤務</u>	(新設)
時間、休暇等に関する法律(平	
成6年法律第33号。以下「勤	
務時間法」という。)第6条第	
1項に規定する週休日又はこれ	
に相当する日をいう。	
九 勤務時間を割り振らない日	(新設)

勤務時間法第6条第3項及び勤 務時間法第8条第2項において 読み替えて準用する同条第1項 の規定による勤務時間を割り振 らない日又はこれに相当する日 をいう。

土 休日 勤務時間法第14条に 規定する祝日法による休日及び 年末年始の休日並びに代休日 (勤務時間法第15条第1項に 規定する代休日をいう。以下同 じ。) 又はこれらに相当する日 をいう。

(削る)

<u>十一・十二</u> (略)

- 第2 公務上の災害の認定関係
 - 1 公務上の負傷の認定 次に掲げる負傷は、原則とし て、公務上のものとする。ただし

- 八 休日 一般職の職員の勤務時 間、休暇等に関する法律(平成 6年法律第33号。以下「勤務 時間法」という。)第14条に 規定する祝日法による休日及び 年末年始の休日並びに代休日 (勤務時間法第15条第1項に 規定する代休日をいう。以下同 じ。) 又はこれらに相当する日 をいう。
- 九 週休日 勤務時間法第6条第 1項に規定する週休日又はこれ に相当する日をいう。

<u>+</u>·<u>+</u>- (略)

- 第2 公務上の災害の認定関係
- 1 公務上の負傷の認定 次に掲げる負傷は、原則とし て、公務上のものとする。ただ し、(1)に該当する負傷であってし、(1)に該当する負傷であって も、故意又は本人の素因によるしま、故意又は本人の素因による

もの、天災地変によるもの(天 災地変による事故発生の危険性 が著しく高い職務に従事している場合及び天災地変による罹災 地へ当該罹災地以外の地域から 出張した場合におけるものを除 く。)及び偶発的な事故による もの(私的<u>怨恨</u>によるものを含 む。)と明らかに認められるも のについては、この限りでない。

(1) 次に掲げる場合に発生した 負傷

ア~カ (略)

キ 次に掲げる出勤又は退勤 (住居(们の場合にあって は、職員の居場所を含 む。)又は勤務場所を始点 又は勤務場所を始点 又は終点とする往復行為を いう。以下同じ。)の途上 にある場合(合理的な経路 若しくは再退の 状態にある場合を除く。)

(オ) 週休日又は勤務時間を

もの、天災地変によるもの(天 災地変による事故発生の危険性 が著しく高い職務に従事している場合及び天災地変による罹災 地へ当該罹災地以外の地域から 出張した場合におけるものを除 く。)及び偶発的な事故による もの(私的<u>怨恨</u>によるものを含 む。)と明らかに認められるも のについては、この限りでない。

(1) 次に掲げる場合に発生した 負傷

ア~カ (略)

キ 次に掲げる出勤又は退勤 (住居(川の場合にあって は、職員の居場所を含 む。)又は勤務場所を始点 又は勤務場所を始為を いう。以下同じ。)の途上 にある場合(合理的な経路 若しくは遅刻若しくは早退の 状態にある場合を除く。)

(オ) 週休日に特に勤務する

- 割り振らない日に特に勤務することを命ぜられた場合の出勤又は退勤の途上
- (カ) 休日に特に勤務することを命ぜられた場合(交替制勤務者等でその日(代休日又はこれに相当する日を除く。)に当然に勤務することとなっている場合を除く。)の出勤又は退勤の途上
- (ギ) 週休日又は勤務時間を 割り振らない日とされていた日に勤務時間法第8 条第1項(同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に基づく勤務時間の割振り又はこれに相当する勤務時間の変更が行われたことなった場合(交替制勤務者等にあっては、週休日とされていた日前1週間以内に同条第1項の規

- ことを命ぜられた場合の 出勤又は退勤の途上
- (カ) 休日に特に勤務することを命ぜられた場合(交替制勤務者等でその日(代休日を除く。)に当然に勤務することとなっている場合を除く。)の出勤又は退勤の途上
- (キ) <u>週休日</u>とされていた日 に<u>勤務時間の割振りが変</u> 更されたことにより勤務 することとなった場合 (交替制勤務者等にあっ ては、<u>その日</u>前1週間以 内に<u>変更された</u>場合に限 る。) の出勤又は退勤の 途上

定に基づく勤務時間の割振り又はこれに相当する 勤務時間の変更が行われ た場合に限る。)の出勤 又は退勤の途上

(ク)・(ケ) (略)

ク (略)

 $(2)\sim(6)$ (略)

 $2 \sim 4$ (略)

第5 平均給与額関係

 $1 \sim 4$ (略)

5 補償法第4条第3項による控除日数のうちには、週休日、<u>勤</u>務時間を割り振らない日、休日及び勤務時間法第13条の2第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する超勤代休時間を指定された日又はこれに相当する日が含まれる。

6·7 (略)

- 8 規則16-0第12条の「給 与の総額」とは、次に掲げる額 の合算額をいう。
 - (1) 規則16-0第12条に規 定する平均給与額の算定期間

(ク)・(ケ) (略)

ク (略)

 $(2)\sim(6)$ (略)

 $2 \sim 4$ (略)

第5 平均給与額関係

 $1 \sim 4$ (略)

5 補償法第4条第3項による控除日数のうちには、週休日、<u>休</u> 且及び勤務時間法第13条の2 第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する超勤代休時間を指定された日又はこれに相当する日が含まれる。

6·7 (略)

- 8 規則16-0第12条の「給 与の総額」とは、次に掲げる額 の合算額をいう。
- (1) 規則16-0第12条に規 定する平均給与額の算定期間

((2)及び(3)において「平均給」 与額の算定期間」という。) に係る俸給、扶養手当等月ぎ めの給与の月額(休職等によ り本来の給与の月額の一定割 合を支給することとされてい る場合にあっては、その割合 による額)をその期間の属す る月の総日数から週休日及び 勤務時間を割り振らない日の 日数の合計日数を差し引いた 日数で除して得た額にその期 間の総日数から週休日及び勤 務時間を割り振らない日の日 数の合計日数を差し引いた日 数を乗じて得た額(その期間 内の欠勤等を理由として給与 が減額された場合にあって は、その額から減額された給 与の額に相当する額を差し引 いた額)

(2) 平均給与額の算定期間の属 する月が、規則16-0第8 条の2に規定する合計額に相 当する額がある月であるとき は、当該属する月における通

((2)及び(3)において「平均給 与額の算定期間」という。) に係る俸給、扶養手当等月ぎ めの給与の月額(休職等によ り本来の給与の月額の一定割 合を支給することとされてい る場合にあっては、その割合 による額)をその期間の属す る月の総日数から週休日の日 数を差し引いた日数で除して 得た額にその期間の総日数か ら週休日の日数を差し引いた 日数を乗じて得た額(その期 間内の欠勤等を理由として給 与が減額された場合にあって は、その額から減額された給 与の額に相当する額を差し引 いた額)

(2) 平均給与額の算定期間の属 する月が、規則16-0第8 条の2に規定する合計額に相 当する額がある月であるとき は、当該属する月における通 動についての当該相当する額を当該属する月の総日数から週休日及び勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数を差し引いた日数で除して得た額に平均給与額の算定期間の総日数から週休日及び勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数を差し引いた日数を乗じて得た額

(3) • (4) (略)

 $9 \sim 1.2$ (略)

第9 休業補償関係

 $1 \sim 5$ (略)

6 休業期間中に<u>週休日又は勤務</u> 時間を割り振らない日があった 場合は、<u>それらの日</u>についても 休業補償を支給する。

7 (略)

動についての当該相当する額を当該属する月の総日数から 週休日<u>の日数</u>を差し引いた日数で除して得た額に平均給与額の算定期間の総日数から週休日<u>の日数</u>を差し引いた日数を乗じて得た額

(3) • (4) (略)

 $9 \sim 1.2$ (略)

第9 休業補償関係

 $1 \sim 5$ (略)

6 休業期間中に<u>週休日</u>があった 場合は、<u>その日</u>についても休業 補償を支給する。

7 (略)

以 上

各府省官房長等 殿

人事院事務総局職員福祉局長

早出遅出勤務の円滑な運用について(通知)

一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成6年法律第33号。以下「勤務時間法」という。)第6条第2項の規定に基づく各省各庁の長による勤務時間の割振りに関し、業務の状況や職員の事情等に応じた早出遅出勤務の適正かつ円滑な運用を確保するための取扱いについて定めましたので、令和7年4月1日以降は、これによってください。

なお、これに伴い、「修学等のための早出遅出勤務の円滑な運用に関する指針について(平成18年4月25日職職—157)」及び「障害の特性等に応じた早出遅出勤務の円滑な運用に関する指針について(平成30年12月7日職職—247)」は、廃止します。

記

1 基本的考え方

各省各庁の長は、勤務時間法第6条第2項の規定による勤務時間の割振り 権限に基づき、必要に応じて弾力的な割振りを行い、職員に早出遅出勤務(1 日の勤務時間の長さを変えずに始業及び終業の時刻を通常と異なる特定の時 刻とする勤務)をさせることができる。早出遅出勤務については、より適正か つ円滑な運用の促進を図る観点から、あらかじめ、対象となる職員、勤務時間帯、手続等に関する規程を整備しておく必要がある。当該規程には、原則となる勤務時間帯等のほか、各職場における管理者の判断に基づき、業務の都合や職員の事情に応じた柔軟な勤務時間の割振りが例外的にできる旨を定めておくこともできる。

また、各省各庁の長は、各職場において制度の周知を図ることなどにより、 早出遅出勤務ができる環境の整備を行うことが望ましい。

2 特に配慮が必要な早出遅出勤務

1のとおり、早出遅出勤務は、勤務時間の割振り権限を有する各省各庁の 長によって実施されるものである。しかしながら、特に次に掲げる場合には、 公務の運営に支障が生じない範囲内で、職員の事情等を踏まえ早出遅出勤務 について配慮することが望ましい。

- 一 超過勤務等による職員の疲労の蓄積を防止する必要がある場合(以下「疲 労蓄積防止のための早出遅出勤務」という。)
- 二 「職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について(平成6年7月27日職職-328)」第3の第13項に規定する障害者である職員等に対して配慮が必要な場合(以下「障害の特性等に応じた早出遅出勤務」という。)
- 三 職員の修学等を支援する必要がある場合(以下「修学等のための早出遅出 勤務」という。)
- (注)上記に掲げるもののほか、人事院規則10-11(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限)において、育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務が規定されており、各省各庁の長は、これらの職員から請求があった場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、早出遅出勤務をさせるものとされている。

3 疲労蓄積防止のための早出遅出勤務に係る基準・手続等の参考例

疲労蓄積防止のための早出遅出勤務の運用に当たっては、早出・遅出の「組」のパターンに合わせて、特定日の勤務時間の割振りを変更する方法(一定の要件の下で管理者が割振りを変更する方式や、前日の終業時刻に着目して管理者が翌日の割振りをあらかじめ定められたパターンで変更する方式がある。)や、早出・遅出の「組」のパターンに合わせて、一定期間の勤務時間の割振りを変更する方法が考えられる。

参考モデルを示せば、別添のとおり。

4 障害の特性等に応じた早出遅出勤務及び修学等のための早出遅出勤務に係る基準・手続

障害者である職員等に対しては、自らの希望や障害の特性等に応じて、無理なく、かつ、安定的に働くことができるような環境の整備が求められている。また、職員の修学等を支援することは、職員個人の能力・資質を伸ばし、長期的には公務能率の維持・向上に寄与するものと考えられる。

このような観点から、各職場の状況を踏まえつつも職員の事情や希望をできる限り考慮するため、早出遅出勤務を活用することが考えられる。これを踏まえ、障害の特性等に応じた早出遅出勤務及び修学等のための早出遅出勤務の実施に関する基準・手続を示すと、以下のとおり。

(1) 基準

- ① 各省各庁の長は、他の職員への影響など各職場における状況を十分把握した上で、公務の運営上の支障の有無を判断し、早出遅出勤務の可否を決定する。その際、早出遅出勤務を希望する職員の当該希望する期間に係る業務の内容、業務量、代替者の配置の難易等を総合して当該判断を行う。
- ② 職員の健康及び福祉並びに公務能率の観点から、始業の時刻を午前5

時以後とし、かつ、終業の時刻を午後10時以前とする。

(2) 手続

- ① 早出遅出勤務を希望する職員は、当該希望する理由、始業及び終業時 刻及び期間を明らかにして各省各庁の長に対して申出を行う。
- ② 各省各庁の長は、①の申出があった場合には、公務の運営上の支障の有無について判断の上、当該申出をした職員に対して早出遅出勤務の可否を速やかに通知し、公務の運営上の支障により早出遅出勤務を認めない場合には、当該支障のある日及び時間帯等を記載して通知するとともに、職員からの求めに応じて、その理由を説明する。
- ③ 各省各庁の長は、①の申出に係る事由について確認する必要があると 認める場合には、当該申出をした職員に対して証明書類の提出等を求め る。(例:修学等のための早出遅出勤務の場合であれば、入学証明書や在 学証明書等)
- ④ 職員は、早出遅出勤務の必要がなくなった場合又は始業及び終業時刻若しくは期間を変更する必要が生じた場合その他早出遅出勤務に係る状況について変更が生じた場合には、速やかに各省各庁の長に対してその旨を届け出る。
- ⑤ ①の申出、②の通知、④の届出に関する書類の様式を定める場合の参考例を示せば、別紙1から別紙3までのとおり。なお、障害の特性等に応じた早出遅出勤務に係る①の申出や④の届出については、様式によらず、当該書面に係る記載事項を記載した電子メールを職員が送信する方法、各省各庁の長が自ら職員から聴取した内容を記録する方法等によることもできる。
- (注1)障害の特性等に応じた早出遅出勤務に関して、職員から申出があった場合には、障害者である職員等が、自らの希望や障害の特性等に応じて、無理なく、かつ、安定的に働くことができるような環境の整備が求められ

ていることを踏まえ、当該職員の勤務時間について可能な限り配慮を行うことが必要である。

(注2)修学等のための早出遅出勤務に関して、「修学等」の対象については、 公務能率の維持・向上の観点から、夜間大学の課程や職務と関連性がある セミナー、資格講座等に限定することが基本であるが、必要に応じて、各 省各庁の長の判断により、職務に密接な関連性のあるものに更に限定す ることができる。また、必要に応じて、任期付職員や臨時的職員など一定 期間内に必要な職責を果たすことを目的として採用される職員について は対象としないこと、最低勤続年数や利用回数等の要件を設けることも できる。ただし、役職、職種等により対象を限定することは適当でない。

なお、職場内の他の職員への負担の偏りや職員間の不公平感が生じないように十分留意すべきことは当然であるが、例えば、繁忙部署で勤務していることのみをもって早出遅出勤務を認めないなどとすることは適当でなく、週1日であっても活用の可能性を探るなど、職務に対する職員の士気の維持・向上に努めるものとする。

以 上

- 「疲労蓄積防止のための早出遅出勤務」の場合の勤務時間の割振りを行う 際の参考モデル
- [例1] 早出・遅出の「組」のパターンに合わせて、特定日の勤務時間の割振りを変更する場合

[例1の1] 一定の要件の下で、管理者(各省各庁の長又は権限の委任を受けた者をいう。以下同じ。)が割振りを変更する方式

(1) 要件

- ・ 管理者は、連日にわたり超過勤務により夜間に退庁することを余儀なくされる職員につき、当該職員の負担の軽減に資すると認めるときには、通常よりも遅い始業時刻を指定することができる(なお、遅出勤務の場合、通常よりも終業時刻が遅く指定されていることから、管理者は、当該職員の負担の軽減に資するよう、できる限り終業時刻を超えて超過勤務を行わせないように努めるものとする。)。
- ・ なお、管理者は、業務上、やむを得ず通常よりも早い時刻から勤務する必要がある場合で、かつ、勤務時間の割振りを変更することにより通常より早い時刻に退庁させることができる場合には、当該職員の負担の軽減に資するよう、できる限り勤務時間の割振りをその早い時刻から開始するよう変更して、通常より早い終業時刻で退庁させるよう努めるものとする。
- ・ あわせて、その場合の具体的な勤務時間(早出・遅出の勤務時間)の 割振り(休憩時間を含む。)のパターン(組)をあらかじめ定める(表 1)。

(2) 手続

① 割振り方法

- ・ 管理者は、職員のこれまでの超過勤務の状況(特に遅出勤務を指定する前日の超過勤務の状況)、体調、業務の状況等を考慮した結果、当該職員の翌日の勤務時間を通常より遅い始業とすることが適当と判断した場合には、遅出勤務を指定する前日中に当該職員に対して翌日の勤務時間をどの組にするかにつき口頭で通知する。
- ・ 管理者が職員より早く退庁する等により職員の退庁時刻を直接把握することができない場合には、退庁時刻が○時以降のときは翌日の勤務時間はIV番、○時以降のときはV番とするなどの条件付の割振りを口頭で通知する(あくまでも職員の任意による組の選択ではないことに留意する。)。
- ・ なお、当該職員を翌日に早期始業・早期退庁させる場合には、翌日 の勤務の状況に応じて、あらかじめ定められたパターン(組)から選 択して、その都度割振りを行う。

② 確認方法

早出・遅出勤務が指定された職員は、当該指定された日の登庁後、氏名、前日の退庁時刻(条件付割振りの場合)、変更後の勤務時間(組)、その始業時刻までに登庁したことなどを管理簿等に記入し、管理者の確認を受けた上で、これを勤務時間管理員に提出する。

③ 割振りの効果

職員の勤務時間は、原則として、通知の翌日に限り変更された勤務時間とする。

(表1) 勤務時間の参考モデル

通常の勤務時間 (時差通勤)

勤務時間	休憩時間
------	------

A番	8:30~12:00, 13:00~17:15	12:00~13:00
B番	9:00~12:00, 13:00~17:45	12:00~13:00
C番	9:15~12:00, 13:00~18:00	12:00~13:00
D番	9:30~12:00, 13:00~18:15	12:00~13:00

早出の勤務時間

	勤務時間	休憩時間
I 番	$7:00\sim12:00, 13:00\sim15:45$	12:00~13:00
Ⅱ番	7:30~12:00, 13:00~16:15	12:00~13:00
Ⅲ番	8:00~12:00, 13:00~16:45	12:00~13:00

遅出の勤務時間

	勤務時間	休憩時間
IV番	10:00~12:00, 13:00~18:45	12:00~13:00
V番	10:30~12:00, 13:00~19:15	12:00~13:00
VI番	$11:00\sim12:30, 13:30\sim19:45$	12:30~13:30
VII番	$12:00\sim13:30, 14:30\sim20:45$	13:30~14:30
VII番	13:00~18:00, 19:00~21:45	18:00~19:00

[例1の2] 前日の終業時刻に着目して、管理者が翌日の割振りをあらか じめ定められたパターン(組)で変更する方式

(1) 要件

管理者は、国会関係業務への対応等により、深夜・早朝に退庁することを余儀なくされた職員につき、当該職員の負担の軽減に資すると認められるときには、あらかじめ定められた勤務終了時刻に応じて、

翌日の始業時刻を指定することができる(表2)(なお、当該職員を翌日に早期始業・早期退庁させる場合には、あらかじめ定められたパターン(組)によることができないので、翌日の業務の状況に応じて、その都度割振りを行う。)。

(2) 手続

- ・ 管理者は、職員と当日の終業見込み時刻や翌日の業務等の予定に関する打合せを行い、遅出勤務とすることが必要であると認められる場合には、あらかじめ定められた組の勤務時間で翌日の勤務を行うよう指定する。
- ・ 早出・遅出勤務をした職員は、出勤後、氏名、前日の退庁時刻、変 更後の勤務時間(組)、その始業時刻までに登庁したことなどを管理 簿等に記入し、管理者の確認を受けた上で、これを勤務時間管理員に 提出する。

(表2) 退庁時刻と翌日の勤務時間の参考モデル

退庁時刻	翌日の勤務時間
23時まで	IV番(10:00~18:45)
23時以降24時まで	VI番(11:00~19:45)
24時以降25時まで	VII番(12:00~20:45)
25時以降	VⅢ番(13:00~21:45)

*具体的な勤務時間の割振りについては、表1の参考モデルを参照のこと

[例2] 早出・遅出の「組」のパターンに合わせて、一定期間の勤務時間の割 振りを変更する場合

職員の超過勤務の縮減及び職員の疲労蓄積の防止の観点から、各府省の事情等に応じて、次のような規定を設けることも考えられる。

(1) 要件

- ・ 国会関係業務、国際関係業務等、業務の必要上、一定期間、連続して通常より早い時刻から勤務させることが必要な業務又は通常より遅い時刻から勤務させることが必要な業務につくことが見込まれる職員につき、管理者は、職員の健康及び福祉も考慮の上、期間を指定して、通常より早い始業時刻又は遅い始業時刻を定めることができる。
- ・ あわせて、その場合の具体的な勤務時間の割振り(休憩時間も含む。) のパターン(組)を定める(勤務時間の参考モデルは、表1に同じ。)。

(2) 手続

① 原則

対象とされた職員は、指定された期間中は早出・遅出の勤務時間 が基本となる。

② 例外

早出・遅出勤務により業務に支障が生じるおそれがある場合については、管理者は、前日中に職員に対して口頭で通常の勤務時間で勤務することを通知することによって、通常の勤務時間の割振りとすることができる。

この場合、職員は、原則として、通知を受けた翌日に限り通常の勤務時間となる。

各府省官房長等 殿

人事院事務総局職員福祉局長

令和7年4月のフレックスタイム制の改正施行時の取扱い等について (通知)

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第73号。以下「令和5年改正法」という。)及び人事院規則1-82(一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係人事院規則の整備等に関する人事院規則)に基づき、令和7年4月1日に、改正後のフレックスタイム制の基準(改正後の勤務時間法(令和5年改正法第3条の規定による改正後の一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成6年法律第33号)をいう。以下同じ。)第6条第3項の規定をいう。以下同じ。)が施行されます。この施行の際の取扱い等に関する留意事項を下記のとおり通知しますので、適正な運用の確保に努めていただくようお願いします。

記

1 各省各庁の長は、改正前のフレックスタイム制の基準(改正前の勤務時間法 (令和5年改正法第3条の規定による改正前の一般職の職員の勤務時間、休暇 等に関する法律をいう。以下同じ。)第6条第3項又は第4項の規定をいう。 以下同じ。)による勤務時間の割振りを行おうとする場合において、単位期間 の末日としようとする日が改正後のフレックスタイム制の基準の施行日(令和7年4月1日。以下「施行日」という。)以後に到来するときは、人事院規則1一82附則第2条の規定を適用し、同条の規定により1週間、2週間又は3週間に短縮された単位期間について改正前のフレックスタイム制の基準による勤務時間の割振りを行い、かつ、当該単位期間の末日の翌日から施行日の前日(令和7年3月31日)までの期間について改正前の勤務時間法第6条第2項に基づき勤務時間を割り振ることを基本とすること。

なお、同規則附則第2条の規定を適用せず、単位期間の末日を施行日以後として改正前のフレックスタイム制の基準による勤務時間の割振りを行うことも差し支えないが、施行日以後の期間に係る勤務時間の割振りは施行日に無効となるため、単位期間の初日から施行日の前日までの期間に係る勤務時間の割振りについては、できる限り、1週間当たり38時間45分(1週間未満の端数が生ずる場合にあっては、1日当たり7時間45分)となるように留意すること。また、前述のとおり、施行日以後の期間に係る勤務時間の割振りは、施行日に無効となるため、フレックスタイム制を施行日以後も引き続き適用する場合には、改正後のフレックスタイム制の基準に基づき、施行日以後に改めて、新たな単位期間により勤務時間を割り振る必要があることにも留意すること。

- 2 改正前の勤務時間法第8条の規定により、改正前の勤務時間法第6条第4項 の規定により週休日とされた日について週休日の振替等を行う場合、施行日以 後に係る週休日の振替等は施行日に無効となるため、各省各庁の長は、このよ うな週休日の振替等を行わないように留意すること。
- 3 各省各庁の長は、改正後のフレックスタイム制の基準の適用開始に当たり、 部局又は機関内の職員について単位期間の初日を合理的と考えられる特定の日 (例えば、施行日以後最初に到来する月曜日)に統一することが公務の円滑な 運営に必要と認める場合には、当該特定の日の前日までの間は、公務の運営に 支障があることを理由として改正後の勤務時間法第6条第2項の規定により勤

務時間を割り振ることとしても差し支えないこと。

- 4 各省各庁の長は、人事院規則1-82第11条の規定による改正(第2号において単に「改正」という。)前の人事院規則15-14(職員の勤務時間、休日及び休暇)において、第1号に掲げる職員(研究業務等に従事する職員、特定専門スタッフ職員及び矯正医官)については当該職員の申告どおりに勤務時間を割り振り、第2号に掲げる職員(育児又は介護を行う職員等)についてはできる限り、当該職員の申告どおりとなるように週休日を設定し、及び勤務時間を割り振ることとされていた趣旨を踏まえ、これらの職員への改正後のフレックスタイム制の基準の適用に当たっては、できる限り、これらの職員の申告どおり勤務時間を割り振らない日を設定し、又は勤務時間を割り振ることが望ましいことに留意すること。ただし、公務の運営に支障が生ずると認められる場合には、この限りではないこと。
 - 一 試験研究又は調査研究に関する業務を行う機関に勤務し、これらの研究業務に従事する職員その他これに類する職員として各省各庁の長が認める職員及び矯正医官
 - 二 改正後の人事院規則 1 5 1 4 第 4 条の 3 第 1 項第 2 号に規定する育児介 護等職員として申告をした職員

以 上

【参考資料】

第4項第1号に掲げる職員について、改正前の規定は以下のとおり。

○試験研究又は調査研究に関する業務を行う機関に勤務し、これらの研究業務 に従事する職員その他これに類する職員として各省各庁の長が認める職員

給与法別表第7研究職俸給表の適用を受ける職員(試験所、研究所その他の試験研究又は調査研究に関する業務を行う機関の長及び次長を除く。以下「特定研究職員」という。)、任期付研究員法第3条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「任期付研究員」という。)若しくは試験研究に関する業務の遂行を支援する業務に従事する職員(特定研究職員のうち試験研究に関する業務に従事する職員又は任期付研究員の指揮監督の下に業務の相当の部分を自らの判断で遂行する職員に限る。)又は特定専門スタッフ職員(給与法別表第10専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員のうち、調査、研究又は情報の分析を主として行う職員その他各省各庁の長が人事院と協議して定める職員をいう。)

〇矯正医官

矯正施設 (矯正医官の兼業の特例等に関する法律 (平成27年法律第62 号)第2条第1号に規定する矯正施設をいう。以下同じ。)の長である矯正 医官 (同条第2号に規定する矯正医官をいう。以下同じ。)以外の矯正医官 であって、矯正施設の外の医療機関、大学その他の場所における医療に関す る調査研究若しくは情報の収集若しくは交換又は矯正施設内における医療に 関する調査研究に従事するもの

各府省官房長等 殿

人事院事務総局職員福祉局長

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部の 施行等に伴う関係人事院事務総局職員福祉局長通知の一部改正につ いて(通知)

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第73号)の一部の施行等に伴い、下記に掲げる人事院事務総局職員福祉局長通知の一部をそれぞれ次のとおり改正したので、令和7年4月1日以降は、これによってください。

記

1 休憩時間の運用について(平成30年12月7日職職-246)

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分を これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のよ うに改める。

改 正 後	改 正 前
1 • 2 (略)	1・2 (略)
3 各省各庁の長があらかじめ運用	3 各省各庁の長があらかじめ運用
通知 <u>第6の第3項</u> の申出に関する	通知第6の第3項から第6項まで

書類の様式を定める場合の参考例 を示せば、別紙1及び別紙2のと おりであること。

- 4 運用通知第3の第13項に規定 する職員に係る運用通知第6の第 3項の申出については、書面によ らない方法で行うことも可能であ り、その場合の方法としては、当 該書面に係る記載事項について、 様式によらず、職員が電子メール を送信する方法や、各省各庁の長 が職員から聴取した内容を記録す る方法等が考えられること。
- 5 運用通知<u>第6の第3項(2)ア</u>の「適切な実施を確保できない場合」とは、<u>在宅勤務等を行う場所</u>と通常の勤務場所との間の移動並びに当該職員の食事及び疲労の回復のために必要な時間を確保することができない場合をいうこと。
- 6 運用通知<u>第6の第3項(3)イ</u>の 「交通機関を利用する時間」は、 交通機関を利用するために待つ時間及び乗り継ぎのために待つ時間 を含むものであること。
- 7 運用通知第6の第3項(3)ウの

- の申出に関する書類の様式を定め る場合の参考例を示せば、別紙1 及び別紙2のとおりであること。
- 4 規則第4条の5の2に規定する職員に係る運用通知第6の第3項から第6項までの申出については、書面によらない方法で行うことも可能であり、その場合の方法としては、当該書面に係る記載事項について、職員が電子メールを送信する方法や、各省各庁の長が職員から聴取した内容を記録する方法等が考えられること。
- 5 運用通知<u>第6の第4項(1)</u>の「適 切な実施を確保できない場合」と は、<u>職員の住居</u>と通常の勤務場所 との間の移動並びに当該職員の食 事及び疲労の回復のために必要な 時間を確保することができない場 合をいうこと。
- 6 運用通知<u>第6の第5項(4)</u>の「交通機関を利用する時間」は、交通機関を利用するために待つ時間及び乗り継ぎのために待つ時間を含むものであること。
- 7 運用通知<u>第6の第5項(5)</u>の「交

「交通機関の混雑の程度」とは、 職員が通常の勤務における登庁又 は退庁の時間帯に常例として利用 する交通機関の混雑の程度をいう こと。

また、母体又は胎児の健康保持への影響については、母子保健法(昭和40年法律第141号)に規定する保健指導又は健康診査に基づく指導事項により判断するものとすること。

8 (略)

通機関の混雑の程度」とは、職員が通常の勤務における登庁又は退 庁の時間帯に常例として利用する 交通機関の混雑の程度をいうこ と。

また、母体又は胎児の健康保持への影響については、母子保健法(昭和40年法律第141号)に規定する保健指導又は健康診査に基づく指導事項により判断するものとすること。

8 (略)

休棚時間変更事由届 (第6の第3項(2/イ及び同項(3)アからウまで関係) (年 月 日提出)

		日又は消滅日:	年 月 日			
(大額)(法問じか)	AFE CAT.					
] 1 小学核	交就学の姓	対期に達するまでの		競務教育	f学校0) 前期課程若しくは
援学校の 子の氏名	〉小学部に	就学している子の#	情			1
子の生年月日	1又は出産	予定日	年	月	В	1
] 2 要介護	者の介護					
要介護者の	D氏名	職員との続柄	要介護者の	>状態及	び具体	的な介護の内容
	交就学の姓	縮後の休憩時間:[対期に達するまでの 就学している子の意	子又は小学校、教		学校の	D前期課程若しくは
	交就学の始 >小学部に	が期に達するまでの 就学している子の意	子又は小学校、教		子校の 日) 前期課程者しくは
援学校の 子の氏名 子の生年月日 12 要介護	交就学の始)小学部に 日又は出産 者の介護	京期に達するまでの 就学している子の意 予定日	子又は小学校、書 教育 年	男務教育	B]
援学校の 子の氏名 子の生年月日	交就学の始)小学部に 日又は出産 者の介護	部に達するまでの 就学している子の意 予定日	子又は小学校、書 教育 年	男務教育	B	的期課程者しくは
援学校の 子の氏名 子の生年月日 12 要介護	交就学の針 シ小学部に 日又は出産 養者の介護 D氏名	部に達するまでの 就学している子の事 予定日 職員との続柄	子又は小学校、書 教育 年	男務教育	B]
接学校の子の氏名 子の任年月日 日2 要介護 要介護者の 3 通勤時	交就学の針 シ小学部に 日又は出産 養者の介護 D氏名	部に達するまでの 就学している子の事 予定日 職員との続柄	子又は小学校、書 教育 年	男務教育	B]
接学校の子の氏名 子の任名月 子の生年月日 12 要介護 要介護者の 3 通勤時	交就学の始 ウ小学部に 日又は出産 香者の介護 D氏名 制間の短縮	部に達するまでの 就学している子の事 予定日 職員との続柄	子又は小学校、書 教育 年	男務教育	B]

休憩時間変更事由届 (第6の第4項|2及が第5項(1から)5まで関係) (年 月 日提出)

		殿	All Maries		(CASITE)	
	1し、次の	る。) のとおり休憩時間を 或した(する)ので		し出ま	† .	
休憩時間の □ 1 小学校	延長 (延 (就学の始	日又は消滅日: 長の内容: 分 治期に達するまでの 就学している子の動	・ → 分) 子又は小学校、劃		学校の前期記	果程若しくは特
子の氏名	9 9 11000	170 0 0 1 10 1 10 1				
子の生年月日	又は出角	6予定日	年	月	B	
□2 要介護	者の介護	ı				
要介護者の	氏名	職員との続柄	要介護者の	状態及?	グ具体的な介	護の内容
子の氏名 子の生年月日 コ2 小学校		全予定日 マ育学校の前期課程>	年	月の小学部	日 駅に就学して	いる子の送迎
子の氏名						
子の氏名 子の生年月日 送迎が 必要な理由			年	月	В	
子の生年月日 送迎が 必要な理由		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	年	月	B	
子の生年月日 送迎か	者の介護	職員との統括			万具体的な介	護の内容
子の生年月日 送迎が 必要な理由	者の介護	職員との統括				護の内容
子の生年月日 送迎が 必要な理由 3 要介護 要介護者の 4 通勤時 変更前後の	者の介護	職員との統括				護の内容
子の生年月日 送迎が 必要な理由 3 要介護 要介護者の	者の介護氏名	職員との統括				護の内容
子の生年月日 送迎が 必要な理由 3 要介護 要介護 要介護 要介護 を更前後の の 変更前後の及	者の介護 氏名 間の短縮 変更前 変更後	職員との統約				護の内容

1 Ⅱ3 「通勤時間の短縮」に係る「変更前」欄及び「変更後」欄の記入方法は、次の記入例を参照す る。 記入例

変更前後の 通勤経路及	変更前	10分 30分 官署 徒歩 〇〇停留所 バスー 自宅 17:15 17:55発 18:30着 終業	
で通動時間	変更後	10分 30分 官署 徒歩 〇〇停留所 バス 自宅 17:00 17:15発 17:50着 終業	

2 備考欄は、例えば人事担当部局において公務の運営の支障の有無等を記入する場合に用いる。

(裏面)

記入上の注意

1 Ⅱ4 「通勤時間の短縮」に係る「変更前」欄及び「変更後」欄の記入方法は、次の記入例を参照す る。 記入例

変更前後の通勤経路及	変更前	10分 30分 宜署 徒歩 〇〇停留所 バスー 自宅 17:15 17:55発 18:30着 終業
近期を話及び通勤時間	変更後	10分 30分 <u>官署</u> 徒歩 〇○停留所 バス <u>自宅</u> 17:15発 17:50着 終業

2 備考欄は、例えば人事担当部局において公務の運営の支障の有無等を記入する場合に用いる。

別紙2

休憩時間变更事由届 (第6の第3項(1)、12)ウ、13江及び(4)関係)

(年月日提出)

3に該当する事由が消滅し		を変更したいの で申し出ます。	C I DIME I	10
出の事由の事実発生日又	お背滅日:	年 月 日	3)	
身体障害者手根、原育				
(障害者の雇用の促進等) 勤務時間の割振りにつ	って配慮を必要	更とする者とし7		
#9条第1項に規定する(制東管理医か設	8めるもの		
休憩時間の変更の類型	口分割	口延長	□短縮	口追加
体験時間の変更の				
具体的内容				
体態時間の変更を 必要とする理由				
Carlot Control (Market)				

記入上の注意

備考欄は、例えば人事担当部局において公務の運営の支障の有無等を記入する場合に用いる。

別紙2

休憩時間変更事由届 (第6の第3項、第4項(3)、第5項の制及び第6項関係) (年 月 日提出)

次の事由に該当し、次のと 次に該当する事由が消滅し			で申し出ます。	
出の事由の事実発生日又	北角滅日:	年 月 日	3)	
] 身体障害者手帳、障育 (障害者の雇用の促進等)				
(単書者の常用の促進等) 動務時間の割振りについ 第9条第1項に規定する(いて配慮を必要	Eとする者として		
SECONDET SECONDET OF	(C.01 M - 224277 W)			
休憩期の変更の類型	口分割	口延長	□短縮	口追加
休憩時間の変更の 具体的内容				
23.0.4.14				
体態時間の変更を 必要とする理由				
必要とする種類				

記入上の注意

備考欄は、例えば人事担当部局において公務の運営の支障の有無等を記入する場合に用いる。

2 超過勤務を命ずるに当たっての留意点について(平成31年2月1日職職— 22)

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する 改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
1~5 (略)	$1 \sim 5$ (略)

- 6 長時間の超過勤務を命ぜざるを 得ない場合の職員の健康への配慮
 - (1) 長時間の超過勤務が継続することは、職員の心身の健康及び福祉に害を及ぼすおそれがあることがあること。また、公務のの選営の必要上、職員に長時間の超過勤務を一定期間命ぜざるを得ない場合については、人事担当ない場合については、人事担当を受ける方策などにより、必要最小限にとどめるよう努めること。

とりわけ<u>週休日又は勤務時間</u> 法第6条第3項の規定による勤 務時間を割り振らない日におい て勤務を命ずる場合には、職員 の健康及び福祉に与える影響の

- 6 長時間の超過勤務を命ぜざるを 得ない場合の職員の健康への配慮
 - (1) 長時間の超過勤務が継続することは、職員の心身の健康及び福祉に害を及ぼすおそれがあることがあること。また、公務のの選問の必要上、職員に長時間の超過勤務を一定期間命ぜざるを関い場合については、人事担当ない場合については直後に報告といる方策などにより、必要を受ける方策などにより努めること。

とりわけ<u>週休日</u>において勤務 を命ずる場合には、職員の健康 及び福祉に与える影響の大きさ に鑑み、特に厳重に出勤の必要 性のチェックを行うこと。

 大きさに鑑み、特に厳重に出勤

 の必要性のチェックを行うこと。

 (2) (略)
 (2) (略)

 7 (略)
 7 (略)

以 上

各府省人事担当課長 殿

人事院事務総局職員福祉局職員福祉課長

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部の 施行等に伴う関係人事院事務総局職員福祉課長通知の整備について (通知)

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第73号)の一部の施行等に伴い、関係人事院事務総局職員福祉課長通知を下記のとおり整備したので、令和7年4月1日以降は、これによってください。

記

1 「異動日を挟んだ週休日の振替等の取扱いについて(平成25年2月1日職職-25)」の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する 改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
I. 事前振替の原則	I. 異動前の週休日とされた日に勤
週休日の振替等は、職員の適正	務する必要がある場合
な勤務条件の確保の観点から当然	1. 事前振替の原則
に事前 (勤務することを命ずる必	週休日の振替等は、職員の適

要がある日及び週休日等に変更する日の到来前)に行わなければならないものとされている。

なお、事前に週休日の振替等を 行うことができなかった場合の当 該週休日等における勤務について は、全て超過勤務となる。 正な勤務条件の確保の観点から 当然に事前(異動前の週休日と された日に勤務するまで)に行 わなければならないものとされ ている。

なお、緊急の業務等によって 事前に週休日の振替等を行うこ とができなかった場合における 当該日の勤務については、全て 超過勤務となる。

2. 具体的な取扱い

- (1) 異動前の週休日とされた日 における勤務を命ずる時点で 異動することが明らかでない 場合
 - ア 異動前の週休日とされた
 日に勤務した後に異動する
 ことが明らかとなった場合
 週休日の振替等により異
 動前の週休日とされた日に
 勤務を命ずる時点では異動することが明らかでなく、
 当該日に勤務した後に異動することが明らかとなった
 場合であって、振替による
 週休日(人事院規則 15 一

14 (職員の勤務時間、休日 及び休暇)第6条第2項に 規定する4時間の勤務時間 の割振り変更を行う場合に あっては、4時間の勤務時間の割振りをやめる日。以 下同じ。)が異動日以後に 設定されていたときには、 公務の円滑な運営、職員の 健康及び福祉、職員の適正 な勤務条件の確保等の観点 を踏まえ、次のとおり取り 扱うこととする。

① 各省各庁の長を同じくする他の官職に異動する場合

職員が現に任命されている官職と各省各庁の長 (勤務時間法第3条に規定する各省各庁の長をいう。なお、勤務時間の割振りに関する権限が委任されている場合も、委任元の当該各省各庁の長をいう。以下同じ。)を同じくする他の官職に異動

する場合には、異動日以 後に既に設定されていた 振替による週休日を有効 なものとして取り扱うと ともに、当該職員の異動 後の勤務時間の割振り権 者(各省各庁の長及び勤 務時間の割振りに関する 権限の委任を受けた者を いう。以下同じ。)は、 当該職員の異動後の業務 の状況等を踏まえ、必要 に応じて、既に設定され ていた振替による週休日 を振替可能期間(勤務時 間法第8条に規定する人 事院規則で定める期間を いう。以下同じ。) 内に ある別の日に変更するこ とができることとする。 この場合において、当

ごの場合において、当 該職員の異動前の勤務時間の割振り権者は、当該職員に対し、異動日以後に既に設定されていた振替による週休日は有効な

ものとして取り扱われる こと及び振替による週休 日は異動後の業務の状況 等によって別の日に変更 される可能性があること を速やかに口頭等で通知 するとともに、当該職員 の異動後の勤務時間の割 振り権者に対し、週休日 の振替等に係る資料の写 しを速やかに送付するも のとする。

なお、異動日以後の振 替による週休日に勤務さ せる必要がある場合にお ける当該日の勤務につい ては、全て超過勤務とな る。

② 各省各庁の長を異にする他の官職に異動する場合

職員が現に任命されている官職と各省各庁の長を異にする他の官職に異動する場合には、当該職員の異動前の各省各庁の

長とは異なる異動後の各 省各庁の長が当該職員に 新たに勤務時間を割り振 ることから、結果的に異 動日以後の振替による週 休日はなくなることとな る。

職員の適正な勤務条件 の確保等の観点から、こ のような事態が生じるこ とを可能な限り避けるこ とが適当であり、各省各 庁の長は、職員の異動の 可能性等を踏まえ、この ような週休日の振替等を 可能な限り行わないよう に留意する必要がある。

イ 異動前の週休日とされた日に勤務するまでに異動することが明らかとなった場合

週休日の振替等により異動前の週休日とされた日に 勤務を命ずる時点では異動することが明らかでなかったが、当該日に勤務するま

でに異動することが明らかとなった場合であって、振替による週休日が異動日以後に設定されていたときには、公務の円滑な運営、職員の健康及び福祉、職員の適正な勤務条件の確保等の観点を踏まえ、次のとおり取り扱うこととする。

- ① 振替可能期間内で、かつ、異動日の前日までに振替による週休日を設けることができる場合には、既に設定されていた振替による週休日を変更することとする。
- ② ①のとおり振替による 週休日を変更することが できない場合であって、 職員が現に任命されてい る官職と各省各庁の長を 同じくする他の官職に異 動するときには、次のい ずれかの方法によること とし、職員が現に任命さ れている官職と各省各庁

- の長を異にする他の官職 に異動するときには、i の方法によることとす る。
- i 週休日の振替等を取り消す。なお、異動前の週休日とされた日における勤務は超過勤務となる。
- ii 当該職員の異動前の 勤務時間の割振り権者 は、当該職員の異動後 の勤務時間の割振り権 者に対し、当該職員が 異動日以後の振替可能 期間にある日に勤務し ないことが業務の円滑 な運営に支障をきたす おそれがないかを確認 し、当該職員の異動後 の勤務時間の割振り権 者がそのおそれがない と判断した場合には、 当該日を振替による週 休日とする週休日の振 替等を行うことができ

ることとする。この場合における当該職員の 異動後の勤務時間の割振り権者への関係資料の送付や異動日以後の振替による週休日に勤務させる必要がある場合の当該週休日における勤務の取扱いについては、(1)ア①によることとする。

左だし、当該職員の 異動後の勤務時間の割振り権者が、当該職員が勤務しない 三とが業務の円滑な運営に支障をきたすまた。 当はですると判断した場合には、当該職員の勤務時間の制援の動務時間の振替等を取り消す。なおお、現動前の週休日とされた。 異動前の週休日とされた。 とり消する勤務は超過た日における勤務は超過数となる。

(2) 異動前の週休日とされた日

Ⅱ. 週休日の振替等が異動日を挟ん Ⅱ. 異動前の勤務日を週休日に変更 で行われる場合等の具体的な取扱 11 別表のとおり。

における勤務を命ずる時点で| 異動することが明らかである 場合

週休日の振替等により異動 前の週休日とされた日に勤務 を命ずる時点で異動すること が明らかである場合には、(1) イに準じて取り扱うものとす る。

- していた場合
 - 1. 振替による週休日を週休日と して休んだ後に異動する場合 振替による異動前の週休日を 週休日として休んだ後、振替に よる勤務日(4時間の勤務時間 の割振り変更を行う場合にあっ ては、4時間の勤務時間を割り 振る日。以下同じ。) とされた 日が到来するまでの間に異動が あると、当該職員の異動前の勤 務時間の割振り権者は、当該日 に週休日の振替等によって命じ ようとしていた勤務に当該職員 を従事させることができなくな ることから、週休日の振替等を

- Ⅲ. 代休日及び超勤代休時間の取扱 Ⅲ. 代休日及び超勤代休時間の取扱 11
 - 1. 代休日の取扱い

Ⅱは、勤務時間法第15条第1 項に規定する代休日の取扱いに 関して準用するものとする。

2. 超勤代休時間の取扱い

勤務時間法第13条の2第1項 に規定する超勤代休時間につい ては、Ⅱの趣旨を踏まえ、適切| に対応するものとする。

この場合、当初指定した超勤 代休時間を改めて別の日に指定| するときには、当該超勤代休時 間と同じ時間数の超勤代休時間

行うに当たっては、このような| ことが生じないよう十分に留意 する必要がある。

2. 振替による週休日とされた日 が到来するまでに異動すること が明らかとなった場合

振替による週休日とされた日 が到来するまでに異動すること が明らかとなった場合は、週休 日の振替等を取り消すこととす <u>る。</u>

- 11
 - 1. 代休日の取扱い

I は、勤務時間法第 15 条第 1 項に規定する代休日の取扱いに 関して準用するものとする。

2. 超勤代休時間の取扱い

勤務時間法第13条の2第1項 に規定する超勤代休時間につい ては、Iの2の趣旨を踏まえ、 適切に対応するものとする。

この場合、当初指定した超勤 代休時間を改めて別の日に指定 するときには、当該超勤代休時 間と同じ時間数の超勤代休時間

を職員の意向を確認した上で指 定するなど職員にとって不利益 な取扱いとならないように留意 する必要がある。

IV. その他

週休日の振替等を行うに当たっては、勤務日や週休日等の変更という重要な勤務条件の変更に際して職員に確実にその内容を伝えることが必要であることを踏まえ、職員にその内容を記載した文書により通知することを原則としている点を含め、週休日の振替等に関する人事院規則等の規定に則って適切に対応することとする。

を職員の意向を確認した上で指 定するなど職員にとって不利益 な取扱いとならないように留意 する必要がある。

IV. その他

週休日の振替等を行うに当たっては、勤務日や週休日の変更という重要な勤務条件の変更に際して職員に確実にその内容を伝えることが必要であることを踏まえ、職員にその内容を記載した文書により通知することを原則としている点を含め、週休日の振替等に関する人事院規則等の規定に則って適切に対応することとする。

- 2 次に掲げる人事院事務総局職員福祉課長通知は、廃止する。
 - (1) 障害を有する職員に係る勤務時間の割振り等の手続について(平成30年 12月7日職職-250)
 - (2) 「超過勤務を命ずるに当たっての留意点について」に定める早出・遅出勤務の活用について(平成31年2月1日職職-23)

以 上

異動が判明する時点 振替後の形		% ДТ /		
	振替後の 勤務日	旅 省(女の形	異動日を挟む振替の取扱い
	又は 週休日	異動前	異動後	
週休日の振替を 行った後	到来前 ——	勤務日	週休日	【原則】振替後の週休日とする日を振替可能期間内にある異動前の別の日に変更することとし、変更できない場合は、 振替を取り消す(①) 【例外】各省各庁の長が同一であって、かつ、公務運営上の支障がない場合は、振替を引き続き有効とすることも可能(③)
		週休日	勤務日	異動前の勤務時間の割振り権者は、異動後の官職における勤務を命ずる権限がないため、振替を取り消す(①)
	到来後	勤務日	週休日	各省各庁の長が同一の場合は、振替は有効(③) <u>各省各庁の長が異なる場合は、振替後の週休日のみ無効となる</u> (注)既に到来した振替後の勤務日は、正規の勤務時間を勤務したものとして取り扱う
		週休日	勤務日	振替後の勤務日のみ無効となる (注)既に到来した振替後の週休日は、勤務時間が割り振られていなかったものとして取り扱う
週休日の振替を行う前		勤務日	週休日	【原則】このような振替は行わず、異動前の週休日と異動前の勤務日との間で振替を行うか、振替を行わない(②) 【例外】各省各庁の長が同一であって、かつ、公務運営上の支障がない場合は、このような振替を行うことも可能(③)
		週休日	勤務日	異動前の勤務時間の割振り権者は、異動後の官職における勤務を命ずる権限がないため、振替は行うことができない(②)

【用語の定義】

- ・各省各庁の長:勤務時間法第3条に規定する各省各庁の長をいう。なお、勤務時間の割振りに関する権限が委任されている場合も、委任元の当該各省各庁の長をいう
- ・勤務時間の割振り権者:各省各庁の長及び勤務時間の割振りに関する権限の委任を受けた者をいう
- ・週休日の振替(振替):人事院規則15-14第6条第2項に規定する週休日の振替等をいう
- ・振替可能期間:勤務時間法第8条第1項に規定する人事院規則で定める期間をいう
- ・振替後の週休日(当初の勤務日):振替により週休日等に変更する日をいう
- ・振替後の勤務日(当初の週休日):振替により勤務時間を割り振る日をいう

【留意点】

- ・不適切な振替(二重下線の例)だけでなく、原則として、定期的な異動日(4月1日等)を挟む週休日の振替は、できる限り行わないことが適切である
- ・①及び②の場合の週休日の勤務は、全て超過勤務として取扱う
- ・③の場合、異動後の勤務時間の割振り権者において、振替後の週休日を振替可能期間内にある別の日に変更することも可能
- ・③の場合、異動前の勤務時間の割振り権者は、当該異動する職員に対し、週休日の振替は有効であること及び異動後の状況により振替後の週休日が変更される可能性がある ことを速やかに口頭等で通知すること。また、異動後の勤務時間の割振り権者に対し、週休日の振替に関する資料の写しを速やかに送付すること